

# 横浜市環境管理計画 改定素案

～環境政策のさらなる総合的な推進～

平成 30 年 6 月

横浜市



# 目次

第1章	計画の改定にあたって	
1	計画の位置付け等	2
2	改定の経緯	3
3	改定の背景	4
4	改定の考え方	8
第2章	横浜が目指す将来の環境の姿	
1	横浜が目指す将来の環境の姿	10
2	地域ごと及び主体ごとの将来の姿	10
3	将来の環境の姿の実現に向けた環境行政の基本的な考え方	14
4	計画の構成	15
第3章	環境政策のさらなる総合的な推進に向けて	
1	5つの取組姿勢	18
2	持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用	28
第4章	総合的な視点による基本政策	
基本政策1	環境と人・地域社会	32
基本政策2	環境と経済	36
基本政策3	環境とまちづくり	42
第5章	環境側面からの基本施策	
基本施策1	地球温暖化対策	50
基本施策2	生物多様性 [生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）]	55
基本施策3	水とみどり	74
基本施策4	都市農業	78
基本施策5	資源循環	81
基本施策6	生活環境	85
基本施策7	環境教育・学習 [環境教育等行動計画]	93
第6章	環境の評価と公表等	
1	環境の評価と公表	100
2	市の環境配慮行動の推進	102
3	環境の保全及び創造に向けた指針	104

## 資 料

資料 1	計画のこれまでの経緯 .....	108
資料 2	計画改定の経過 .....	109
資料 3	現行計画の取組状況 .....	109
資料 4	答申の反映状況 .....	110
資料 5	主な関連計画等の概要 .....	112
資料 6	横浜市の地域特性 .....	114
資料 7	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例.....	116
資料 8	環境に関する主な指針 .....	120
資料 9	用語説明 .....	123

# 第1章

## 計画の改定にあたって

- 1 計画の位置付け等
- 2 改定の経緯
- 3 改定の背景
- 4 改定の考え方

## 1 計画の位置付け等

### (1) 計画の位置付け

「横浜市環境管理計画（以下「環境管理計画」又は「本計画」という。）」は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例（以下「基本条例」という。）」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

「横浜市地球温暖化対策実行計画」や「横浜市水と緑の基本計画」など、環境分野の様々な個別計画等を環境管理計画と整合させて策定し、施策・事業に取り組むことで、環境行政を総合的に推進するとともに、環境の状況を分かりやすく年次報告書等で発信しています。

なお、今回の改定では、「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略である「生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）」を本計画に組み込み、主な内容を第5章 基本施策2「生物多様性」に記載します。

また、これまでも推進してきた環境教育・学習も、全ての環境施策に通じる土台として本計画に組み込みます。主な内容を第5章 基本施策7「環境教育・学習」に記載し、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境教育等行動計画」として位置付けます。

### (2) 計画期間

現行の環境管理計画の計画期間は、「横浜市基本構想（長期ビジョン）」と合わせた2025年度までとしています。具体的な事業実施に関する短期的な目標は、「横浜市中期4か年計画2014~2017」と整合させ2017年度までの期間で設定しています。今回の改定では、中長期的な視点で環境施策が目指す方向性を示していくため、2025年度までの目標を示すこととしました。



図 現行計画の計画期間

- 1 計画の位置付け等
- 2 改定の経緯

## 2 改定の経緯

今回の改定は、現行の環境管理計画と、「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略である生物多様性横浜行動計画（ヨコハマ b プラン）の短期的な目標期間（2017 年度）の満了に伴うものです。前回の改定（2015 年 1 月）から 3 年が経過し、関連する各環境分野の個別計画と整合を図りながら、計画を着実に推進してきた一方で、進捗管理や評価が個別計画の進捗管理や評価の内容と重複し、分かりにくい状況となっています。また、様々な環境分野が抱える諸課題が社会や経済とより深く関わり、多様化・複雑化していることなど社会状況の変化等を受けて、2017 年 10 月に横浜市環境創造審議会へ「横浜市環境管理計画及び生物多様性横浜行動計画の改定について」を諮問しました。

これを受けて横浜市環境創造審議会において社会状況の変化、環境への市民意識、計画の取組状況や課題等を踏まえて検討を重ね、2018 年 3 月に環境政策のさらなる総合的な推進に向けた答申をいただきました。その答申を踏まえ、この度、改定素案として取りまとめました。

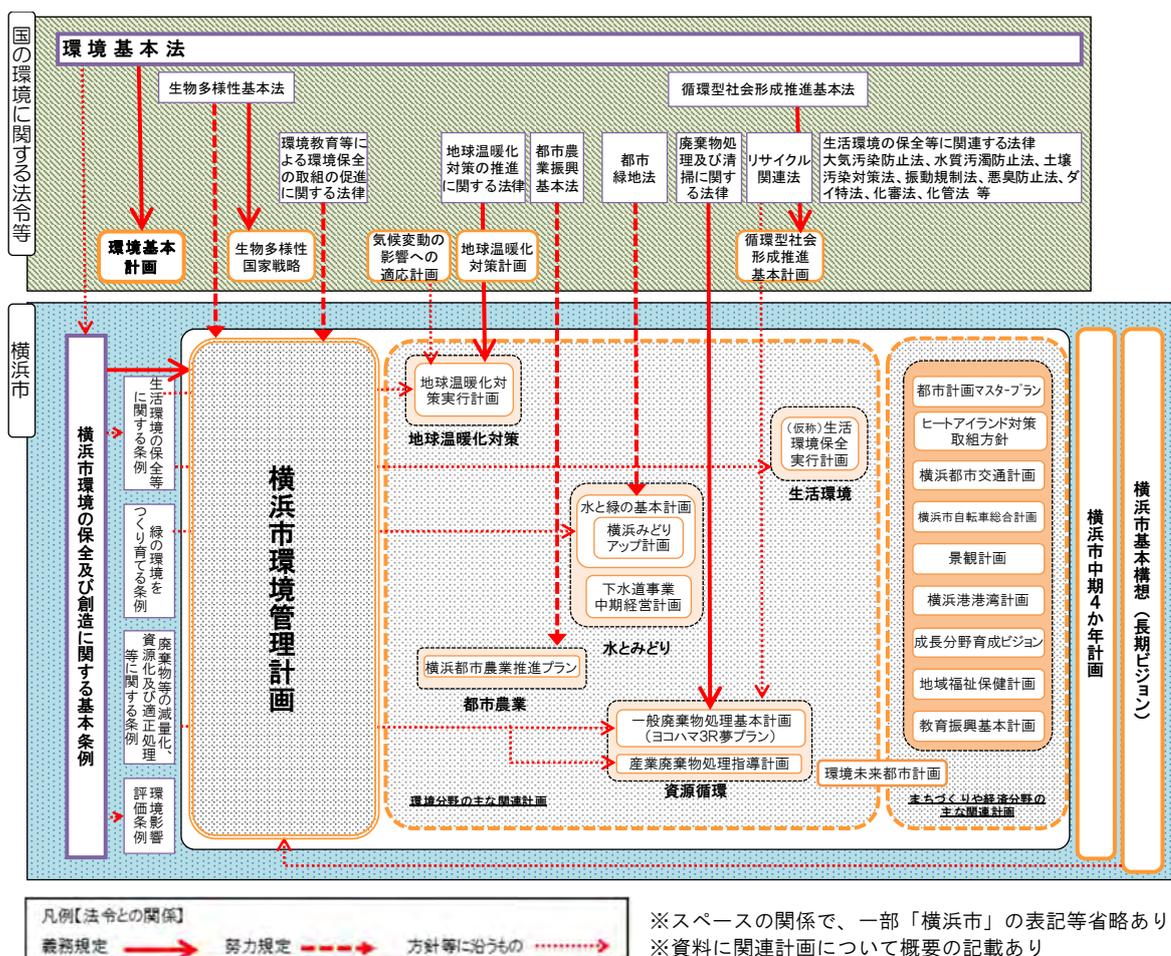


図 環境管理計画と関連計画との関係図

## 3 改定の背景

---

### (1) 社会の状況

#### ● 横浜市の状況

横浜市の人口は 2019 年をピークに減少に転じ、人口減少時代に向かう一方、高齢化はさらに進行し 2025 年には 65 歳以上人口が 100 万人、75 歳以上人口が 60 万人に迫ると推計されており、対応が急がれます。

道路、上下水道、都市公園など都市インフラは老朽化が進んでいます。近い将来発生が危惧されている大規模地震や、気候変動の影響等による局地的な大雨などの災害のリスクに対する防災・減災への社会的要請も高まっており、施設の適切な保全更新を行うことで市民生活の安全性を高め、都市の強靱化を進めることが求められています。

横浜市には人と都市機能が集中・集積しており、特に街中では建物が高密度化・高層化しています。人・建物が一定の地区に集約されると、エネルギーやサービスが効率的に供給される一方、災害時には大火災の発生や、エネルギーシステムの遮断などによる生活環境リスクの増大が懸念されます。

#### ● 環境問題の多様化・複雑化

近年の環境問題は、生活に身近な環境問題から気候変動やそれに伴う自然災害、生物多様性の喪失など多岐にわたるとともに、影響範囲も地域から広域的なエリアや経済・社会分野とも深く関わり多様化・複雑化し、個別分野の取組だけでは課題解決が難しくなっています。

#### ● 情報通信技術（ICT）の急激な進展

近年 ICT が急速に進化しており、環境分野においても、モノのインターネット（IoT）により様々なデータを収集、蓄積（ビッグデータ化）し、人工知能（AI）を活用しながら処理・分析を行うことで現状把握や将来予測などが可能となってきました。また、利用が増加しているソーシャルネットワーキングサービス（SNS）は、コミュニケーションツールにとどまらず、災害時における情報メディアとなるなど様々な活用へ発展しています。環境施策の展開にあたっては、積極的な ICT の活用が期待されています。

#### ● 環境教育の重要性の高まり

豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、全ての人が環境に関心を持ち、行動に移すことの重要性が増しています。国の「第五次環境基本計画」においても「環境教育・環境学習等の推進」は「重点戦略を支える環境政策の基盤となる施策」とされています。「教育」は、後述する 2030 年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の一つにも掲げられており、これらの状況を踏まえた施策展開が必要です。

- 世界全体で取り組む気候変動対策と生物多様性

1992年の「国連環境開発会議（地球サミット）」において、「気候変動枠組条約」や「生物多様性条約」など国際的な枠組が構築されてから四半世紀が経過しました。

気候変動対策については、2016年11月に「パリ協定」が発効し、世界全体の平均気温の上昇抑制や緩和策とともに適応策も推進すること等が規定され、各国で対策が加速しています。

生物多様性については、2010年の「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」で定められた愛知目標（生物多様性戦略計画2011-2020）の目標年である2020年に向けて、より一層、生物多様性保全の取組を進める必要があります。

- 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

SDGsは、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。SDGsは、国際社会全体がパートナーシップと平和の下で取り組み、「経済、社会及び環境」が調和された形で達成するものとされており、国の「第五次環境基本計画」においても「SDGsの考え方を活用し、環境、経済、社会の統合的向上の具体化を進めることが重要」としています。

他方、金融の分野では、ESG投資（環境・社会・企業統治といった要素を考慮する投資）の拡大など、企業の環境面への配慮を投資の判断材料の一つとして捉える動きが広がっています。

環境管理計画では、これまでも「人・地域社会」、「経済」、「まちづくり」の視点で基本政策を推進してきましたが、こうした動きを捉えて、今後も、環境と経済、社会分野と連携した取組を進めることが重要です。

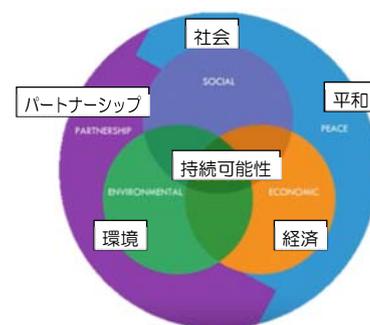


図 持続可能な開発目標とは  
（出典）国連広報センター「持続可能な開発目標とは何か（YouTube）」

- グローバル化の中での都市間競争～世界から選ばれる持続可能な都市へ～

世界的に都市への人口集中が進み、様々な都市環境の課題が顕在化しています。

横浜市は戦後の高度成長期以降、ごみ問題、水環境の悪化、緑地の減少など、あらゆる環境課題に直面しましたが、市民や企業と連携して対応して課題解決にあたり、良好な環境を実現してきました。近年では、地球温暖化対策やガーデンシティ横浜の取組などにより、環境政策で世界をリードすることを目指しています。こうした課題解決や魅力ある環境の創出を通じて蓄積した技術やノウハウがあること自体も、横浜市の強みの一つです。

都市間競争が加速する中で、国内外の人や企業から「横浜」が選ばれるよう、これまで以上に様々な視点から環境課題の解決や魅力的な環境づくりに取り組むとともに、その魅力や強みを発信していくことが必要です。

(2) 市民の環境への意識

横浜市では、環境に関する市民の意識を把握し、取組に活用することを目的に「環境に関する市民意識調査※」を行っています。※ インターネット調査（民間企業の登録モニターによる）により実施

● 環境の現状について

横浜の環境の現状については、市民の約4割が「かなり良好」または「良好」と感じています。約5割が「ふつう」と感じており、多少の変動はあるものの、2011年度からこの傾向が続いています。

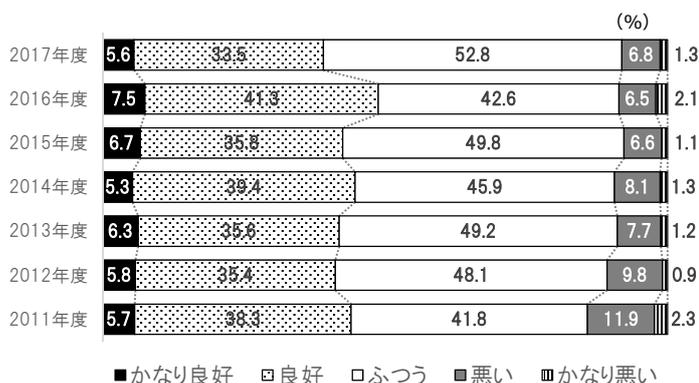


図 横浜の環境の現状についての意識の推移

● 市民が満足している取組、優先して取り組むことを期待する取組

横浜市が実施する環境に関する取組のうち、市民が「十分実施している」及び「やや実施している」と感じている取組としては、「ごみの減量、リサイクル」や「横浜らしい景観の保全」等が挙げられます。

一方で、優先的に取り組んでほしい取組として、「地球温暖化対策」や「公園等の緑の保全・創出」などに期待が寄せられています。

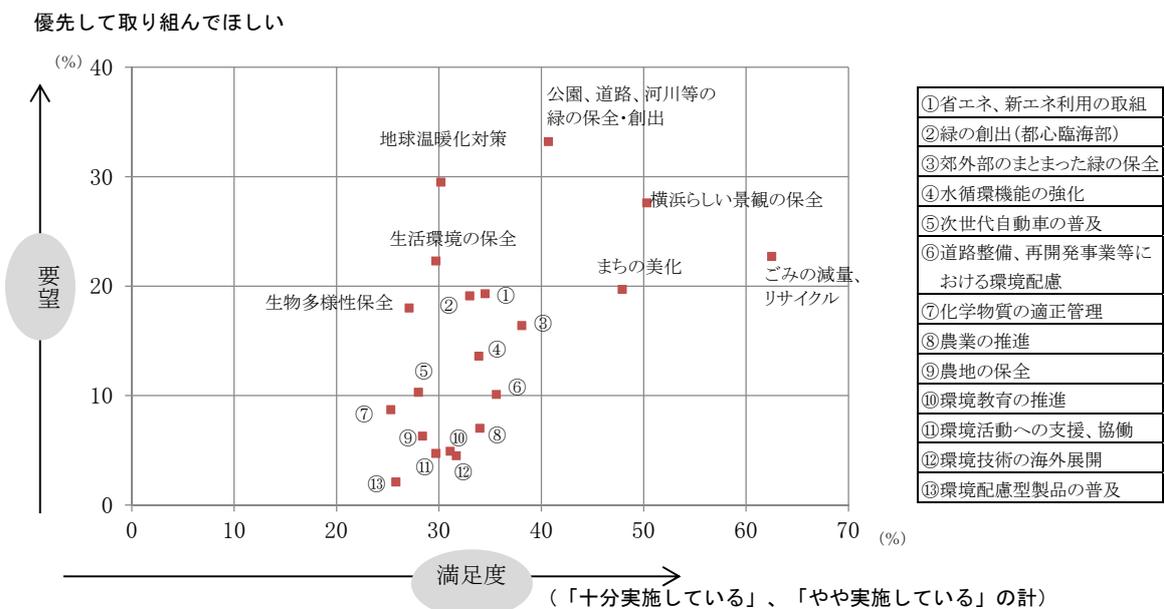


図 環境施策に対する満足度と要望について（2017年度調査）

● 環境行動の実践状況

「ごみは分別して出す」、「食品ロスを出さないように気を付ける」という環境行動の実践状況は他の項目と比べて実践率が高く、ごみに関連する行動は概ね生活の一部となっています。また、地球温暖化対策として進めている「家庭での省エネ」、「省エネ型製品を選択して購入」などの行動も、比較的高い割合で実践されています。

一方で、「緑を育てる」、「近くの川や公園等に出かけ、自然環境に触れ合う」ことは実践率としては高くないものの、今後の実践意向は比較的高くなっています。

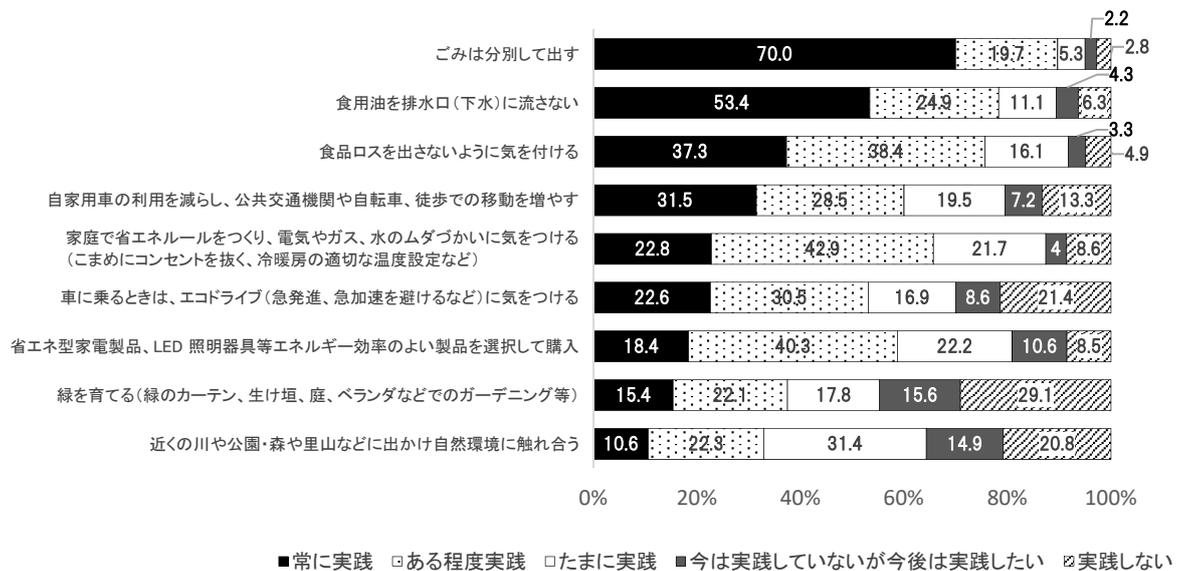


図 環境行動の実践状況 (2017 年度調査)

● 環境関連情報の取得状況

環境問題や環境活動に関して必要な情報が「あまり得られていない」、「まったく得られていない」と感じている市民は、約 7~8 割で推移しており、市民の主体的な行動につながる取組や情報発信が引き続き重要となっています。

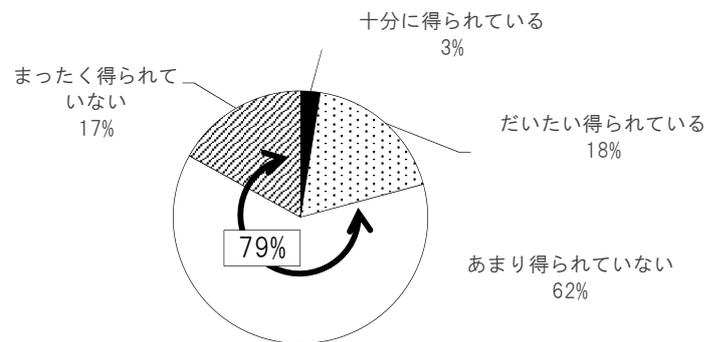


図 環境問題や環境活動に関する情報の取得状況について (2017 年度調査)

## 4 改定の考え方

改定にあたっては、社会状況や市民意識調査の結果、環境創造審議会からの答申などを反映させて、次の考え方にに基づき取りまとめました。

- 基本的な考え方などの**計画の根幹は継承**しながら、社会状況を踏まえ全体を見直し
- **環境分野の総合計画**として、**中長期的な目標や方針を示す**ことに特化
- 環境政策をより**総合的・横断的に推進**するため、**連携強化等の「取組姿勢」を明示**
- 環境行政の基軸である**地球温暖化対策、生物多様性保全**を引き続き**総合的に推進**
  - － 「脱温暖化」に向けた取組を強化するとともに、適応策も推進
  - － 生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）を本計画に組み込み、様々な施策において生物多様性の視点を持って取組を推進
- **全ての施策に関わる土台となる「環境教育・学習」**を基本施策に新たに**位置付け**
- SDGsの考え方も活用し、環境分野と「人・地域社会」、「経済」、「まちづくり」の分野との連携による取組を一層推進することで**SDGsの達成につなげる**

### 環境創造審議会からの答申（ポイント）

- 環境の総合計画として環境政策が目指す方向を市民・企業に分かりやすく明示
- 環境政策のさらなる総合的な推進に向けて、連携の強化等に留意
- 社会状況を踏まえ、社会、経済、まちづくりの視点を一層推進
- 生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）を統合し、強力に推進
- 持続可能な社会の実現に向けた人づくりを進める「環境教育・学習」を土台とした新たな施策体系へ

## 第2章

### 横浜が目指す将来の環境の姿

- 1 横浜が目指す将来の環境の姿
- 2 地域ごと及び主体ごとの将来の姿
- 3 将来の環境の姿の実現に向けた環境行政の基本的な考え方
- 4 計画の構成

## 1 横浜が目指す将来の環境の姿

---

- あらゆる環境技術の導入やライフスタイルの変革などにより、**脱炭素化<sup>※1</sup>**に向けて温室効果ガスの排出が大きく削減しているまち
- 郊外部だけでなく都心臨海部においても身近に**水とみどり豊かな自然環境があり、生物多様性の恵み<sup>※2</sup>**を受けられるまち

※1 脱炭素化：温室効果ガスの排出と吸収のバランスにより実質的に排出量をゼロ又はマイナスにすること

※2 生物多様性の恵み：生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。空気や水、食料をはじめ、災害の防止などの生活の安全、地域固有の文化や森の散策等のレクリエーションなども生物多様性の恵みによりもたらされている。（P60 コラム「生物多様性とは」参照）

市民や事業者をはじめ多様な主体が連携して、将来の環境の姿の実現とともに、横浜の経済・社会の活性化や、さらなる魅力向上、持続可能な都市づくりにつなげます。

## 2 地域ごと及び主体ごとの将来の姿

---

### (1) 地域の環境

- ・都心部では、高層ビルが立ち並ぶ中にも、公園や街路樹、公開空地を活用することにより、身近に水や緑、生き物、風などの自然を感じられるようになっていきます。
- ・郊外部では、水や緑など豊かな自然を生かした住環境の整備が進んでいます。また、コンパクトな市街地形成、まとまった樹林地の保全が図られています。
- ・駅前広場や道路に植えられた樹木により、日差しが遮られて歩きやすい空間が創出され、街としての風格や魅力が高まっています。
- ・多様な生き物の生息・生育環境を維持するための水と緑のネットワークの形成が図られ、ヒートアイランド現象も緩和しています。
- ・高い断熱性能を備え、太陽光等の再生可能エネルギーを活用するなど環境性能の高い建物が増えています。
- ・住宅・工場・事業所・公共施設や、河川・上下水道等において再生可能エネルギーの導入や未利用エネルギーの活用、燃料電池など水素の利活用が進み、エネルギーの地産地消が進んでいます。
- ・電気自動車（EV）の蓄電池機能なども活用したAI、IoTによるエネルギーマネジメントが進んでいます。
- ・再生可能エネルギー、未利用エネルギー、コジェネレーションシステムなどによる自立分散型のエネルギーの面的利用が進み、効率的に利用されています。
- ・ICTを活用した下水道管の水位計測により、大雨時の浸水を予測し適切な対応や情報発信などに役立てて甚大な被害を回避しています。

## (2) 交通環境

- ・多くの自動車がEVや燃料電池自動車（FCV）など次世代自動車に置き換わっています。
- ・東京方面への鉄道がさらに充実し、渋谷や新宿、埼玉方面へのアクセスも良くなり、便利になっています。
- ・道路の整備などが進み、渋滞も解消されたことで、徒歩や自転車で通行しても自動車からの排ガスが気にならなくなっています。

## (3) 里山、河川、海

- ・里山は、愛護会など多様な主体との連携により維持され、小鳥や昆虫が多く見られるようになったことで、憩いの場や学びの場、子どもたちの遊び場として活用されています。
- ・愛護会など多様な主体との連携により、源流域の森林が保全されることで、貴重な動植物の生息・生育空間が守られています。また、豊富な湧水量も保たれるようになっています。
- ・海では赤潮の発生頻度が減少傾向にあり、浅海域では貝類、海藻、魚類が見られ、豊かな海になっています。子どもたちが水とふれあえる公園等も整備され、市民の憩いの場として利用されています。

## (4) 市民の暮らし

- ・環境性能の高い住宅で生活することで、冷暖房を使わなくても快適で健康に過ごせるようになっています。また、エネルギーマネジメントシステムの導入により、太陽光パネルで発電した電力やEVの蓄電池を活用してエネルギーを効率的に利用しています。
- ・我慢による省エネではなく、日常生活において自然とメリットを感じながら低炭素な電力やLED電球などの環境配慮型製品、サービスを選択し、快適・健康な生活を送れるようになっています。
- ・日常生活の中で身近な生き物とふれあい、自然環境を大切にしている行動を実践しています。
- ・降った雨水を溜め、庭に増やした木や草花の水やりに使っています。また、雨を庭にしみこませる雨水浸透ますの設置が広がり、雨水をゆっくり流す取組が進んでいます。
- ・生鮮食品は旬のもの、横浜産を選んで購入しています。市外産の食品や輸入食品は、原産地や生産者の環境への取組を確認するなど、より環境に配慮した商品の選択を心掛けています。
- ・家族一人ひとりが3Rを意識し、誰もが当たり前のこととして環境行動を実践する環境配慮型のライフスタイルが定着しています。
- ・近くにカーシェアリングの拠点ができたので、マイカーを持たない生活を始めています。健康づくりも兼ねて、徒歩・自転車・公共交通を主体とした移動をしています。



図 環境にやさしいライフスタイルを取り入れたある一日

### (5) 企業等の事業活動

- ・多くの事業所の敷地にビオトープが整備され、小鳥や昆虫が行き来できる環境が作られています。
- ・脱炭素化に向けた活動をビジネスチャンスと捉え、省エネ設備・機器、EVやFCVへ積極的に投資することで、職場での資源の有効活用や効率的なエネルギーの利用が進み、経費や温室効果ガス排出量が削減し、事業者のイメージ向上につながっています。
- ・事業活動にかかるエネルギーを全て再生可能エネルギーで賄う企業や、カーボンオフセットを活用して事業活動に伴う二酸化炭素排出量を相殺する企業などが増えています。
- ・工場では、バイオ燃料の利用、工場間の効率的なエネルギー利用が図られるなど、エネルギーマネジメントシステムの導入が進んでいます。
- ・原材料等の仕入れ先を検討する場合は、現地の環境影響などを十分に配慮し選定しています。また、自社だけでなく取引先等の関係者も含めた環境配慮の取組が進んでいます。
- ・臨海部の工場や市内の事業所では、AIやIoTなどのICT等も活用しつつ、炭素生産性（温室効果ガス排出量当たりのGDP）を大幅に向上させるなど、脱炭素経済への移行が進んでいます。
- ・市内事業者や研究機関の技術力等を活用した最先端の環境関連技術の開発や、急速に拡大する新興国等の環境ビジネス市場への展開など、環境分野が基軸の一つとなって市内経済の活性化が進んでいます。

### (6) 地域社会

- ・地域の緑が増え、それぞれの特性に応じた多様な生き物が生息・生育しています。公園やまちの中では小鳥や昆虫をよく見かけるようになっていきます。
- ・子どもの頃から自然環境と地域の文化、生活などとの関わりを大切にする心を、身近な環境の中で地域の方々とともに育てています。
- ・まちの花壇づくりや地域清掃など、市民・活動団体や事業者等との連携が進み、地域の環境活動が活発化しています。
- ・学校では、周辺の環境の様子を調べ、出前講座で環境について学んでいます。学校で学んだ環境行動は、家に帰って家族と一緒に楽しみながら実践しています。
- ・地震対策や浸水対策など、災害に強い地域づくりを進めています。

コラム

私たちの生活と環境とのつながり

私たちは、ライフステージのそれぞれの段階に応じた様々な場面で「環境」とふれあっています。このような環境との出会いは、環境に対する豊かな感性を育み、身近な環境への愛着や愛護の心が芽生えるきっかけを生み出します。

特に、子どもの頃に体験する泥んこ遊びや虫とり、森の中での探検ごっこなどは、大人になってからも大切な思い出として記憶に残り、ふるさとの自然環境の大切さを感じる気づき、発見のきっかけとなるほか、危険を察知する能力などを養うことにもつながります。

しかし、横浜は都市化とともに、都市型のライフスタイルが広がってきており、自然環境の中で、そのすばらしさや怖さを学ぶ機会が減ってきています。“子どもたちの笑顔が輝く横浜の未来”を実現するためには、横浜で育つ子どもたちが、身近な環境とふれあうことのできる機会を増やし、地域全体で取組を支えることが大切です。

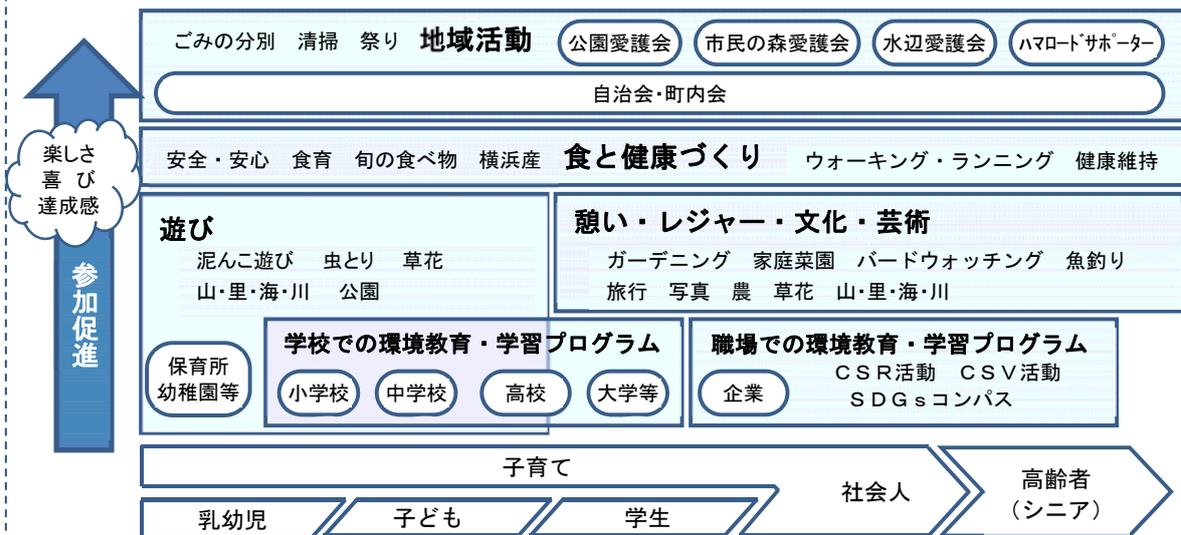


図 ライフステージ別の環境との関わり（気づき・発見の場）

### 3 将来の環境の姿の実現に向けた環境行政の基本的な考え方

#### ● 「自然と人との共生」を目指す

私たちの生活は、生きていくために欠かせない安定した気候、きれいな空気や水、豊かな緑、美しい川や海、そして、それらによってもたらされる衣食住など、様々な自然の“恵み”から成り立っています。一方で、2011年3月に発生した東日本大震災から、自然が持つ圧倒的な“脅威”の前に人間の力には限界があること、そして時に無力であることを再認識するとともに、大規模な人口を抱える横浜市として、大量の資源やエネルギー消費に頼る現代社会のあり方を見つめ直す必要があることを強く学びました。

将来の環境の姿の実現には、自然は“恵み”と“脅威”といった二面性を有していることを踏まえた取組が必要です。自然が持つ“恵み”と“脅威”に対して私たちがなすべきことは、“恵み”を次世代に受け継いでいくことや“脅威”を認識し様々な備えを日常生活の中に取り入れていくことにより、自然と人との共生する社会を目指すことです。近年では、健全な生態系が有する防災、減災機能を積極的に活用して災害リスクを低減させる「Eco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）」という考え方も注目されています。

昨今、地球温暖化が原因と考えられる大雨の増加、生物の生息域の移動、農作物への被害など、生態系サービスを揺るがす事象が次々と起こり、私たちの生活に様々な影響を及ぼしています。このような影響を可能な限り軽減し、適応していくために「自然と人との共生」が重要です。



自然がもたらす“恵み”



自然がもたらす“脅威”

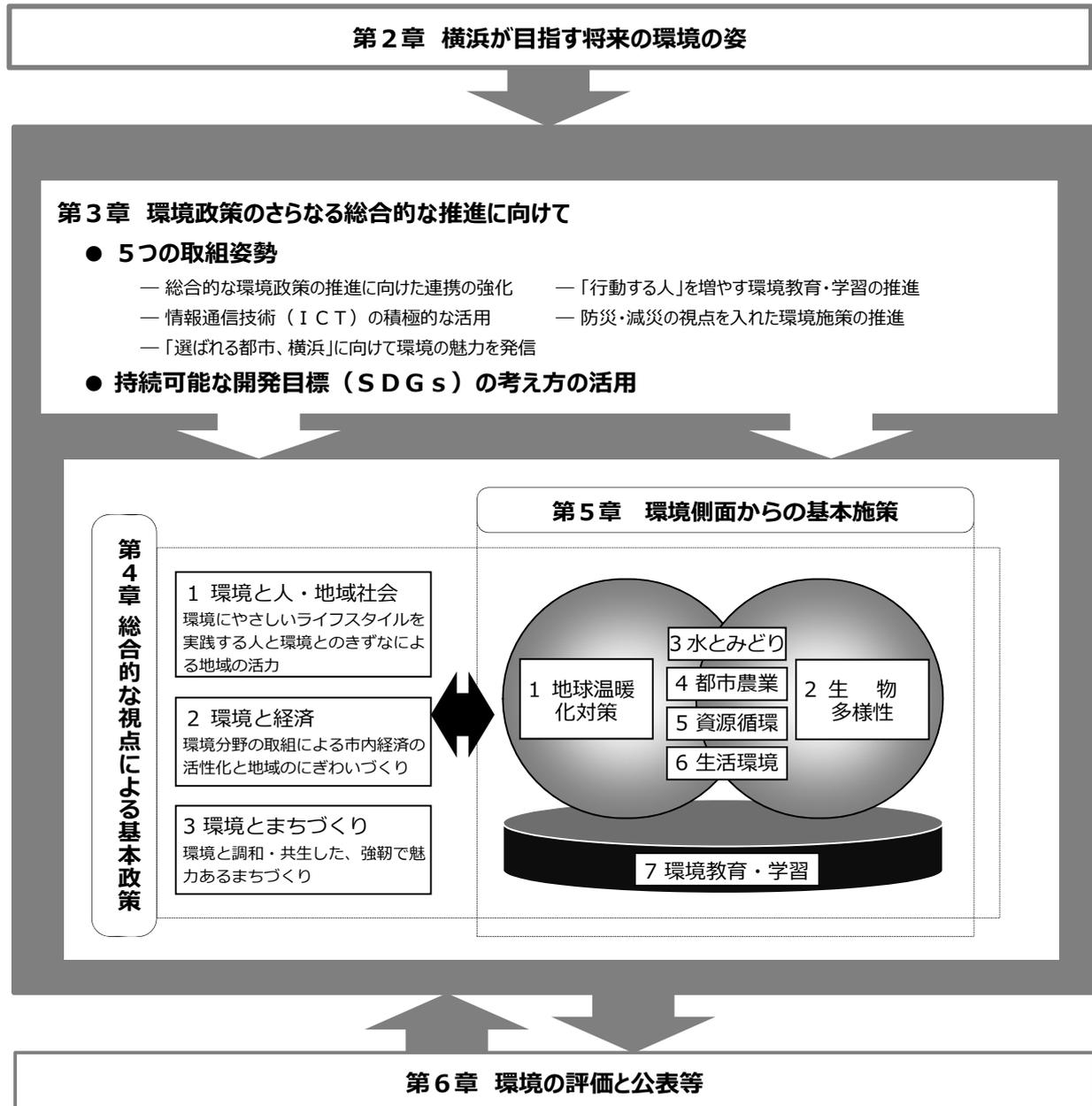


#### ● 「環境にやさしいライフスタイル」の浸透を図る

「自然と人との共生」のためには、身近な環境の現状や変化に関心を持ち、地域社会とのつながりを大切にすること、日常生活の中におのずと環境への配慮が多く取り入れられ、環境行動を楽しみながら継続して実践するライフスタイルの浸透が必要です。

横浜が目指す将来の環境の姿を実現するために、環境行政が目指す「自然と人との共生」に向けて、環境にやさしいライフスタイルの浸透を横浜市が積極的に後押ししていきます。

## 4 計画の構成





## 第3章

### 環境政策のさらなる総合的な推進に向けて

- 1 5つの取組姿勢
- 2 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用

## 1 5つの取組姿勢

環境政策のさらなる総合的な推進のために、各分野が共通して留意すべき5つの姿勢を「取組姿勢」として明示します。

### 取組姿勢 1

#### 総合的な環境政策の推進に向けた連携の強化

##### ● 様々な連携の強化

多様化・複雑化する環境問題に対し、より効果的・効率的に環境政策を展開し、経済・社会課題の解決にも寄与していくために、環境施策間の連携、経済・社会分野等との連携、広域的な地域間連携、様々な主体間連携といった様々な連携により総合的に取組を進めます。連携することで、相互の理解と共感が促され、イノベーションが生まれ、結果として取組効果が拡大するなど大きな推進力が生み出されることも期待されます。

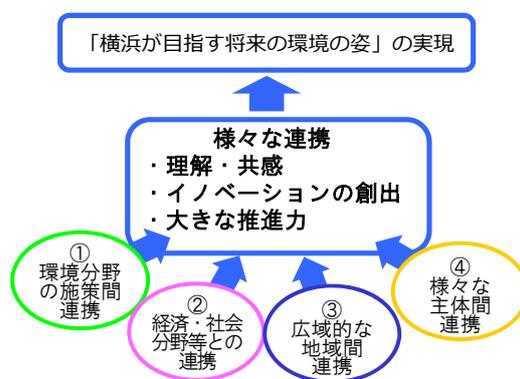


図 連携のイメージ

##### ● 地球温暖化対策と生物多様性保全の重視

「地球温暖化対策」や「生物多様性保全」は、水や緑などの自然環境や資源・エネルギーなど環境の各分野と深く関わりを持つものです。各分野の施策展開により「地球温暖化対策」や「生物多様性保全」にも寄与できるよう、この2分野を引き続き重点施策として位置付けます。

表 連携の事例

連携の種類	事例
① 環境分野の施策間	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンインフラの活用（下水道・公園の連携による浸水対策など）</li> <li>下水道とごみ処理の連携によるエネルギーの相互融通（処理水、電気、バイオガス）</li> <li>下水再生水を活用した憩いと安らぎのある水辺空間の維持 (江川せせらぎ緑道、滝の川せせらぎ緑道)</li> </ul>
② 経済・社会分野等	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮したまちづくり（持続可能な住宅地推進プロジェクトなど）</li> <li>自立分散型エネルギー設備、ZEHの普及促進、次世代自動車の普及促進</li> <li>「横浜農場」のプロモーションによる地産地消の推進</li> </ul>
③ 広域的な地域間	<ul style="list-style-type: none"> <li>九都県市の連携による様々な環境対策（ディーゼル車の規制など）</li> <li>東日本大震災の復興支援を通じた環境対策（山元町、石巻市など）</li> <li>公民連携による横浜の資源・技術を生かした国際技術協力（Y-PORT）</li> </ul>
④ 様々な主体間	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民連携による横浜の資源・技術を生かした国際技術協力（Y-PORT）</li> <li>公民連携による下水道のバイオマス、エネルギー活用（下水汚泥の燃料化）</li> <li>市民と企業の連携による市内農畜産物の加工・商品化</li> <li>市民科学を通じた生物調査（舞岡地区の子どもの連携によるハグロトンボ調査）</li> </ul>

コラム

気候変動への適応策としてのグリーンインフラの活用

近年、集中豪雨の増加など、気候変動の影響と考えられる自然災害が頻発し、市民生活や都市機能に様々な影響が生じています。このような影響に対応し、安全・安心な市民生活を確保するため、横浜市は河川・下水道・公園が連携した総合的な浸水対策などを推進し、様々な主体と連携して多面的な機能を持つ緑の保全を進めてきました。

自然環境の多面的機能を活用した「グリーンインフラ」を活用した取組は、気候変動への適応策としても期待が高まっています。今後も、グリーンインフラを活用した様々な取組を横断的かつ戦略的に進めていきます。



グランモール公園（西区）

（晴天時）良好な緑の創出（生物多様性保全や暑熱対策効果）  
 （雨天時）地下に雨水を保水・浸透  
 （公民連携）周辺企業等との協働によるにぎわいの創出



江川せせらぎ緑道（都筑区）

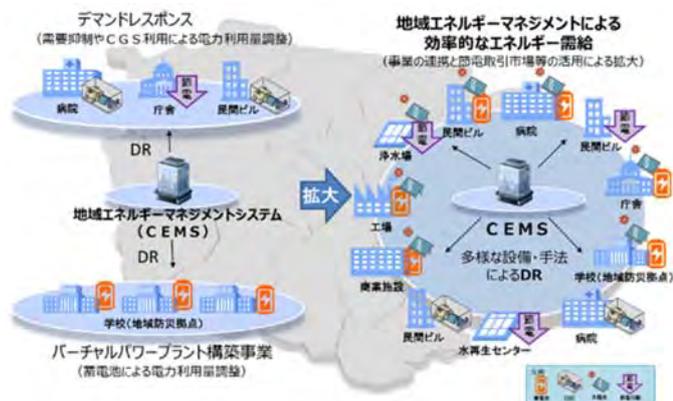
（晴天時）高度処理水を活用したせせらぎの回復、憩いの場  
 （雨天時）雨水を一時貯留するための調整池  
 （市民連携）市民・企業による日頃の維持管理

コラム

エネルギー循環都市を目指す横浜スマートシティプロジェクト

横浜市は、2010年に経済産業省から「次世代エネルギー・社会システム実証地域」に選定され、横浜スマートシティプロジェクト（YSCP）実証事業を推進してきました。プロジェクトでは、家庭や業務ビルをはじめ、既成市街地でのエネルギー需給バランスの最適化に向けたシステムの導入などを、日本を代表するエネルギー関連企業や電気メーカー、建設会社等と連携して取り組んできました。

2015年からは、YSCPで培った技術やノウハウを生かし、「実証から実装」へと展開するため、新たな公民連携組織である横浜スマートビジネス協議会（YSBA）を設立し、防災性・環境性・経済性に優れたエネルギー循環都市を目指しています。



取組姿勢2

「行動する人」を増やす環境教育・学習の推進

市民・事業者など各主体が連携して環境問題に取り組むためには、各主体が環境問題と自らのつながりについて考え、理解を深め、主体的に行動することが必要です。そこで、あらゆる主体によるあらゆる場・機会を通じた「環境教育・学習」を一層推進し、主体的に「行動する人」を増やします。併せて、表彰制度や研修機会の提供、優良事例の積極的な発信等を通じて、環境行動の輪を広げていきます。

コラム

環境行動につなげる「環境教育出前講座」

「環境教育出前講座」は、市民団体・事業者・横浜市など専門知識を持った講師が地域に出向き、森・川・海などの自然の大切さや、環境と生活の関わりなどについて講義を行うものです。2017年度は129回の講座を開催し、9,893人の方にご受講いただきました。

横浜市では講座のとりまとめを担うほか、講師を対象にスキルアップ研修を行い、より充実した講義になるよう努めています。この研修の場は講師同士の交流の場としても活用されています。

出前講座の実施やその充実に向けた取組により、様々な主体が連携し、環境行動について理解し、行動する人の輪を広げていきます。



市民団体による講座



国際機関による講座



事業者による講座



横浜市による講座

約3万人の  
小学生が参加！

コラム

市内小学生の環境への取組が国内外の環境保全につながっています  
～こども「エコ活。」大作戦！～

こども「エコ活。」大作戦！は、夏休み中に市内小学生が、「エコライフ・チェックシート」を使って、「横浜産の野菜・果物などを食べる」「水筒（マイボトル）を使う」など、生物多様性保全、省エネ、3R、地産地消等の様々な環境行動に取り組むものです。

この取組を横浜市環境保全協議会と横浜商工会議所の会員企業が応援し、集まった協賛金は国内外の環境保全活動に寄付されています。

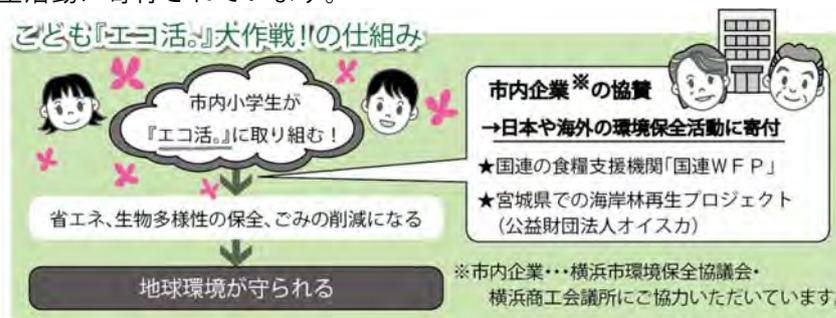


図 こども「エコ活。」大作戦！の仕組み

2017年度は、市内公立小学校341校のうち、245校の児童27,277人が参加し、この取組を応援する横浜市環境保全協議会及び横浜商工会議所の会員企業56社・1団体から、計120万円をご協賛いただきました。

協賛金は、国連の食糧支援機関「国連WFP」が行っているフィリピン・ミンダナオ島での植樹活動と、公益財団法人オイスカによる宮城県の海岸林再生プロジェクトに寄付されました。



エコライフ・チェックシート



(写真提供：WFP/Fahima Abdulaziz)  
フィリピン・ミンダナオ島での植樹活動  
(国連の食糧支援機関「国連WFP」)



(写真提供：公益財団法人オイスカ)  
宮城県での海岸林再生プロジェクト  
(公益財団法人オイスカ)

取組姿勢3 情報通信技術（ICT）の積極的な活用

IoT、AIなどの技術革新は、環境施策にも大きな変化をもたらしています。

環境状況のモニタリングやエネルギー管理システムの導入、公共施設やインフラ維持管理、災害対策などの様々な取組に、引き続き、最先端のICTを活用していきます。また、市民・事業者などの具体的な行動やイノベーションの創出につながるよう、環境情報の「見える化」やオープンデータ化を推進するほか、情報を利用しやすい環境づくりを進めます。

自治体初

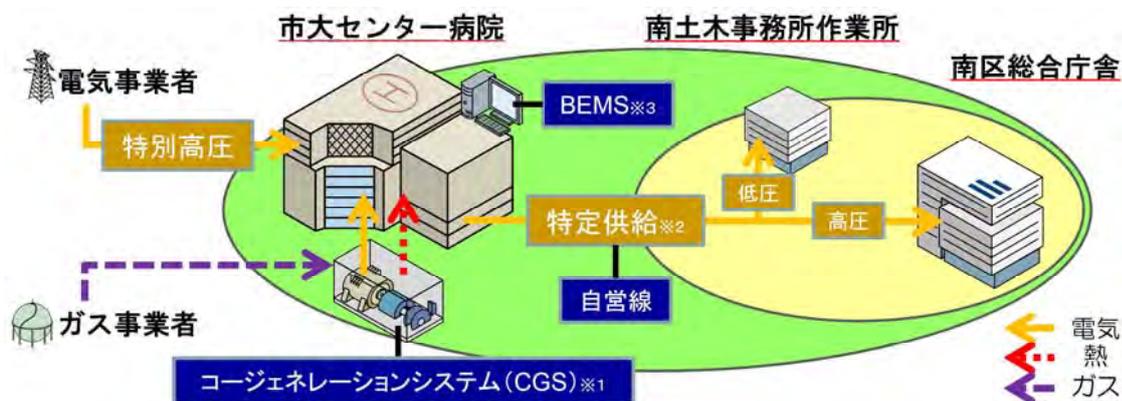
コラム

市大センター病院から南区総合庁舎へ「電気」を送っています

～市大センター病院と南区総合庁舎のエネルギー連携～

2016年2月の南区総合庁舎の移転再整備に合わせて、市大センター病院に新たにコージェネレーションシステム（CGS）※1を2台追加設置し、CGSが発電した「電気」を特定供給※2により南区総合庁舎へ送電しています。発電する過程で生じた「熱」は市大センター病院で有効に活用します。これらの「エネルギー」を最適に管理するため、ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）※3を新設しています。

- ◆ 近接公共施設間でのエネルギー連携による 防災性向上、CO<sub>2</sub>排出量削減、省コスト化
- ◆ BEMSを活用したコージェネレーションシステムの最適制御によるエネルギー有効利用
- ◆ 許可基準の緩和後、自治体初の特定供給



- ※1 「電気」と「熱」を作る発電システム
- ※2 ある施設から別の施設へ電気を送ることができる制度
- ※3 その日の天気や過去のデータをもとにエネルギーの使い方を最適にコントロールするシステム

図 市大センター病院と南区役所のエネルギー連携

- ・ このエネルギー連携は、横浜スマートシティプロジェクトで得られた実証成果を実装する取組の一つとして、防災性・環境性・経済性の向上を目指し、横浜市立大学と横浜市関係各区局（温暖化対策統括本部、政策局、建築局、市民局、消防局、南区）が横断的に推進している事業です。
- ・ 本事業は、許可基準の緩和後、特定供給として自治体初の取組となります。

コラム

ICTを活用した下水道管の水位周知による浸水被害の回避

近年、局地的な豪雨による浸水被害が発生しており、下水道の整備水準を超える大雨に対しても、被害を最小化・回避する「適応策」の推進が必要となっています。

特に、横浜駅周辺は都市施設が集積しているほか、地下街などの地下空間が発達しており、浸水による甚大な被害が想定されることから、雨水幹線やポンプ場などのハード対策を強化すると共に、ソフト対策としてICTを活用した「水位周知下水道」\*の導入検討を進めています。



図 水位到達情報の周知イメージ

\*水位周知下水道：ICTを活用して下水道管の水位を計測することで大雨時の浸水を予測。この予測情報を地下街管理者や来街者に提供するなど水防活動への活用等により、甚大な被害を回避することを目的とする。

コラム

AIを活用したチャットボット「イーオのごみ分別案内」

横浜市では、AI技術を使い、ごみの出し方を対話形式で案内する「イーオのごみ分別案内」を実施しています。

これは株式会社NTTドコモのAI技術と横浜市の2万語に及ぶ検索データが強力タグを組み、実証実験を行った上で本格実施に至ったものです。

システム上で、イーオに調べたいごみの品目を話しかけると、イーオが分別品目や出し方を答えてくれます。

検索に不慣れな方やスマートフォンによるコミュニケーションに慣れた若年層などにも、ごみの分別に興味を持ってもらうきっかけとなることを目指しています。

《特徴》

- ・ 横浜市の分別検索システム（ミクシヨナリー）で培った2万語以上に対する分別方法、雑学やクイズなどを案内します。
- ・ NTTドコモの言語処理のノウハウを生かして会話形式の様々な表現にも対応します。
- ・ チャット形式で案内しスムーズに知りたい情報を得ることができます。



「ヨコハマ3R夢(スリム)！」  
マスコット イーオ

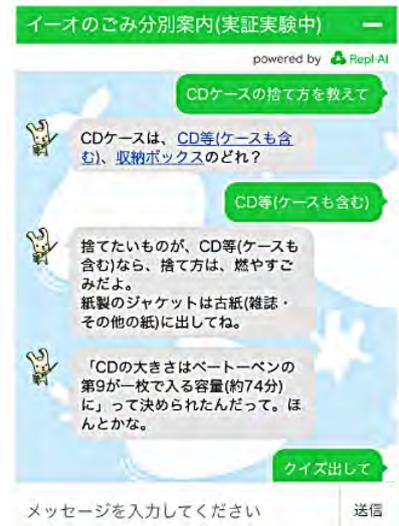


図 「イーオのごみ分別案内」イメージ

取組姿勢 4 防災・減災の視点を入れた環境施策の推進

環境分野においても、様々な自然災害に対し被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる強靱な都市づくりに取り組みます。

具体的には、災害時の非常用電源としても有効に機能する再生可能エネルギーの普及や、エネルギーシステムの自立強化を進めます。また、生物多様性保全と同時に、浸水被害の軽減などにも資する公園整備や樹林地・農地の保全など、自然環境の持つ多面的機能を活用する「グリーンインフラ」の概念を活用した取組を進めます。

コラム

みなとみらい 21 地区における災害時のエネルギーシステムの自立強化

みなとみらい 21 地区では、社会情勢の変化を踏まえ、地球温暖化対策やB L C P※への対応など、新しい要素を取り入れたまちづくりが求められており、2015 年3月に「みなとみらい 2050 プロジェクトアクションプラン」を策定しました。

プランでは、災害に対して強靱かつ安全・安心な都市をつくることを重要な課題として、エネルギー分野においては、脱炭素化に向けた取組の推進とともに「災害時にも対応したエネルギーシステムの自立強化」といったB L C Pへ対応した取組方針が示されており、これに沿って取組が進められています。

※B L C P (Business and Living Continuity Plan) : 災害や事故に対して、最低限の事業活動や生活の継続を図るための危機管理に関する行動計画のこと

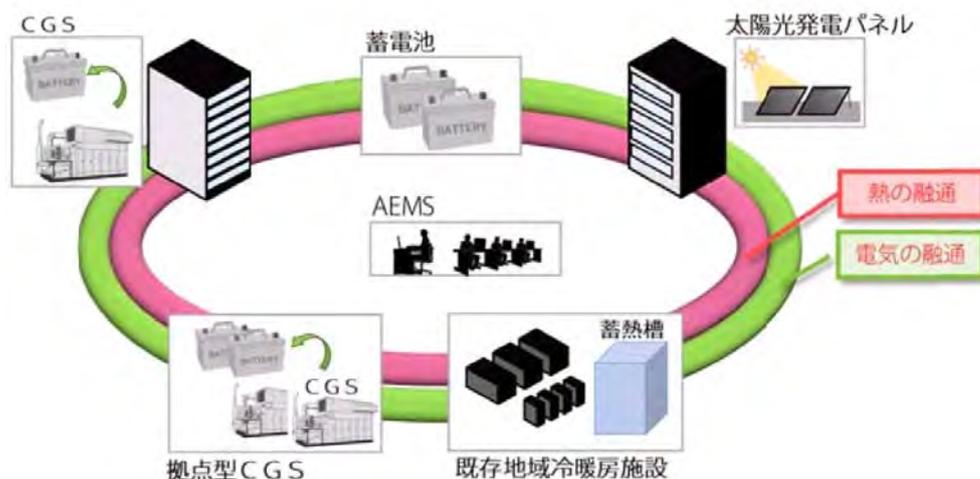


図 自立分散型エネルギーインフラのイメージ

## コラム

## 防災・減災上の多様な機能を持つ公園整備

～保土ケ谷区 星川中央公園～

星川中央公園は、保土ケ谷区役所の近く、保土ケ谷区の中心部にあり、地域の皆様に「へそ広場」、「星川グランド」として利用されていた場所を、花と緑の美しい公園として整備したものです。

公園は、一般に震災時の避難場所という機能を持っていますが、星川中央公園にはいざという時に備えた2つの大事な設備を設置しています。

1つは、浸水被害からまちを守るための地下雨水調整池で、42,500 m<sup>3</sup>（学校の25mプールに換算して105杯分）もの雨水を貯めることが可能です。もう1つは、災害時の飲料水確保のための災害用地下給水タンクで、地震等の災害時に、帰宅困難者用の飲料水として15 m<sup>3</sup>の給水を行うことができます。

今後も、公共施設整備の機会などを捉えた防災・減災対策を横断的に進め、強靱な都市づくりにつなげていきます。



星川中央公園（雨水調整池の上部利用）



星をイメージした遊具



健康器具広場



公園の地下に設置された雨水調整池

取組姿勢 5

「選ばれる都市・横浜」に向けて環境の魅力を発信

世界の中で選ばれる都市になるためには、その都市独自の魅力を持つことが重要であり、昨今のオリンピック・パラリンピック招致で見られるように、環境問題への先進的な取組は都市のブランド力を高める大きな要素です。

横浜の恵まれた水・緑などの自然環境のPR、花や緑をきっかけとする横浜らしい景観や魅力のPR、国際技術協力を通じた環境分野の技術・経験のPR、芸術など他分野との連携による幅広い層へのPRなど、横浜の魅力を広く効果的に国内外に向けて発信していきます。

コラム

環境技術とアートを融合させた夜景創出イベント

～スマートイルミネーション横浜～

LED照明をはじめとする最先端の環境技術とアートの創造性を融合させた夜景創出イベント「スマートイルミネーション横浜」の開催により、省エネ行動や温室効果ガス排出削減のPRを行っています。

2017年度の来場者数は、コアフェスティバル（11月1～5日実施）で約18万2千人、ヨコハマ・イルミネーション・マンス（12月31日まで実施）で約106万人となりました。

コアフェスティバルでは、オーストリア、フランスなどの海外アーティストをはじめ、国内外から19組のアーティストが参加し、国際色豊かなアート作品を展開しました。

イベントへの協力団体・企業数は40を超え、メイン作品「カオハメ・ザ・ワールド」では、トヨタ自動車の燃料電池自動車（FCV）からの電源供給が実現し、最新の環境技術をPRすることができました。

緑区、泉区の2区での郊外展開も継続しており、様々な方に楽しんでいただけるイベントとして、定着してきています。



スマートイルミネーション横浜

## コラム

## よこはまフェアを継承した、選ばれる都市・横浜に向けて魅力を発信

～ガーデンシティ横浜の推進～

「第33回全国都市緑化よこはまフェア」（2017年春開催）では、市内外から600万人を超える方々に花と緑で美しく彩られた横浜の街を楽しんでいただきました。

また、市内各区では、花や緑に関連して、市民、ボランティア、企業等の皆様との様々な連携、協力が進みました。このように、よこはまフェアでは、花と緑による街の魅力の向上、にぎわいの創出、観光・MICEへの貢献や、花や緑に親しむ様々な主体の盛り上がり、機運の高まり等の成果がありました。



ガーデンシティ横浜の推進により、このよこはまフェアの成果を継承・発展させるとともに、これまでも市民、企業、行政など様々な主体が連携し、横浜らしい花・緑・農・水のある豊かな自然環境を創り上げてきた取組をさらに加速し、潤いや安らぎを感じられる横浜を次世代に引き継ぎ、魅力ある横浜へと発展させていきます。

2018年度は、ガーデンシティ横浜の推進のための先導的な取組として、「ガーデンネックレス横浜2018」を実施し、都心臨海部や郊外部（里山ガーデン）のほか、全市・地域で花と緑による街の魅力創出を進めます。

## 「ガーデンネックレス横浜2018」の主な取組

- 都心臨海部での花と緑による街の魅力創出とにぎわいづくり
- 郊外部の里山ガーデンでの花と緑による魅力創出とにぎわいづくり
- 全市・地域での花と緑による魅力創出
  - ・各区連携：多様な主体と連携した花や緑に親しむ地域に根差した各区での取組
  - ・地域の花いっぱい推進：よこはまフェアの新たな花壇づくりの手法を各地域の公園愛護会活動での展開につなげる取組
  - ・魅力ある花の名所づくり：花木を用いた公園での魅力ある花の名所づくりの推進



公式パンフレット

## 2 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用

### （1）持続可能な開発目標（SDGs）とは

2015年9月に、国連本部で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダで掲げられた目標が「持続可能な開発目標（SDGs）」で、17のゴール（目標）と各ゴールごとに設定された169のターゲットから構成されています。

SDGsは、開発途上国に限らず先進国を含む国際社会全体が、地球規模のパートナーシップと平和の下で取り組む目標で、「経済、社会及び環境」が調和された形で達成するものです。



図 SDGsの17のゴール（目標）

### （2）国内におけるSDGsへの対応

内閣府は、2016年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを提示しました。指針では、SDGs実施に当たってはNPO、民間セクター、地方自治体など広範なステークホルダーとの連携が必要であることや、地方自治体が各種計画等の策定や改定にあたってはSDGsの要素を最大限反映するよう奨励されており、自治体の役割の重要性が指摘されています。なお、環境省は、17のゴール（目標）のうち、少なくとも12のゴール（目標）が環境に関連しているとしています。

また、日本経済団体連合会は、2017年11月に、SDGsの観点から「企業行動憲章」を改定しており、民間でもSDGsを企業戦略に取り込む企業が着実に増加しています。

### （3）環境管理計画とSDGsとの関連について

環境管理計画では、2011年度から、「環境側面からの基本施策」に加えて、総合的な3つの視点（「人・地域社会」、「経済」、「まちづくり」）による基本政策を掲げ、これらに沿って環境施策を体系化し、多様な主体との連携を図りながら、総合的・横断的に取組を進めてきました。また、横浜市は2011年に「環境未来都市」として国から選定され、環境、文化、経済、高齢化対策など総合的に価値を高める取組を進めています。

環境管理計画で既に示してきた環境政策の方向性は、SDGsの基本的な考え方であるパートナーシップの必要性や、環境・経済・社会の3つの調和がとれた開発を目指すとの考え方と同じ方向性です。

3つの総合的な視点（「人・地域社会」、「経済」、「まちづくり」）に基づいて様々な取組を進め、多様な主体との連携を一層進めることで、総合的な環境施策の実現、ひいてはSDGs達成にも貢献していきます。

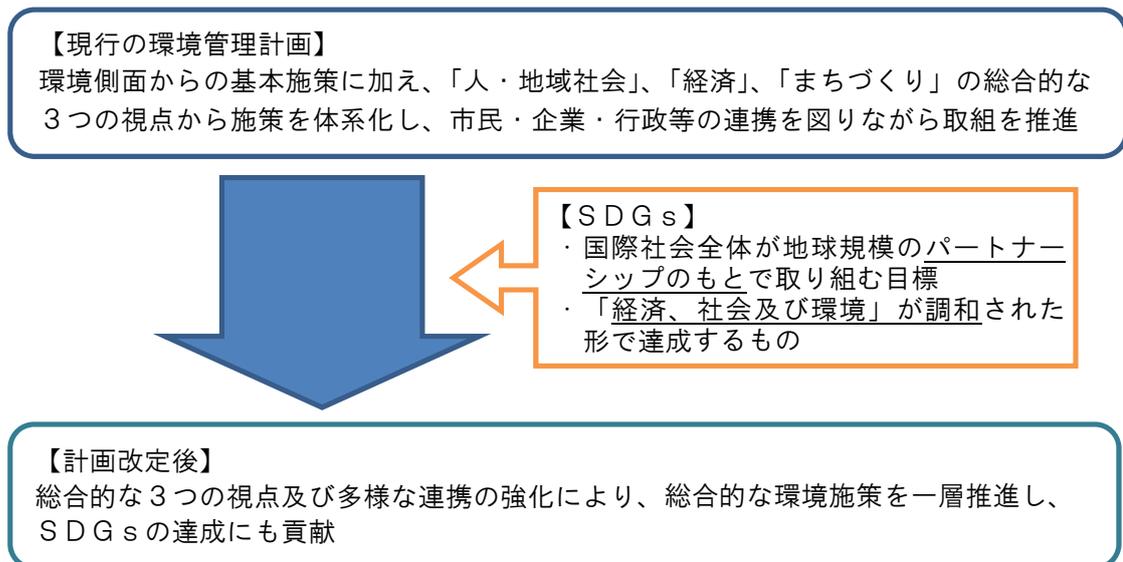


図 環境管理計画とSDGsとの関連



## 第4章

### 総合的な視点による基本政策

多様化・複雑化する現在の環境問題に対応するには、環境の視点からの政策だけでは解決が困難です。引き続き「人・地域社会」、「経済」、「まちづくり」の各分野と連携し、総合的・横断的に政策を推進します。

基本政策1 環境と人・地域社会

基本政策2 環境と経済

基本政策3 環境とまちづくり

基本政策 1

環境と人・地域社会

～環境にやさしいライフスタイルを实践する人と環境とのきずなによる地域の活力～

1 2025 年度までの環境目標

- ・多くの市民が、子どもの頃から横浜の里山、川、海や生き物とのふれあいを体験する機会を持ち、自然環境と地域の文化などとの関わりを大切にする環境にやさしいライフスタイルが日常生活に浸透しています。
- ・多くの事業者が、事業活動に伴う環境負荷の低減に取り組むとともに、環境改善につながる技術開発や地域活動を積極的に実施しています。
- ・地域活動が、様々な年代の市民の参加により熱心に行われ、身近な公園や川、樹林地、農地、道路などを地域の力と行政との協働により維持しています。
- ・活動団体の取組が広がり、生物多様性保全にもつながっているほか、団体間や多くの市民・事業者とのネットワークが形成されるとともに、地域や市域全体での取組になっています。

2 現状と課題

● 環境活動等に関する市民の意識

- ・約 9 割の市民が環境に対する関心を持っていますが、そのうち約 4 割の市民は環境活動の実践に至っていないのが現状です。
- ・多様な市民ニーズを捉えた、身近なことから取組を始められるようなきっかけづくりが必要です。

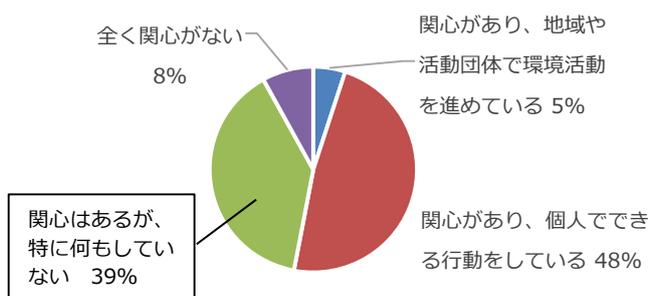


図 環境に対する関心や行動について  
 (出典：横浜市環境に関する市民意識調査(2017年度調査))

● 市内の活動団体や事業者の取組状況

- ・数千を超える団体が、市内で環境に関する活動に取り組んでいます。公園や樹林地、河川・水辺施設の多くでは、地域住民等の参加により「愛護会」が組織され、清掃活動などの維持管理活動が行われています。

- ・先進的な省エネ技術の導入や、廃棄物のリサイクル、環境マネジメントシステムの導入など市内事業者による環境に配慮した事業活動が行われています。また、敷地内に生き物が生息・生育できるようなビオトープ整備や周辺地域での清掃活動、小中学校を招いての環境教育など、地域貢献活動も展開されています。
- ・2025年に65歳以上人口が100万人に迫ると推計される中、シニアの活躍の場、地域コミュニティ形成の場としても、地域の環境に関する活動に一層期待が寄せられています。

表 市内の主な活動団体（2017年度末現在）

名称	団体数	活動内容例
公園愛護会	2,478団体	公園の清掃、除草、必要に応じての樹木への水やり、利用者のマナー啓発
水辺愛護会	92団体	河川・水辺施設の清掃や除草、水辺施設を活用したイベントの実施
市民の森愛護会	31団体	散策路、広場の清掃・草刈、パトロール
ふれあいの樹林愛護会	12団体	散策路、広場の清掃・草刈、パトロール、動植物観察会などのふれあい活動
森づくり活動団体	35団体	樹林地の保全活動
水環境ガイドボランティア	1団体（28人）	水再生センターの施設見学や出前講座等で水環境について説明
横浜農と緑の会 「はま農楽」	1団体（182人）	援農、除草や花壇の手入れ、研修、会報の発行等
よこはま緑の推進団体	1,073団体	地域の身近な緑や花をつくり、育てる活動
環境事業推進委員	1団体（4,090人）	地域での3R活動や街の美化活動の推進等
ハマロードサポーター	452団体	身近な道路の清掃・美化活動を継続的に実施
YES協働パートナー	147団体	環境・地球温暖化に関する講座、イベントの実施

### ● 横浜市の取組

- ・インターネットや広報紙など様々な媒体による情報発信や、イベントの開催を通じた普及啓発により、市民が楽しみながら環境行動を始めるきっかけを創出しています。
- ・地球温暖化対策、生物多様性保全といった環境問題への理解を深め、環境にやさしい行動を実践する人づくりを進めるため、市内の学校や地域を対象に、環境教育出前講座等を実施しています。
- ・環境に関する活動への助成や市民団体・事業者・学校等への表彰制度など、行動を後押しする仕組みにより、地域での環境活動の一層の充実を図っています。
- ・環境にやさしいライフスタイルの浸透には、積極的な広報展開とともに他分野・他主体との連携により、あらゆる主体に働きかける「環境プロモーション」が必要です。

### 3 取組方針

#### (1) 人と環境とのきずなづくり

多くの市民が身近にある横浜の自然・資源などを訪れ、その恵みを感じられるよう、身近な自然環境や地域でのイベント情報の発信や、横浜の魅力を伝えるイベント開催などにより、市民が地域の環境とつながる機会を増やしていきます。



中央図書館での環境に関する展示

#### (2) 環境活動の促進とネットワークづくり

地球温暖化対策や生物多様性保全、3Rの実施など、意欲的に取り組む市民団体や事業者等を、表彰制度などにより後押しします。また、活発に活動している団体・事業者間、団体・事業者と市民（地域）とをつなげ、環境活動の輪をより一層広げていきます。さらに、市民が新たに環境活動に参加するきっかけとなるよう、ICTも活用しながら、世代に応じた効果的な方法で環境情報を発信していきます。なお、市役所も一事業者として積極的に取り組み、その内容を発信します。



地域で環境活動に積極的に取り組んでいる市民・企業・学生を表彰する横浜環境活動賞

#### (3) 「学び」の場づくり・輪づくり

活動団体や事業者等と連携し、関心の度合いなど個々のニーズに合った楽しみながら学べる「学び」の場づくりを進め、環境にやさしいライフスタイルの浸透につなげます。

また、環境教育・学習に携わる指導者を対象とした研修の実施などにより「学びの場」を充実させるとともに、効果的な環境プログラムを実施し、「学びの輪」を広げていきます。



事業者・団体と連携して多彩なプログラムを提供する環境教育出前講座

## 4 主な取組例

### (1) 人と環境とのきずなづくり

- ・身近な自然環境の広報
- ・多岐にわたる分野との連携による取組
- ・ガーデンシティ横浜の推進

### (2) 環境活動の促進とネットワークづくり

- ・事業者の環境行動の広報
- ・事業者向け環境法令等の講習会
- ・環境保全協定に基づく取組
- ・事業者における環境管理の促進
- ・技術相談事業（省エネ相談）
- ・環境活動の実践に向けた広報・啓発
- ・活動団体等への支援
- ・市役所の環境配慮行動の推進

### (3) 「学び」の場づくり・輪づくり

- ・ヨコハマ・エコ・スクール（YES）
- ・環境教育出前講座（生物多様性でYES!）
- ・こども「エコ活。」大作戦！
- ・自然体験活動の推進
- ・環境教育・学習に取り組む学校への支援
- ・動物園等における環境教育・学習
- ・環境絵日記展
- ・こどもエコフォーラム
- ・親子風車見学会

## コラム

### 市民・専門家・事業者・横浜市による生物多様性に配慮した協働の取組

～トンボはドコまで飛ぶかフォーラム～

2003年に活動を開始したトンボはドコまで飛ぶかフォーラムは、京浜臨海部の緑地の質の向上と生物多様性に貢献することを目的に市民、専門家、事業者、横浜市の32団体がそれぞれの立場で参加しています。フォーラムでは、トンボを指標とした環境調査や学習会、子どもたちを対象としたイベント、環境再生事業などを主体的に実施しています。

市民はこの活動の推進力となり、専門家は調査結果を科学的に解析・評価し、事業者は緑地の創出を担い、横浜市はそれぞれの取組を総合的に支援しています。

フォーラムの調査活動により、事業所や公共施設で新たな緑地やトンボ池の整備等が推進され、京浜臨海部に里山的役割を担う環境が育まれています。

また、市民や事業者が参加する調査を行うことで、市民や事業者が身近な自然とふれあい、生物多様性の大切さを知る貴重な場を提供しています。



京浜臨海部の環境を探る  
トンボを指標とした調査



捕獲したトンボ（記録後放出）

## 基本政策 2

### 環境と経済

～環境分野の取組による市内経済の活性化と地域のにぎわいづくり～

## 1 2025年度までの環境目標

- ・環境分野における新たな技術・商品開発等の促進により、市内経済の活性化が進み、環境分野の取組のさらなる普及・促進につながっています。
- ・市内事業者の、地球温暖化対策や生物多様性保全をはじめとする環境配慮が主流化しています。
- ・横浜の地域資源を活用したエコツーリズムや環境技術・ノウハウの蓄積等の新たな展開が、横浜のシティプロモーションにつながっています。
- ・事業者等との連携や農畜産物の付加価値向上などの取組により、横浜ならではの活力ある都市農業が展開されています。

## 2 現状と課題

### ● 経済活動への環境配慮の主流化

- ・パリ協定の発効を受けて世界は脱炭素経済へ舵を切り、またESG投資の拡大により、事業者は自社だけでなく取引先等の関係者を含めたバリューチェーン全体で地球温暖化対策や生物多様性保全などの環境配慮への対応を求められるなど、事業活動における環境配慮の主流化は加速し、環境・エネルギー分野の経済規模は拡大基調にあります。
- ・市内における需要拡大のためには、市内有数の消費活動を行っている市役所が、率先して環境配慮行動に引き続き取り組むとともに、市民や事業者による環境配慮行動を促すための取組が重要です。
- ・また、IoT、AIなど新たな技術は、工場の運営管理やエネルギー効率化等の生産性向上、新たな環境ビジネス形態創出など、よりグリーンな経済システムへの転換を促すことも期待されています。

### ● 地域資源を生かしたシティプロモーション

- ・多くの都市が歴史や文化、地理的特徴などを生かした様々な魅力を打ち出しているように、世界の中で選ばれる都市になるためには、その都市独自の魅力を持つことが重要です。
- ・横浜の開港以来の歴史・文化、美しい都市景観や開放的な水辺空間、まとまった緑、多くの環境関連施設や、そこで行われている市民や事業者の先進的な環境活動などは、国内外から人を呼び込む都市の魅力として重要な役割を果たすことが期待できます。
- ・横浜の魅力ある地域資源を活用するとともに、国際会議等での情報発信や海外からの視察受け入れ等の機会をとらえた効果的なプロモーションを展開していくことが重要です。

### ● 公民連携による海外への環境ビジネスの展開

- ・アジアなどの新興国は、堅調な経済成長を続けており、世界のマーケットとして経済成長をけん引するまでに至っています。これに伴う都市部への人口集中に対して、インフラ整備や環境対策が遅れており、大気や水質の汚染、廃棄物への対応などの都市課題に直面しています。国際的な脱炭素社会に向けた取組と良好な環境保全を進めていく必要があります。
- ・横浜市がこれまでに培った環境問題をはじめとした課題の解決に向けたノウハウを活用しつつ、引き続き市内事業者との連携により新興国の都市課題解決に取り組むことで、新興国の持続可能な成長に寄与するとともに、市内事業者のビジネス機会の拡大を図り、市内経済の活性化につなげていく必要があります。

### ● 都市農業の推進

- ・横浜市はこれまで、農地の保全や生産振興、市民と農とのふれあいの場の拡充、地産地消の推進など、大都市の特徴を活かした先進的な農業施策を積極的に進めてきました。
- ・身近に市内産農畜産物を買える場や機会があることに対する市民ニーズは高く、市内農畜産物を積極的に使用している事業者も見られるなど、市民や事業者の市内産農畜産物への関心が高まっています。
- ・一方で、農業資材費の高騰や気象状況による農畜産物の収穫量や価格の変動などにより農業経営は常に不安定な状況にあるため、引き続き農業経営の安定化に向けた取組を進めていく必要があります。

### 3 取組方針

#### (1) 環境ビジネスの拡大・経済活動における環境配慮の主流化推進

- ・市民や事業者に対し省エネ設備・機器など環境配慮型製品やサービスの導入を支援することにより、環境・エネルギー分野での需要創出を図ります。
- ・市内事業者や研究機関の技術力、IoT、AI等を活用し、産官学ネットワークの強化を図りながら最先端で炭素生産性の高度化に資する取組などを支援するとともに、金融機関とも連携し、中小企業等において、環境経営等に関する研修開催等による情報発信や共有を進め、投資の促進を図ります。

#### (2) 地域資源を生かしたシティプロモーションの展開

大都市でありながら水、緑などに恵まれた自然環境や動物園、歴史的景観などの地域資源を生かしたエコツーリズムの展開、環境関連のイベントや国際会議の開催、実証事業、視察受け入れなど、環境先進都市・横浜としてのシティプロモーションを展開していきます。



環境技術とアートを融合させた  
夜景創出イベント  
(スマートイルミネーション横浜)

#### コラム

##### 横浜市におけるIoTやAI等の技術革新への期待の高まり

市内企業のIoTの活用状況・関心度について、調査を行ったところ、75.7%と多くの市内企業関心を持っていることが分かりました。

横浜市でも「ものづくり・IT産業の集積」といった強みを活かして、先端技術を活用したビジネスの創出に向けた支援を進めています。

現在、エネルギーマネジメントなどにおいても利用されているIoTやAI等の先端技術は、飛躍的に進歩しており、今後も市場の拡大が予想されます。こうしたIoTやAI等の技術革新を通じて、環境負荷をおさえた新たな技術や商品開発、サービスの提供による経済活性化にも期待が寄せられています。

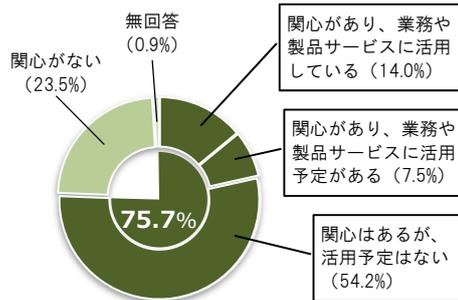


図 市内企業のIoTの活用状況・関心度  
(出典)横浜市景況・経営動向調査 第98回特別調査

(3) 新興国等での環境対策支援と環境ビジネスの海外展開

これまで横浜市が培ってきた様々な海外諸都市との良好なパートナーシップや都市づくり、環境課題解決に関する技術・ノウハウ、さらには、事業者の優れた先端技術などを生かした、Y-P O R T<sup>※</sup>事業等の公民連携による国際技術協力をより一層進め、環境ビジネスの海外展開を図ることで市内経済の活性化、ひいては横浜市のプレゼンス向上につなげます。

※Y-PORT : Yokohama Partnership of Resources and Technologies



海外視察を受け入れる水環境ソリューションに関する技術の発信拠点  
(北部第二水再生センター)

(4) 横浜の特色ある都市農業の推進

- ・ 環境分野を通じた横浜の経済活性化に向けて、「横浜農場の展開」により都市農業の活性化を図ります。
- ・ 安定した農業生産を行うための生産基盤の整備や更新を進めます。
- ・ 市民や企業等との連携により地産地消を推進するとともに市内産農畜産物のブランド化を推進します。
- ・ 飲食店等からのニーズが高い農畜産物の生産やICT等を活用した先進的な栽培技術の導入を支援し、高収益・高品質な農畜産物を生産する経営モデルをつくり、効率的な農業経営を推進します。



生産者と飲食店の交流会の様子



図 「横浜農場の展開」イメージ

## 4 主な取組例

- (1) 環境ビジネスの拡大・経済活動への環境配慮の主流化推進
  - ・横浜スマートシティプロジェクトの推進
  - ・自立分散型エネルギー設備の普及促進
  - ・住まいのエコリノベーションの推進
  - ・Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進
  - ・市民向け省エネ住宅相談事業
  - ・次世代自動車（F C V等）の普及促進
  - ・水素ステーションの整備促進
  - ・技術相談事業（省エネ相談）
  - ・中小製造業設備投資等助成
  - ・中小企業融資事業（よこはまプラス資金（環境・エネルギー対策））
  - ・京浜臨海部エリアの活性化（事業所間連携によるエネルギーの効率的な利用等）
  - ・防犯灯や商店街街路灯などの省エネ対策の推進
  - ・I o T推進産業活性化事業（I・T O P横浜）
  - ・成長産業立地促進助成
- (2) 地域資源を生かしたシティプロモーションの展開
  - ・公民連携による国際技術協力（Y-P O R T事業等）
  - ・動物園を活用したシティプロモーション
  - ・スマートイルミネーション横浜の開催
- (3) 新興国等での環境対策支援と環境ビジネスの海外展開
  - ・公民連携による国際技術協力（Y-P O R T事業等）
  - ・横浜スマートシティプロジェクトの推進
  - ・市内企業等の海外水ビジネス展開支援
  - ・国内外の都市との低炭素連携の推進
  - ・環境保全技術に関する国際貢献
- (4) 横浜の特色ある都市農業の推進
  - ・持続できる都市農業を推進
  - ・市民が身近に農を感じる場づくり
  - ・先進的な栽培技術の活用
  - ・「横浜農場」のプロモーション

### コラム

#### Y-P O R T事業とは

アジアをはじめとする新興国等では、経済成長や都市化に伴う急激な人口集中に対してインフラ整備や環境対策が遅れており、様々な都市問題が発生しています。海外諸国・都市はもちろん、日本政府や国際関係機関など様々な方面から、横浜市の都市づくりとそれを支える企業の技術・ノウハウの活用に期待が高まっています。

横浜市では、2011年1月から、新興国等の都市課題解決の支援と企業の海外展開支援を目的として、「横浜の資源・技術を活用した公民連携による国際技術協力（Y-P O R T事業）」に取り組んでいます。



## コラム

## ICTを活用した先進的な栽培技術設備等の活用について

農産物を生産する上で栽培環境は非常に重要な要素です。そのため、気温や湿度などの値を測定し、農畜産物の生育にとって快適な環境に調整するためにICTを活用した生産設備の導入が進んでいます。栽培環境をデータにより「見える化」することは技術力の高い農家のノウハウを誰もが活用できることにつながり、効率的な農業経営や技術の継承に役立っています。



環境を制御した育苗施設



スマートフォンに送信された測定データ

横浜市内でも、環境測定装置で測定した様々なデータをスマートフォン等でいつでも確認し、離れた場所から制御機器を作動させたり、あらかじめ設定した内容で、温度や水やりなどを細かくコントロールして実施することができるシステムなどが導入されてきています。このような先進的な栽培技術設備等の導入により、市内産農畜産物の品質や生産性の向上が図られることから、横浜市ではこれらの設備の導入等を支援しています。

## コラム

## 公民連携による国際技術協力と市内企業の海外ビジネス展開支援

ベトナム国ハノイ市では、急速な人口増加や都市化に伴い、河川や湖沼などの水質汚濁が顕在化しているとともに、雨水排水施設の不足による浸水被害が発生しています。

これらの課題解決へ向けて、横浜市及び市内企業が有する技術・ノウハウを生かした技術協力を公民連携で実施するとともに、市内経済の活性化に向けて、市内企業の海外ビジネス展開支援に取り組んでいきます。

## 【事業概要】

- 件名：JICA草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）  
ベトナム国ハノイ市における下水道事業運営に関する能力開発計画（フェーズ2）
- 期間：2017年12月～2021年3月（予定）
- 実施機関：JICA、ハノイ市建設局、横浜市環境創造局



都市間パートナーシップの強化



ベトナム国技術者とのワークショップ

### 基本政策3

## 環境とまちづくり ～環境と調和・共生した、強靱で魅力あるまちづくり～

### 1 2025年度までの環境目標

- ・今後の人口減少や少子高齢化に対応したコンパクトな市街地形成に合わせて、地球温暖化対策や生物多様性保全と都市活動のバランスが保たれ、住みやすく、働きやすいまちを目指します。
- ・災害時に途切れない多様なエネルギー源の創出や浸水対策などのまちづくりを進めながら、災害に強いまちを目指します。
- ・徒歩や自転車、公共交通を中心とした、人やモノが移動しやすく環境にやさしい交通・物流環境を形成します。
- ・地球温暖化対策や長寿命化対策などを講じた環境配慮型の建築物を増やします。

### 2 現状と課題

#### ● 都心部

- ・都市の景観において水や緑は重要な要素ですが、都心部の水辺や緑は郊外部と比較すると少ない状況にあります。豊かな生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和、防災・減災機能の観点からも、横浜駅周辺地区やみなとみらい21地区などの都心臨海部は、横浜の玄関口として、水・緑を生かした魅力ある都市空間づくりが求められています。
- ・大規模な商業施設やオフィスビルなどが集積し、エネルギー消費量の大きい都心部では、最先端技術の導入や再生可能エネルギー・未利用エネルギーの積極的な活用や地域でエネルギーを融通する仕組みの構築など、低炭素で災害にも強いまちづくりを進める必要があります。

#### ● 郊外部

- ・郊外部の住宅地では、人口減少・少子高齢化が進み、住宅の老朽化や空き家の増加などによる活力の低下が懸念されます。誰もが快適で暮らしやすい街を実現するために、市街地の拡散を抑制し、既存の都市基盤やまとまった緑を生かしつつ、鉄道駅を中心に地域特性に応じた機能を集積し、コンパクトな市街地を形成することが必要です。
- ・郊外部の住宅地では、事業者や大学など多様な主体と連携しながら「住む・働く・活動する」の視点を入れた再生や、緑豊かな自然環境を生かした住環境の整備が求められています。

### ● 海

- ・多くの人が海を身近に感じ、きれいな海を実感できるように、水再生センターから放流される処理水の水質向上に加えて、市民や事業者などと連携して、浅場づくりや海草の植え付け、底質改善や生物付着基盤の設置などの取組により、海の水質浄化を進めています。
- ・世界トライアスロン大会の開催など、海を利用したイベント開催や生き物とのふれあいの場の創出がまちのにぎわいにつながっており、継続して取組を進めていくことが必要です。

### ● ヒートアイランド現象

- ・ヒートアイランド現象は都心部の気温が郊外部に比べて高くなる現象であり、大都市において顕著にみられる環境問題です。
- ・市内における夏季気温観測から、日中は市内北東部で、夜間は横浜港周辺で高温となる傾向です。近年は気温が 30 度以上となる延べ時間数の長時間化や熱帯夜日数の増加傾向が続くことから、熱中症患者数の増加など人の健康への影響が懸念されています。
- ・これらの傾向は地球温暖化とヒートアイランド現象の両方に起因するものと考えられます。ヒートアイランド現象の緩和と適応の観点からも、エネルギーの効率的な利用や緑の保全・創出、暑さ対策技術の導入などを着実に進めていく必要があります。

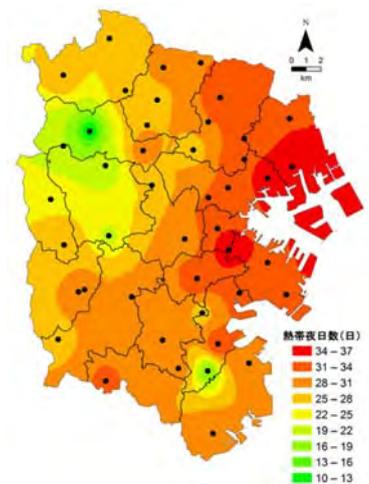


図 熱帯夜日数分布  
(2017年7～8月)

### ● 交通・物流環境

- ・交通渋滞は、大気汚染や騒音などの沿道環境への影響など環境問題につながることから、引き続き渋滞対策に取り組む必要があります。さらに、温室効果ガスや災害時における燃料不足への予防的措置の観点から、化石燃料への依存を極力減らした交通・物流環境への転換が求められています。
- ・このため、過度なマイカーに依存するライフスタイルを改め、徒歩や自転車、公共交通による移動を促進するとともに、安全・安心な交通のための環境整備、次世代自動車の普及と利用しやすいインフラ整備、都市計画道路の整備など、総合的に取組を進めていく必要があります。また、EVバスやEVタクシーサービスなど、環境に配慮した新たな交通サービスの早期普及も期待されています。
- ・日本を代表する貿易港として国際戦略港湾に指定されている横浜港は、グリーン物流の推進やLNGバンカリング拠点の整備検討などの低炭素化の取組を積極的に進めてきています。今後も環境保全の取組の拡大を図っていくことが重要です。

● 住宅・建築物

- ・脱炭素化に向けて、家庭部門や業務部門の二酸化炭素排出量の削減のためには、健康・快適にもつながら断熱性能の向上、高効率機器の導入等により大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーにより年間の消費エネルギーを賄うネット・ゼロ・エネルギー・ハウスやビル（Z E H / Z E B）の普及、既存住宅・建築物の長寿命化対策、省エネ改修などの価値を高める取組の普及など、住宅や建築物の環境性能の向上が求められています。
- ・また、持続可能な森林経営や低炭素化に資する国産材などの木材利用も重要です。公共建築物（学校施設、市営住宅、市民利用施設等）の老朽化の進行に対する保全・更新の機会をとらえて、長寿命化を基本に、省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、木材利用促進などを着実に実施し、温室効果ガスの削減につなげていく必要があります。

● 公園の整備・維持管理・経営

- ・公園は人々に緑のある良好な都市環境を提供し、様々な世代の憩いの場となるほか、災害時には避難場所となるなどの多様な機能があります。現在市内にある約 2,700 か所の公園を適切に維持管理しながら、計画的に施設の更新を行い、不足している地域では、新しい公園を整備していく必要があります。大規模な公園では、緑の保全・創出、環境教育・学習の場、多様な地域ニーズへの対応や、災害時の避難場所などの防災面の機能も踏まえた整備を進めていくことが重要です。
- ・利用者の満足度を高め、豊かな市民生活の実現につなげるため、公園の特性を活かした維持管理・経営が求められています。

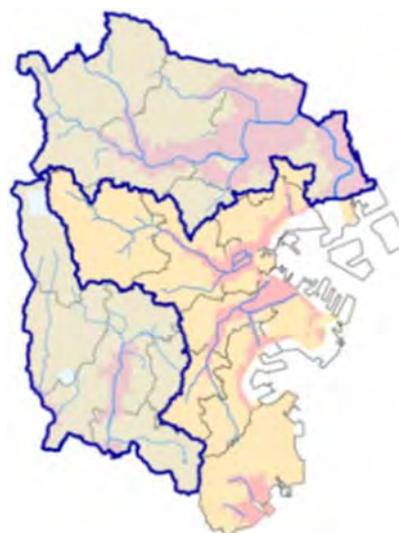
● 下水道・河川の整備・維持管理

- ・下水道では、市域全体で時間当たり約 50mm の降雨に対応する整備、地盤が低いポンプ排水区域では約 60mm の降雨に対応できるよう整備を進めています。しかし近年は、整備水準を超える降雨も見られ、路面などを經由して管きよへ流入する水量の急増、水路の水位の急激な上昇につながることから、浸水被害のリスクが高まっています。

表 2016 年度末現在の整備率

時間当たり約 50mm の降雨における雨水幹線の整備率	65.9%
時間当たり約 60mm の降雨における雨水幹線の整備率	62.5%

- ・このため、雨水幹線の整備や雨水浸透施設の設置などの従来からのハード整備に加えて、下水道や水路等からあふれて浸水の恐れのある地区を示した内水ハザードマップの作成、市民の防災意識の向上や自主的な行動につなげる取組



○ : 約 50mm/h 整備対象区域（下水道）  
 ○ : 約 60mm/h 整備対象区域（下水道）  
 ○ : 特定都市河川の指定に伴い総合治水対策により河川整備等で約 60mm/h 対応する流域（鶴見川流域、境川流域）

図 時間当たり約 50 及び 60mm 降雨対応図

など、浸水被害の軽減に向けて総合的な浸水対策を進めています。

- ・河川では、市内を流れる一級、二級、準用河川のうち、主要な 28 河川、延長約 85km の区間について、時間当たり約 50mm の降雨に対応する整備を進めています。また、流域の雨水流出を抑制することにより近年の局地的な大雨にも効果がある雨水貯留・浸透施設の整備も進めています。さらなる治水安全度の向上に向け、河川整備水準の強化が求められています。
- ・下水道・河川の整備効果を発揮するためには、日々の維持管理に加え計画的な施設の保全・更新が必要です。

### ● 防災・減災に向けた取組

- ・横浜市が 30 年以内に震度 6 弱以上の地震に見舞われる確率は 81%と予測されており、今後、大規模な地震の発生が想定されます。加えて、近年、気候変動に伴う局地的な大雨が増加傾向にあり、市域内においても浸水等の被害が発生しています。
- ・災害に対する防災・減災対策として、樹林地や農地などが持つ保水・貯水機能に着目した浸透域の確保や道路、公園、学校敷地などあらゆる公有地を活用した貯留機能に加え、住宅地への蓄雨促進など、グリーンインフラを活用した流域全体での気候変動適応策の推進が必要となっています。
- ・また、災害時の非常用電源として活用できる再生可能エネルギーや電気自動車など多様なエネルギー源の普及や、災害時に発生したごみに対して適正かつ迅速に処理を行い、被災後の環境悪化を防ぐための対応も求められています。

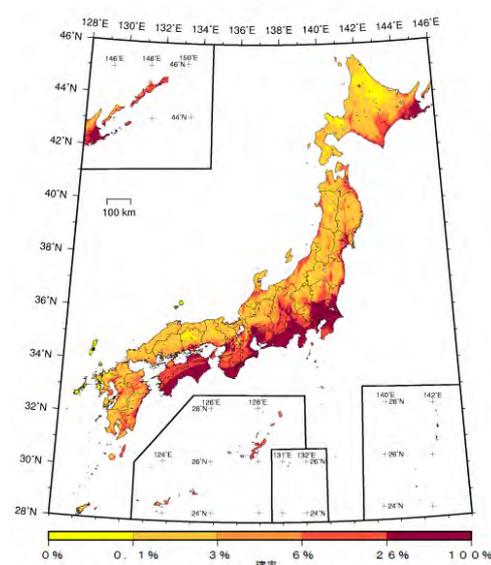


図 確率論的地震動予測地図：確率の分布

今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率（平均ケース・全地震）  
出典：「全国地震動予測地図 2017 年版」  
（地震調査研究推進本部）

### 3 取組方針

#### (1) 地域特性に応じたまちづくり

- 都心臨海部における環境に配慮したまちづくり

交通などによる環境負荷が少ないまちづくりを進めるとともに、災害に強い都市機能の強化を図ります。また、市民の憩いの場となる水辺空間の整備や、市民が実感できる緑を増やし、生き物を身近に感じられる豊かな環境のあるまちづくりを進めます。



新港中央広場の花壇の維持管理  
(中区)

- コンパクトで活力ある郊外部のまちづくり

コンパクトなまちづくりに合わせた土地利用の誘導を進めます。

住宅地の再生・活性化に向け、団地の再生支援や医療・福祉、子育て等の生活支援機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境や良好な街並み等の魅力をいかした住環境の形成を進めます。また、駅周辺では、駅前広場や歩行者空間等の整備、商業施設等の生活利便施設の整備など、地域ニーズに応じた機能集積を図ることで、誰もが生活しやすく、活動しやすい環境を整えるとともに、緑化空間などの快適な環境の整備を進めます。



持続可能な住宅地推進プロジェクト  
(青葉区美しが丘一丁目イメージパース)

- 豊かな海づくり

多様な主体との連携を図りながら、ブルーカーボンや浅場・藻場形成等の取組を進めることで、地球温暖化対策に取り組むとともに生物多様性の豊かな海づくりを進めます。生物の浄化能力を活かした水質改善事業の推進などにより、さらに魅力ある海づくりを進め、世界トライアスロンシリーズ横浜大会など様々な海のイベント開催につなげていきます。



わかめ収穫イベント  
(横浜ブルーカーボンの推進)

- 脱炭素化に向けたまちづくり

都心臨海部、郊外部それぞれのモデル地区において、様々な関係者が地域の特性や自然環境を踏まえた将来像を構築、共有し、電気や熱等の自立分散型エネルギーの面的利用を推進するなど、利便性の高い都市機能と低炭素化が調和した環境モデルゾーンとしての展開を図ります。



市内を走る燃料電池自動車  
(FCV)

- 暑さ対策の推進

ヒートアイランド現象の緩和と適応の観点から、都心部における

緑を増やす取組や市民・事業者・行政の協働による緑のカーテン、屋上緑化、省エネ等を推進します。また、人工日除けなどの暑さ対策技術の導入支援を進めます。



屋上緑化（南区役所）

## （２）人やモノが移動しやすく環境にやさしい交通・物流環境の形成

公共交通機関の利用促進や環境に配慮した次世代自動車の普及促進、渋滞緩和につながる交通ネットワークの形成などにより、自動車交通における環境負荷の低減を図ります。また、まちのバリアフリー化や自転車利用環境の整備など、徒歩や自転車による快適で楽しい交通環境の整備を進めます。横浜港においては、臨港道路網の整備や港のスマート化などによる低炭素化に向けた取組を進めます。



交通ネットワークの形成  
横浜環状北西線横浜青葉IC・JCT（仮称）（青葉区）

## （３）環境に配慮した住宅・建築物の普及

自然環境に調和した省エネルギー型・低炭素型の新築住宅・建築物の普及と既存住宅・建築物の省エネ改修、再生可能エネルギー設備の住宅・建築物への設置等を進めます。公共建築物の省エネ化や長寿命化、再生可能エネルギー設備の設置や木材利用などを推進し、環境や健康に配慮した、快適性の高い建築物を増やします。



公共建築物の木質化整備工事  
（南区総合庁舎）

## （４）良好な環境を創出する公園の整備・維持管理・経営

土地利用の転換や公園の再整備などといった機会をとらえ、多様な機能を発揮し、良好な環境を創出する公園の整備を進めます。また、都心臨海部等において、緑や花による魅力・にぎわいの創出・育成を進めます。施設の維持管理・更新を着実に推進し、利用者が安全で快適に利用できる環境づくりを進めるほか、公民連携による魅力とにぎわいを創出します。



緑や花による魅力・にぎわいの創出  
（山下公園での緑や花の管理）

## （５）環境分野における防災・減災対策の推進

雨水幹線、河川の基盤整備とともに、ハザードマップ活用等による浸水の恐れがある地区の情報提供など、浸水被害の軽減に向けた総合的な浸水対策を推進していきます。また、太陽光発電や電気自動車などの災害時に途切れない多様なエネルギー源の創出や、公園や樹林地が持つ多様な役割に配慮した取組、防災施策と連携したまちづくりなど、環境保全と防災機能を併せて高めていきます。



河川の整備  
（阿久和川 慶林橋架替え）

## 4 主な取組例

---

### (1) 地域特性に応じたまちづくり

- 都心臨海部における環境に配慮したまちづくり
  - ・エキサイトよこはま 22 における環境取組の推進
  - ・みなとみらい 2050 プロジェクトの推進
  - ・横浜スマートシティプロジェクトの推進
- コンパクトで活力ある郊外部のまちづくり
  - ・鉄道駅周辺の拠点整備における環境取組の推進
  - ・地域まちづくりにおける環境取組の推進
  - ・持続可能な住宅地推進プロジェクト等における郊外部での取組
- 豊かな海づくり
  - ・横浜港港湾計画に基づく海づくり
  - ・横浜ブルーカーボンの推進
- 脱炭素化に向けたまちづくり
  - ・都心部での環境モデルゾーンの発信（新横浜・みなとみらい 21 地区）
  - ・持続可能な住宅地推進プロジェクト等における郊外部での取組
  - ・横浜港における LNG バンカリング拠点の形成
- 暑さ対策の推進
  - ・市内での継続的な気温観測
  - ・暑さ対策技術の効果検証と導入への支援
  - ・熱中症予防のための暑さ対策の普及啓発
  - ・市内の緑の保全・創出の推進

### (2) 人やモノが移動しやすく環境にやさしい交通・物流環境の形成

- ・交通ネットワークの整備による環境負荷低減
- ・モビリティマネジメントの推進
- ・地域交通サポートの推進
- ・安全・安心な歩行空間の整備
- ・自転車利用環境の整備

### (3) 環境に配慮した住宅・建築物の普及

- ・環境配慮型の住宅・建築物の推進
- ・住まいのエコリノベーションの推進
- ・公共建築物の省エネ化の推進
- ・公共建築物における木材利用の促進

### (4) 良好な環境を創出する公園の整備・維持管理・経営

- ・身近な公園や土地利用転換に対応した大規模な公園等の整備
- ・公園の特性に応じた維持管理
- ・緑や花による魅力・にぎわいの創出・育成
- ・公園での公民連携による魅力とにぎわいの創出

### (5) 環境分野における防災・減災対策の推進

- ・下水道の整備・予防保全型の維持管理
- ・浸水予測情報の周知
- ・浸水（内水、洪水）ハザードマップの周知
- ・河川の整備・予防保全型の維持管理
- ・公共施設における未利用エネルギー等のさらなる活用検討・導入
- ・低炭素交通の普及促進
- ・公園の整備
- ・良好な森の育成
- ・水循環の再生
- ・多自然川づくりの推進
- ・エキサイトよこはま 22 における環境取組の推進
- ・みなとみらい 21 地区における環境取組の推進

## 第5章

### 環境側面からの基本施策

環境管理計画では、個々の環境課題に着実に対応する7つの基本施策を掲げています。環境行政の基軸である「地球温暖化対策」と「生物多様性」は重点施策として取り組みます。

基本施策1 地球温暖化対策

基本施策2 生物多様性

基本施策3 水とみどり

基本施策4 都市農業

基本施策5 資源循環

基本施策6 生活環境

基本施策7 環境教育・学習

基本施策 1

地球温暖化対策  
～化石燃料に過度に依存しないライフスタイルへの転換～

1 2025 年度までの環境目標

今世紀後半のできるだけ早い時期における温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現を見据えて、市民・事業者に脱炭素化に向けた活動が浸透しており、温室効果ガスの大幅な排出削減とともに、快適な生活や生産性の向上を実現しています。また、既に起こりつつある気候変動の影響に適応し、安全・安心で持続可能な都市を実現しています。

達成状況の目安となる環境の状況

・温室効果ガス排出量	2020 年度までに 2013 年度比で 22%削減 2030 年度までに 2013 年度比で 30%削減
・エネルギー消費量	2020 年度までに 2013 年度比で 10%削減 2030 年度までに 2013 年度比で 18%削減

【目標設定の考え方】

- ・パリ協定採択後の世界の潮流等を踏まえて、「Zero Carbon Yokohama」を掲げ「今世紀後半のできるだけ早い時期における温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現」を横浜市の地球温暖化対策の目指す姿（ゴール）とします。
- ・着実に温室効果ガスの削減を推進する 2020 年度・2030 年度の短中期目標を評価項目としました。
- ・電力の排出係数に左右されることなく、取組の成果が比較的分かりやすい市内のエネルギー消費量の削減も評価項目としました。
- ・また、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」とともに、気候変動の影響に対応し被害を最小化・回避する「適応策」についても推進していく必要があります。

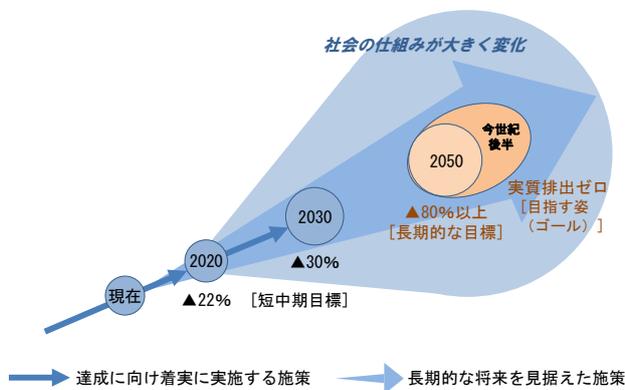


図 本市の目指す姿（ゴール）のイメージ

【関係する個別計画】 横浜市地球温暖化対策実行計画

## 2 現状と課題

横浜市内における 2015 年度の温室効果ガス排出量は、2010 年度の電力排出係数で算定すると 1,734 万 t-CO<sub>2</sub> であり、2005 年度から 14.2% (287 万 t-CO<sub>2</sub>) 減少しています。

一方、当該年度の電力排出係数で算定すると 1,934 万 t-CO<sub>2</sub> であり、4.3% (86.1 万 t-CO<sub>2</sub>) 減少しています。

脱炭素化を実現するためには、現状の取組の延長線上では難しく、英知を結集し、技術・経済社会システム・ライフスタイルのイノベーションによる解決を最大限追求していくことが必要となります。こうしたイノベーションに向けた市民や事業者の努力を後押しするために、「脱炭素化」の方向性を明確に示すことが重要です。また、「脱炭素経済への移行競争」が本格化してきている状況においては、横浜市が市民生活の質の向上を図り、大都市としての付加価値や国際競争力を高めていくためにも、「脱炭素化」に向けた取組は重要と考えられます。

C O P 23 では「脱炭素化」に向けた都市と地域の大きな役割が確認されました。横浜市は多くの人、企業の受け皿である大都市として躍動し、活発な活動・交流を通して経済、社会・文化、環境の価値を生み出し続けていくことが期待されています。国内外の他地域から人材や食料、水、エネルギーの供給を受けて支えられている都市として、「脱炭素化」への挑戦によって生み出された価値や、都市課題解決の方法を世界に還元することは横浜市の責務です。

なお、C O P 23 で合意されたタラノア対話<sup>※1</sup>や今後のパリ協定に基づくグローバルストックテイク<sup>※2</sup>等、世界ではできるだけ早い段階における脱炭素化の実現が議論されていることから、横浜市においても、今後、計画を適宜、見直すとともに、脱炭素化の実現に向けた道筋の検討等が求められています。

※1：2℃目標達成のための促進的対話      ※2：5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み

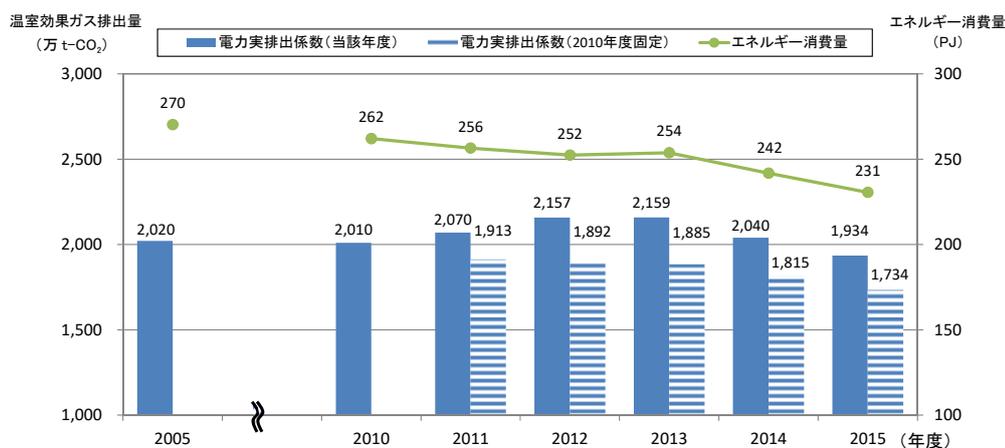


図 横浜市内における温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の経年変化

### 3 取組方針

---

#### (1) 市民力と企業協働による取組促進

横浜市はこれまで、高い市民力や市内企業が有する優れた技術力等を活用しながら地球温暖化対策に取り組んできましたが、今世紀後半の脱炭素化を見据え、市民・事業者のライフスタイルの変革の促進が求められます。そこで、「COOL CHOICE YOKOHAMA」のキャッチフレーズのもと、各主体のイノベーション及び幅の広い世代への取組の拡大、多様な主体との連携強化に向けた新たな展開に向けて普及啓発を進めます。

#### (2) 最先端のスマートシティの実現

大都市としての特徴を生かし、市内に存在する多様な都市施設やEV、自立分散型電源等をAIやIoTを活用しながらネットワーク化してエネルギーの需給を制御できる、「最先端のスマートシティ」の実現を目指し、横浜スマートシティプロジェクト（YSCP）の実装など、公民連携での創造的な取組を推進します。

#### (3) 環境と経済の好循環

脱炭素経済への変革・移行への挑戦を、経済成長、雇用創出、イノベーション等の「機会」と捉え、環境技術等の研究開発の促進や、金融機関等と連携した環境金融・投資の活性化の推進、炭素の価格付け（カーボンプライシング）に関連する取組の検討・推進等により、環境と経済の好循環に取り組むとともに、今後直面する人口減少・高齢化等の社会的課題の同時解決を図ります。

#### (4) 都市間連携と国際発信

「都市の役割」がますます重要になる中、横浜市が参加する国内外のネットワークを土台に、国内外の都市との連携を発展・強化し、経験・知見等の共有や技術協力を進め、さらに、その中で横浜市がリーダーシップを発揮し、横浜市の取組を国内外に発信することで、広く地球温暖化対策に貢献するとともに、横浜市のプレゼンスを高めます。

#### (5) 徹底した省エネ

家庭、業務、産業等全ての部門で徹底した省エネを進めます。そのために、省エネに関する我慢・辛抱という従来の発想から転換し、生活の快適性や事業の生産性の向上と脱炭素化に向けた活動を連動させることを目指し、住宅・建築物の省エネ化や次世代自動車の導入等について、市役所自らが率先的に行動しつつ、市民に対する情報提供等の普及啓発や横浜市地球温暖化対策計画書制度に基づく事業者による更なる取組促進など、市内への展開を進めます。

## (6) 持続可能なまちづくり

みなとみらい 2050 プロジェクトや環境モデルゾーンなど、モデルエリアごとにそれぞれの特徴を踏まえたまちづくりを進め、利便性の向上やエネルギー効率の良い土地利用を進めます。また、交通や港湾の低炭素化を進めるとともに、緑の保全と活用による自然共生や、3Rの推進による循環型まちづくり等を推進し、コンパクトなまちづくりや、循環型のまちづくりを進め、暮らしやすく、快適で、活力と魅力を有する脱炭素化に向けた都市の構築に貢献します。

## (7) 最大限の再生可能エネルギー導入と水素社会の実現

大都市ならではの公共施設、住宅・建築物等の都市の資源を活用し、市内における再生可能エネルギーの積極的導入やエネルギーの地産地消を進めるとともに、市内に立地する RE100<sup>※</sup>企業等との連携の強化を図ります。また、市内のみで再生可能エネルギーを全て調達するには限界があるため、広域連携の展開を図ります。さらに、市民・事業者による低炭素電力の選択を推進します。加えて、未来への布石として、水素社会の実現に向けた水素の利活用等を進めます。

※ 事業運営を 100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業が参加する国際イニシアチブ

## (8) 適応策の強化

より深刻化する気候変動の影響に対応し、被害を最小化・回避するため、今後の気温上昇等によるリスクへの長期的な取組を検討・推進し、レジリエンス（強靱性）の向上を図るとともに、市民や事業者の理解や行動を促し、気候変動のリスクや適応に関する情報を収集・発信します。また、自然環境の多面的機能を活用するグリーンインフラの活用をはじめ、これまで横浜市が推進している施策の強化を図ります。

### コラム

#### 低炭素電力の供給と選択の推進

～地球温暖化対策としても重要な電気的环境性向上～

国の法律において、全てのエネルギー供給事業者は、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めることが義務付けられています。また、2016年4月から電力の小売全面自由化が開始され、家庭や商店といった比較的小規模な電力利用者でも電力会社を自由に選択することができるようになりました。電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量は、電気を作り出すために使用するエネルギー源や発電の仕組みの組み合わせ（電源構成）によって大きく異なります。そのため、より環境負荷の小さな電源構成によって作り出される低炭素電力を積極的に選択することが、地球温暖化対策として重要です。

横浜市では、小売電気事業者を対象とした新たな制度の導入により、市内に電気を供給している小売電気事業者の排出係数、再生可能エネルギー導入率等の情報を収集し、市民・事業者に対する情報提供や COOL CHOICE YOKOHAMA 等の普及啓発をすることにより、低炭素電力の供給と選択を推進します。



## 4 主な取組例

---

### (1) 市民力と企業協働による取組促進

- ・COOL CHOICE YOKOHAMA による全市的な地球温暖化対策の連鎖づくり
  - ・低炭素電力<sup>※</sup>の供給と選択の推進
- ※ 低炭素電力：再生可能エネルギーの利用等により、温室効果ガスの排出量が少ない電力

### (2) 最先端のスマートシティの実現

- ・横浜スマートビジネス協議会（YSBA）メンバーとの連携による横浜スマートシティプロジェクト（YSCP）実証成果の実装化の推進
- ・バーチャルパワープラント（仮想の発電所）構築事業の本格展開
- ・再生可能エネルギーのスマートな活用検討（エネルギーの地産地消・広域連携等）

### (3) 環境と経済の好循環

- ・大規模イベントを契機としたカーボン・オフセットプロジェクト
- ・脱炭素経済への移行検討とイノベーションの推進

### (4) 都市間連携と国際発信

- ・地球温暖化対策に関する国内外の都市間連携の推進
- ・世界的にプレゼンスの高い国際会議の誘致による海外発信
- ・公民連携による国際技術協力（Y-PORT事業等）

### (5) 徹底した省エネ

- ・住宅・建築物の省エネ化の推進
- ・横浜市地球温暖化対策計画書制度等の充実
- ・低炭素型次世代交通の普及促進
- ・E S C O事業等による高効率機器の導入
- ・公共施設のLED化の推進

### (6) 持続可能なまちづくり

- ・都心部での環境モデルゾーンの発信（新横浜・みなとみらい21地区）
- ・持続可能な住宅地推進プロジェクト等における郊外部での取組
- ・横浜港におけるLNGバンカリング拠点の形成

### (7) 最大限の再生可能エネルギー導入と水素社会の実現

- ・再生可能エネルギーのスマートな活用検討（エネルギーの地産地消・広域連携等）
- ・下水道施設への市内バイオマス受け入れによる消化ガス増量の検討
- ・水素エネルギーの利活用の推進

### (8) 適応策の強化

- ・グリーンインフラの活用

## 基本施策 2

### 生物多様性

～身近に生き物を感じ、楽しむことができる豊かな暮らし～

[生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）]

## 1 2025年度までの環境目標

- ・誰もが生活の中で自然や生き物に親しむライフスタイルを実践しています。
- ・生き物の重要な生息・生育環境である樹林地や農地が安定的に保全されるとともに、住宅地や都心部で豊かな水・緑環境が増え、生き物のつながりが強まり、市域全体で生物多様性が豊かになっています。
- ・企業の流通過程において、材料調達から生産工程、消費行動にわたり、生物多様性への配慮の視点が盛り込まれ、生物多様性が市場価値として大きな役割を有しています。
- ・「市民や事業者等の主体的な行動が支える豊かな生物多様性」が横浜の都市のイメージとして定着しています。

### 達成状況の目安となる環境の状況

- ・多様な動植物などの生き物の生息・生育環境の保全の推進
- ・市民が、身近な自然や生き物にふれあい、楽しむ機会の増加
- ・生物多様性に配慮した行動を自らとる市民や企業等の増加

#### 【目標設定の考え方】

- ・豊かな生物多様性の基盤となる、市内に残された樹林地や農地の保全などを主体とした豊かな自然環境の保全の推進状況を評価項目としました。
- ・生物多様性の大切さへの理解を深めるため、身近な生き物とふれあい、楽しみながら学ぶ機会の増加を評価項目としました。
- ・生物多様性に配慮した社会システムやライフスタイルへの転換に向けた、市民や企業等による主体的な行動の状況を評価項目としました。

## 2 現状と課題

---

### (1) 生物多様性の恵みと危機

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。

地球上には、森、川、海など、様々な自然環境があり、それぞれの環境に適応して進化した多くの生き物が、互いにつながりあい、支えあって生きています。

私たち人間も、多くの生き物とのつながりのなかで、空気や水、食料などの恵みを受けています。災害の防止などの生活の安全、地域固有の文化やレクリエーションも、生物多様性によってもたらされるものであり、私たちの暮らしは生物多様性の恩恵なくしては成り立ちません。

しかし今、人間の影響により、生き物の絶滅や減少が進み、生物多様性が危機にさらされています。

### (2) 横浜市の生き物を取り巻く状況

#### ● 水・緑環境の特徴

横浜は、大都市でありながら、市民生活の身近な場所に樹林地や農地、公園、せせらぎ、水辺など、変化に富んだ豊かな水・緑環境があります。

郊外部には、まとまりのある樹林地や農地が残されています。市街地の中にも、樹林地や農地がモザイク状に入り組んでおり、都市の暮らしのすぐそばで自然の営みを感じることができます。また、「緑の10大拠点」などにある谷戸を源流として、幾筋もの水路や河川が市街地を縫うように流れ、海域までつながっています。

#### ● 生き物の生息・生育環境の状況

##### ・ 樹林地・農地

急激な人口増加にともなって開発が進み、生き物の生息・生育環境である多くの樹林地や農地などが失われました。また、ライフスタイルの変化や維持管理の担い手不足により、荒廃が進み、人の暮らしと関わりながら育まれてきた里山のような環境が姿を消しつつあります。こうした状況のなか、横浜市では、市民、事業者など多様な主体とともに、樹林地や農地を保全し、生物多様性に配慮した維持管理を進めてきました。引き続き樹林地や農地の保全及び適切な維持管理に取り組んでいく必要があります。

##### ・ 河川域

河川では、下水道の普及拡大などにより、水質が向上し、魚類、水生昆虫など多くの生き物が戻りつつあります。また、多自然川づくりも進んでおり、植生の回復も見られます。一方、中小の河川や水路では、日常の水量が減少傾向にあり、生息・生育環境としては劣化している場所もあります。また、源流域は、希少な生き物を含め多くの生き物の貴重な生息・生育環境ですが、状況を十分に把握できていないため、現状の把握や保全策が課題となっています。愛護会などによる清掃活動への支援や、健全な水循環に向けた取組の継続が必要です。

### ・ 海域

海域の水質は緩やかに改善する傾向にありますが、夏季の海底付近は酸素が少ない状態であり、限られた種類の生き物しか生きられない環境になっています。わずかに残された浅海域では、市民・企業等との協働による生息・生育環境再生の取組が進められています。

### ・ 水と緑のネットワーク

都市化による生息・生育環境の孤立化・分断化により、生き物同士のつながりが希薄になっています。森や川、海だけでなく、水田や畑、水路、公園、街路樹、住宅地や市街地の花や緑、池、ビオトープなども、都市の中では重要な生き物の生息・生育環境です。これらの水・緑の質や量、連続性を確保することで、生息・生育環境や移動経路が保全・創出されます。また、市民が身近な場所で自然や生き物を感じる場にもなります。市街地に残る樹林地・農地の保全や建築物・工場敷地の緑化の取組など、ネットワーク拠点の保全・創出を続けていく必要があります。

### ・ 生き物の生息・生育環境を悪化させる要因

近年、外来種が生態系や人間、農作物へ被害を及ぼすケースが増えています。このような被害を及ぼす外来種のうち、特に影響が大きいと考えられる生き物は、外来生物法（正式名称：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、2005年施行）に基づき「特定外来生物」として指定されており、飼育・栽培や運搬などが禁止されています。そのため、引き続き外来種に関する普及啓発や対策に取り組む必要があります。

また、地球温暖化が原因と考えられる気候変動による生き物への影響も危惧されています。気温上昇は、市内の草木の開花時期や渡り鳥の生態にも影響を与えています。

生物多様性の保全を進めるためには、生き物の生息・生育域や生息・生育数などの現状や変化を、科学的知見に基づき把握することが必要です。また、市民が身近な環境に生息・生育する生き物の現状に関心を持ち、自ら調べ、身近な環境の改善に生かしていくことも必要です。

### ● 豊かな自然環境を後世に

生物多様性豊かな自然環境が身近にあることは、選ばれる都市になるためにも重要です。

身近に残る自然環境やそれとともに育まれた歴史・文化は都市の魅力であり、豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいく必要があります。

### (3) 生物多様性の主流化

将来にわたって生物多様性の恩恵を受け続けるためには、市民一人ひとりが自然との共生を考え、行動することが重要です。

そのためには、私たち市民一人ひとりの暮らしが生物多様性の恵みに支えられていることや、市民生活や企業活動の中でどのような行動が生物多様性の保全につながるのかを、横浜市と市民団体、事業者等が連携して分かりやすく伝えていく必要があります。

特に、横浜市は、環境に関する取組の全てが生物多様性の保全につながっていることを強く意識し、そのことを市民に伝えることが必要です。

#### ● 横浜市民の意識

横浜は、約 370 万人の市民が暮らす大都市であり、多くの企業が立地しています。多くの人やモノが集まる都市は、より多くの生物多様性の恩恵を受けるとともに、生物多様性に大きな影響を与えることとなります。

しかし、横浜市が実施した環境に関する市民意識調査では、関心のある環境問題や環境活動として「生物多様性の危機」を挙げた市民の割合は、近年、20%前後にとどまっており、「地球温暖化」や「ごみの減量・リサイクル（3Rの推進）」と比較すると依然低い状況です。

また、環境行動を実践するうえで難しい点、行動できない、あるいは行動しない理由としては、「何をすればよいかわからない、どのような行動があるのかわからない」が最も多い状況です。

このことから、情報を得ることができれば、生物多様性に配慮した環境行動をとる可能性のある層がいることが想定されます。

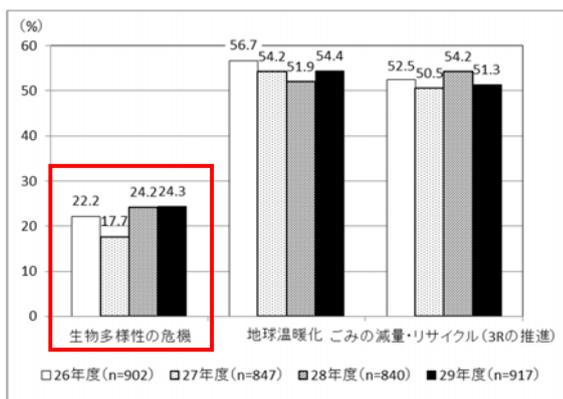


図 関心のある環境問題や環境活動（複数回答可）  
（2014～2017 年度調査）

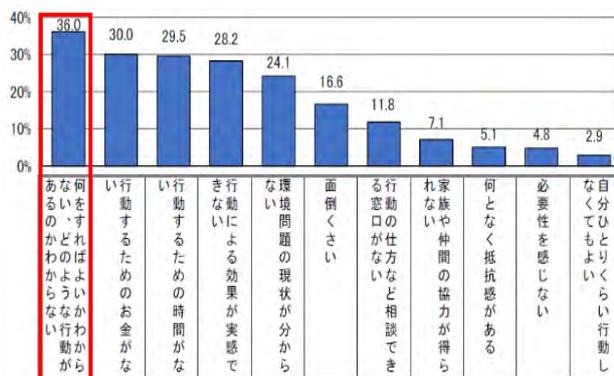


図 環境行動を実践するうえで難しい点、行動できない、あるいは行動しない理由（3つまで複数回答可）  
（2017 年度調査）

（出典）横浜市環境に関する市民意識調査結果

- 市民生活と生物多様性の保全とのつながり

自然を身近に感じ、生物多様性への理解を深めていくため、体験を通じた環境教育・学習や、環境活動への支援を継続することが重要です。

また、生物多様性を守る行動につなげるため、環境にやさしい製品や地域で生産される農畜産物を選択するなど、生物多様性に配慮した消費行動の普及啓発を進める必要があります。このような消費行動は、生物多様性の保全に寄与するとともに、企業の原材料調達への配慮を促すこととなります。

- 事業者の活動と生物多様性の保全のつながり

事業者は、生物多様性の保全に重要な役割を担っています。事業活動を通じて世界の生物多様性と深く関わり、また、製品やサービスを通じて消費者と生物多様性との関わりに大きな影響を及ぼしています。生物多様性に配慮せずに事業活動を続けると、原材料が調達できなくなる、商品が売れなくなるなどのリスクが生じます。

また、生物多様性に配慮した取組を行うことは、企業価値を向上させ、消費者や投資家へのアピールになります。

- 生物多様性の主流化の推進

様々な取組を通じて、市民・事業者が生物多様性への理解を深め、生物多様性の保全と持続可能な利用に向け主体的に行動することで、生物多様性に配慮した社会システムやライフスタイルへの転換を図っていく「生物多様性の主流化」を進める必要があります。

### 生物多様性とは

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生き物は 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生き物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。

● 生物多様性の3つのレベル

生物多様性条約では、「生物多様性」を「生物の表れているあらゆる多様性」と定義しており、3つの階層レベルで多様性があるとしています。

<p><b>①生態系の生物多様性</b></p> <p>様々なタイプの自然環境があること</p> 	<p><b>②種の生物多様性</b></p> <p>微生物から動植物にいたるまで、様々な種類の生き物がいること</p> 	<p><b>③遺伝子の生物多様性</b></p> <p>同じ種の中でも異なる遺伝子を持ち、様々な個性があること</p> 
---	--	--

● 4つの生態系サービス

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵みによって支えられています。この恵みを生態系サービスといいます。

生態系サービスはその働きをもって、4つの区分に分けられます。

<p><b>①供給サービス</b></p> <p>食料、水、木材、紙、衣服、化石燃料、医薬品</p>	<p><b>②調整サービス</b></p> <p>森林による洪水・土砂災害の防止、水の浄化、気候の調節</p>	<p><b>③文化的サービス</b></p> <p>地域固有の祭りや料理・風習、花見・森の散策などのレクリエーション、心の安らぎ</p>
<p><b>④基盤サービス</b></p> <p>光合成による酸素の供給、微生物が落ち葉や死骸など動植物を分解することによる土壌の形成、水や養分の循環</p>		

● 生物多様性の4つの危機

「生物多様性国家戦略 2012-2020 概要版」では、次の4つの原因で、生き物の絶滅や減少が急速に進んでいるとしています。

過去にも自然現象などの影響により大量絶滅が起きていますが、現在は第6の大量絶滅と呼ばれています。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100~1,000倍にも達し、たくさんの生き物たちが危機に瀕しています。

①開発など人間活動による危機

開発により、生き物の生息・生育環境が減少したり悪化したりしています。また、乱獲により減っている生き物がいます。

②自然に対する働きかけの縮小による危機

雑木林や田畑、里山などの手入れが不足しているため、そこに生育・生息する生き物が減っています。

③人間により持ち込まれたものによる危機

毒性をもつ化学物質が生き物に悪い影響を与えています。また、外来種がその地域にもともといた生き物を食べたり、生息・生育環境や餌を奪ったりしています。

④地球環境の変化による危機

地球温暖化などによる気候の変化により、生き物の生息・生育環境がなくなったり、生き物が絶滅したりしています。

「いのち」と「暮らし」を支える生物多様性は、人間の手により危機的な状況に陥っています。私たちが将来にわたって、生物多様性の恵みによる豊かな暮らしを続けていけるように、今、行動することが必要なのです。

生物多様性を守るために私たちができること

地球上のいのちと私たちの暮らしを支える生物多様性を守り、将来にわたって、生物多様性の恵みによる豊かな暮らしを続けていけるように、今、私たちができることがあります。日々の暮らしの中の一人ひとりの少しの工夫や心がけが生物多様性を守ることに繋がります。さらに、地域や仲間、職場に広げていくと、大きな力になります。

身近にできるアクションが、生物多様性に貢献する理由を考えてみましょう

**環境にやさしい商品を選んで買う**  
 ◇食材・原材料の調達や、生産・加工・物流の過程で、生物多様性に配慮していることを示すエコラベルがついた食品や製品を選んで買う。  
 ◇消費者が選ぶことで、生産する企業の生物多様性への配慮を促すことになる。

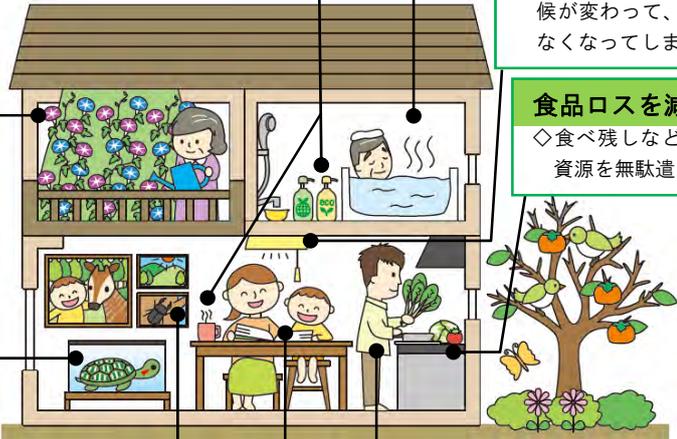
**水を大切にする**  
 ◇自然の恵みである水の無駄遣いをしない。  
 ◇川や海を汚さない。

**緑や花を育てる**  
 ◇鳥や虫などのすみかを増やすことにつながる。

**節電をする**  
 ◇地球温暖化の進行を防ぐ。気候が変わって、生き物がすみかなくなってしまう。

**ペットはさいごまで飼う**  
 ◇ペットを野外に放すと、もともといた生き物を食べてしまったり、すみかや餌を奪ってしまう。

**食品ロスを減らす**  
 ◇食べ残しなどを減らして、資源を無駄遣いしない。



**身近な森や動物園で自然にふれあう、伝える**  
 ◇生物多様性の大切さを実感し、みんなに伝えたいと思う広がる。

**調べて、考えてみる**  
 ◇身近な生き物のこと、地域の活動のこと、地球のことを、調べて考えて、守る活動に参加してみる。

**地域でとれた旬の農畜産物を食べる**  
 ◇輸送や保存のためのエネルギー消費が抑えられる。  
 ◇生き物のすみかになる田んぼや畑を守ることに繋がる。

**MY 行動宣言**  
 国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進し、取組を推進するため2011年9月に設立された「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」では、国民一人ひとりが生物多様性との関わりを自分の中でとらえることができるよう、生物多様性を守るためにできる5つのアクションを広く呼びかけています。

- 1 たべよう
- 2 ふれよう
- 3 つたえよう
- 4 まもろう
- 5 えらぼう

### 3 取組方針

(1) 普及啓発 ～誰もが都市生活のなかで、自然や生き物に親しみ、実践できる取組を進めます～

- 「b-プロモーション」による取組

生物多様性への理解を深める取組の輪を広げるため、市民や企業、市民団体等と連携し、生物多様性の普及啓発「b-プロモーション」を展開します。

b-プロモーションの展開にあたっては、特に子どもたちを主役にします。そのため、子どもたちが身近なところで生き物に触れ合える場所を守り、また、その機会を増やす取組を進めます。

子どもの頃に、水辺で魚を探したり、森の中で昆虫を観察したりするなど「生き物に触れ、感性を豊かにする」経験は、その後の成長に大いに役立つものです。

b-プロモーションの「b」は、生物多様性 = biodiversity (バイオダイバーシティ) のbです。

- きっかけづくり

身近な自然に親しむためのきっかけづくりを進めます。

市民の森や樹林地のある公園、川の水辺拠点、横浜ふるさと村や恵みの里など、市民が自然や生き物に親しむことができる場所を積極的に広報します。多岐にわたる分野と連携した取組、イベントの開催、ガイドマップの作成をはじめ様々な広報活動を展開します。

- 体験学習

身近な自然や生き物を楽しみながら学ぶ、体験活動の機会を作ります。

学校や地域などでの出前講座では、市民団体や企業等が講師となり、自らの経験や取組を伝えます。ウェルカムセンターや公園、野外活動施設等では、市民団体や企業のCSR活動などとも連携しながら、自然体験・環境学習の機会を提供します。また、市民農園の開設や農体験教室の開催などにより、市民が農とふれあう場をつくる取組を進めます。

さらに、生き物の生息・生育環境として重要なエリアであり、歴史・文化、景観などの観点からも貴重な谷戸環境の保全を進めるとともに、体験学習の場として活用していきます。

なお、取組の展開にあたっては、保全と活用のバランスに常に配慮しながら進めていきます。

- 動物園等における環境教育・学習

動物園や繁殖センターで、学校等の団体向けの環境教育プログラムを展開するとともに、園内ガイド、企画展、施設見学ツアーや講演会などを通じて、生物多様性保全の普及啓発を進めます。

また、市民から持ち込まれ保護している野生傷病鳥獣の啓発活動を行います。

● 外来種に関する普及啓発

生態系、人の健康、農林水産業に大きな影響を与えるなど、外来種が引き起こす問題や、被害を防ぐために市民一人ひとりができることについて正しく理解してもらうため、普及啓発を進めます。

● 市民団体・企業等への活動支援や協働の取組

子どもたちをはじめ市民が身近に生き物を体験する活動や生物多様性の保全活動などの環境活動を行う市民団体や地域、学校、企業等の取組が発展するよう、表彰制度や活動助成制度、人材育成のための研修実施、連携・情報交流の場の提供などにより支援します。

また、国内外の協働の取組として、「生物多様性自治体ネットワーク」の構成自治体として、全国の自治体との情報共有・情報発信、様々な主体との協働等を進めるほか、国際機関と連携し、世界の視点から生物多様性を理解する普及啓発を展開します。

● 生物多様性に配慮した消費行動の普及

市民団体等との連携により、生物多様性に配慮した消費行動・ライフスタイルの普及を進めます。直売所等の整備・運営支援やPR活動の推進により、地産地消にふれる機会の拡大を図ります。

また、生物多様性に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度等の普及啓発を行います。

## (2) 保全・再生・創造 ～地域の特性に応じた保全・再生・創造の取組を進めます～

## ● 生き物の生息・生育環境の保全を中心とした取組

緑のネットワークの核となるまとまりのある森（樹林地）や農地を保全するとともに、保全した緑を多様な主体とともに育み、次世代に継承します。

緑地保全制度による指定の拡大、市による買取りにより樹林地を保全するとともに、森に期待される多様な機能が発揮できるように、利用者や樹林地周辺の安全にも配慮しながら、良好な森づくりを進めます。森づくりにあたっては、地域の特性等を踏まえて策定した保全管理計画に沿って、愛護会など多様な主体と連携しながら実施します。また、水田の保全や、農地を良好に維持する活動を支援します。市域内の指定・登録文化財等の生き物の調査、生息地の保全等を行います。

特定外来生物であるアライグマ、クリハラリス（タイワンリス）については、野生動物による市民生活への被害対策の一環として捕獲支援の取組を進めます。

## ● 動物園における種の保全の取組（生息域外保全）

動物園や繁殖センターで、国内外の動物園や生息地とも連携しながら、横浜市や国内に生息する希少な動物をはじめ、世界的な絶滅の危機に瀕する動物の保全や繁殖に、種の保全における本市の中心的施設として取り組みます。また、遺伝子や性ホルモンの解析、人工授精技術、精子・卵子や体細胞などの遺伝資源の保存等、野生動物の保全に関わる研究を推進します。

## ● 再生を中心とした取組

生物多様性の向上に寄与する、水や緑などの環境の再生に向けた取組を進めます。

河川、公園、街路樹などの生き物の生息・生育環境となる水・緑環境の整備・維持管理を進めます。また、生物多様性の保全に取り組む市民団体などの活動を支援します。

周囲の環境とのつながりに配慮しながら、市民が親しみ、自然体験や環境教育・学習の場としても活用でき、生き物の生息・生育環境となる水辺拠点の整備、雨水調整池ビオトープの管理、多自然川づくりを推進します。

きれいな水域を好み、水質改善や川と海の連続性を示す指標となるアユが遡上する川づくりを全市的に展開することにより、より多くの生き物が生息・生育可能となるような川づくりを目指します。

河川や海の水質の向上のため、水再生センターの施設・設備の更新に合わせて高度処理を導入し、処理施設を増設します。また、下水道の未普及・未接続世帯の解消や工場からの排水の監視・指導にも取り組みます。

市民協働や公園等との連携により、「雨水浸透ます」の整備や「宅内雨水浸透ます」、「雨水貯留タンク」の設置を促進し、水循環の再生を図ります。

● 創造を中心とした取組

市民に潤いや安らぎをもたらすほか、生き物の生息・生育環境となるなど生物多様性の保全にも寄与する緑の創出を推進します。

多くの市民の目にふれる場所での地域や施設の特性に合わせた季節感のある緑の創出や、土地利用転換などの機会をとらえて用地を確保し、緑豊かな空間を創出します。子どもを育む空間である保育園・幼稚園・小中学校では、子どもたちと生き物とのふれあいが生まれるような空間づくりに取り組みます。地域が主体となり、地域にふさわしい緑を創出する取組など、緑の創出・育成に積極的に取り組む市民や企業を支援します。

都心臨海部等においても、緑や花による街の魅力向上・にぎわいづくりを進めます。

● つながりの森

豊かな生態系は、樹林地や河川、農地、公園などの生き物の生息・生育環境や、生き物のつながり、また、そこに関わる活動団体、市民、企業など多様な主体のつながりにより育まれています。

市南部の円海山周辺を中心とし、いたち川から小柴地区までの自然資源豊かなエリアでは、2012年7月に『横浜つながりの森』構想』を策定しました。

「横浜の生物多様性の宝庫である『横浜つながりの森』を市民全体で、体感・感動し、次代、次々代につないでいく」を将来像に掲げ、保全と活用のバランスを保ちながら、「生き物の多様性を大切にする」と「自然を楽しむ」を2つの柱として、取組を進めています。

「生き物の多様性を大切にする」取組では、市民に親しまれている緑地や水辺において、生物多様性を保全し、より一層豊かにしていきます。緑地のまとまりと水辺との連続性を確保し、これをつなげることにより、生き物の生息・生育環境の向上を目指します。

「自然を楽しむ」取組では、多様な主体と連携し、子どもたちを中心とする市民への普及啓発と人材育成を進め、横浜つながりの森を将来につないでいきます。この取組にあたっては、金沢自然公園、横浜自然観察の森（自然観察センター）、上郷・森の家を拠点施設としており、金沢自然公園の動物園エリア（金沢動物園）では、横浜や日本の森に生息する動物や昆虫などを含め、動物や植物などを通して人の暮らしと自然の関わりを楽しみながら学べる施設として再整備を進めます。

## (3) 仕組みづくり ～保全や評価などに取り組む仕組みづくりを進めます～

## ● ヨコハマ生き物探検 生き物調査

横浜市における生物相の実態を把握するため、生き物調査を実施します。また、これらの調査データの継続的な蓄積・活用を図ります。

陸域・水域の生物調査を継続的に実施するとともに、施策等のニーズに応じ、公園内の池や源流域等の調査も行います。

地域の自然や生き物への関心を高めてもらうとともに、生物多様性保全の基礎データを取得することを目的に、市民参加による生き物調査を実施します。

近年、ICTに関する技術が進展し、スマートフォンの普及など、市民が日常的に情報を収集、発信、共有することができる環境が整いつつあります。データの効率的な収集・蓄積や、活用ニーズに応じたオープンデータ化の取組について、市民・事業者・大学等と連携していきます。

## コラム

市民参加による生き物データ収集・蓄積の事例  
～市民科学の実践～

横浜市では 2013 年度より、市立小学校の児童に調査票を配布し、夏休みに家の近くや学校の近くで見たり、鳴き声を聞いたりした生き物を報告してもらい、「こども『いきいき』生き物調査」を実施しています。2016 年度は市立小学校 342 校のうち、162 校の児童 10,984 人が参加しました。

この調査を通して、子どもたちに地域の自然や生き物への関心を高めてもらうとともに、市域における生物分布状況の把握を行っています。調査結果は横浜市のホームページで公表し、市民の皆様と共有しています。



図 こども「いきいき」生き物調査 調査票

## ● 生き物にぎわう環境づくり

生物多様性の観点から、地域の特性に応じた生き物の生息・生育環境の保全・誘導の方策や、生き物の生息・生育環境の整備・維持管理手法に関する仕組みづくりを進めます。

## ・ 緑の 10 大拠点及びその周辺

緑の 10 大拠点には、規模の大きな樹林地とともに、草地、農地など多様な自然環境が残されています。生物多様性の観点からも希少な生き物を含む、生き物の貴重な生息・生育環境と言えます。

緑地保全制度による指定を中心とした保全を進めるとともに、適切な維持管理により生物多様性を高めます。

10 大拠点の周辺は、環境を守るバッファゾーン（緩衝地帯）として、重要なエリアです。水路、河川や緑豊かな公園、住宅地の庭などの緑があり、鳥や蝶などの「生き物のつながり」を作る場所であるとともに、市民が身近に生き物を感じる場所の確保の観点からも重要なエリアとなるため、保全・再生・創造の取組を進めます。

・都市化が進む市街地

臨海部や開発が進む市街地など都市化の進んだ地域では、生き物の生息・生育環境の回復を図り、緑あふれる都市で暮らす豊かさを市民が実感できるような取組が求められています。緑の創造などを積極的に推進し、公園の緑や街路樹、浅海域、河川などを活用し、生き物呼び戻す取組を進めます。

・ネットワークの拠点

緑の 10 大拠点の周辺や市街地にある公園内の樹林地や学校等のビオトープ・池・街路樹・社寺林・河川・浅海域などは、主に人と自然の関わりの中で、生物多様性を守り、創り上げてきた場所です。これらは、生き物にとって、重要な「ネットワークの拠点」として引き続き保全していく必要があります。水や緑の質や量、連続性を確保することで、生き物の生息・生育環境や移動経路を保全・創出します。



図 生き物や環境とのつながりのイメージ

● 市役所の率先行動

市民や企業と一丸となり、横浜市全体で生物多様性の取組を推進するため、横浜市役所が率先して取組を進めます。様々な部署でそれぞれの業務の特色に応じて行われている生物多様性の取組や、現場で培われた知恵・経験・ノウハウを共有し、横浜市全体に広げていくため、事例発表会や研修会を開催します。

## (4) まちづくりと経済活動 ～生物多様性に貢献するまちづくりや経済活動の支援を進めます～

## ● 生物多様性に貢献するまちづくり

様々な機会を捉えて良好な水緑環境の創出や地球温暖化対策を進めるなど、生物多様性に貢献するまちづくりを推進します。

例えば、横浜駅周辺においては、生物多様性に配慮した樹種・緑・ビオトープなど、多様な水・緑の創出等、環境問題に対応した先進的なまちづくりを目指します。

みなとみらい21地区においては、地球温暖化対策やB L C P（業務・生活継続計画）への対応などを取り入れたスマートなまちづくりを検討していきます。また、生物多様性に配慮した都市構造の実現を目指していきます。街路樹や公園などの公共空間をはじめ、地区全体の緑化の質の向上を進めます。

## ● つながりの海

横浜のシンボルの一つである海を、市民にとって、もっと身近で多くの生き物を感じることができ場としていくため、多様な主体と連携しながら、豊かな海づくりの取組を進めます。

海は、水や土砂、栄養塩類等の流れや魚類の遡上などを通じて、森などの陸域や河川と密接に関わりを持っています。

特に沿岸域は、河川から流入する有機物や全窒素・全りんなどが、藻類による貯蔵や貝類による過、魚類・鳥類による搬出などにより除去され、水質が浄化されるというように、生物多様性と水質浄化が深く関係しています。このことから、沿岸域では、様々な主体と連携しながら、浅場・藻場などの形成や生物共生型護岸の整備、海中の環境改善をはじめとする環境保全活動や環境教育・学習等の取組を進め、多様な生き物が生息・生育する、より魅力的な海を目指します。

また、海藻や海水熱利用など海洋資源を活用した地球温暖化対策「横浜ブルーカーボン」を進めます。環境教育・学習や普及啓発などをあわせて行うことで、地球温暖化対策と市民にとって親しみやすい海づくりを同時に推進します。

## ● 生物多様性に貢献する経済活動

開発の際に自然を残す配慮や敷地内の緑化、生物多様性に配慮した原材料調達など、経済活動の様々な場面で、生き物の生息・生育環境の保全や創造に貢献する取組が進められています。

企業が主体的に行う生物多様性などの環境の取組について、表彰制度等を活用し、積極的に広報します。また、企業、市民団体等と連携した取組を進めていきます。

## 4 主な取組例

---

### (1) 普及啓発

～誰もが都市生活のなかで、自然や生き物に  
親しみ、実践できる取組を進めます～

- ・環境教育出前講座（生物多様性でYES!）
- ・森の楽しみづくり
- ・市民が農を楽しむ支援する取組の推進
- ・動物園等における環境教育・学習

### (2) 保全・再生・創造

～地域の特性に応じた  
保全・再生・創造の取組を進めます～

- ・水田の保全
- ・緑地保全制度による指定の拡大
- ・森づくりガイドライン等を活用した森の育成
- ・希少動物の保全の取組
- ・アライグマ・クリハラリス（タイワンリス）等の捕獲支援の取組
- ・アユが遡上する川づくり
- ・市民や企業と連携した緑のまちづくり
- ・金沢自然公園（金沢動物園）の再整備

### (3) 仕組みづくり

～保全や評価などに取り組む  
仕組みづくりを進めます～

- ・生物生息状況のモニタリング調査
- ・市民参加の生き物調査の推進

### (4) まちづくりと経済活動

～生物多様性に貢献するまちづくりや  
経済活動の支援を進めます～

- ・エキサイトよこはま 22 における環境取組の推進
- ・みなとみらい 2050 プロジェクトの推進
- ・みなとみらい 21 地区への公共空間の緑化推進
- ・豊かな海づくり
- ・市民や企業等と連携した地産地消の推進

## コラム

## 横浜の多様な自然環境をみんなで守る

横浜市には、樹林地、農地、川、海などの多様な自然環境があります。流域の緑と海は川でつながっており、水や土砂、養分等の流れや魚類の遡上などを通じて、それぞれが密接な関わりを持っています。例えば樹林地を保全することは、直接的に樹林地の環境を守るだけでなく、川や、海の保全にもつながっているのです。

また、自然環境を守るだけでなく、体験を通じた環境教育・学習や環境活動により生物多様性への理解を深めることも、生物多様性の保全と持続可能な利用につながります。

横浜の多様な自然環境をみんなで守るため、市民、企業等と連携しながら様々な取組を進めています。

## 緑の環境を守る取組

## ■市域に残された緑の保全

- ・生き物の貴重な生息・生育環境となる、樹林地や農地の保全に取り組んでいます。



## ■良好な森の育成

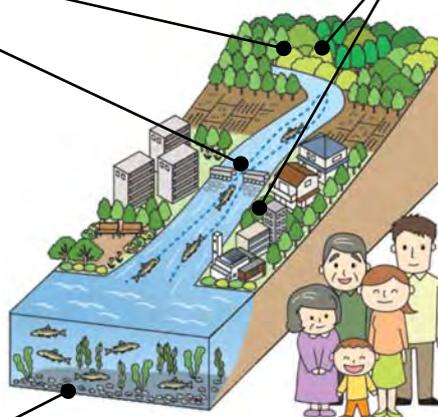
- ・保全した樹林地では愛護会など多様な主体と連携しながら、森づくりガイドラインや森ごとに定めた保管理計画に基づき、良好な森づくりに取り組んでいます。



## 川の水環境を守る取組

## ■生き物の生息・生育環境を保全・創出する多自然川づくり

- ・河川改修等の機会を活用し、水際の植生に配慮したり魚道を設けるなど、多自然川づくりに取り組んでいます。
- ・また、帷子川では川～海を回遊するアユが遡上できる川づくりに取り組んでいます。



## 海の水環境を守る取組

## ■企業等と連携した豊かな海づくり

- ・企業等と連携した藻場の形成や浅場造成による環境改善の試みや、自然学習イベント等の取組を進めています。



## ■普及啓発と活動主体への支援

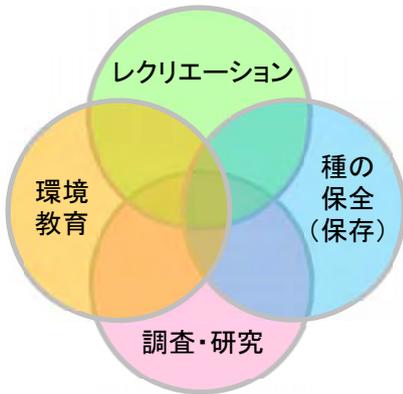
- ・イベントや環境教育講座等の開催をはじめ、理解を深め、環境行動につなげるきっかけづくりに取り組んでいます。
- ・また、市民団体・企業等への活動支援や協働の取組も進めています。



## 環境活動を広げる取組

動物園が生物多様性の保全において果たす役割と市立動物園での取組

● 動物園の4つの役割



動物園には、レクリエーション、種の保全（保存）、環境教育、調査研究の4つの役割があり、この役割を果たしていくため、様々な取組を進めています。

一方、近年は種の絶滅への危機感などから、生物多様性条約が制定されています。条約に基づき制定された生物多様性国家戦略においては、希少動物や生息環境の保全の取組を強化するなどの行動計画が作成され、地球規模で生物多様性の保全に取り組むことの重要性が高まっています。

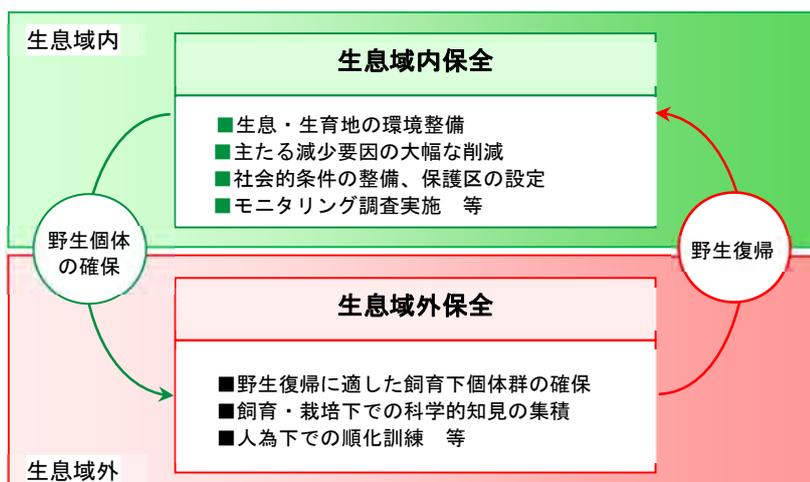
こうしたことを背景に、動物園においても、生物多様性保全の一環として、国内外の希少動物などの、種の保全の取組がこれまで以上に求められています。

● 種の保全のための取組

生き物は生息地の開発や密猟などによって絶滅の危機につながる事が多く、種の保全のためには、まずは生息地の環境を守り、改善することが必要です。こうした取組を「生息域内保全」といいます。しかし、生息地の環境が悪化する要因は様々で、これらを改善していくことは簡単ではなく、時間がかかります。そのため、生息地以外の施設などへ一旦生き物を保護し、飼育繁殖させて絶滅を回避する必要があります。このように生息地以外で希少動物をまもることを「生息域外保全」といい、動物園は「生息域外保全」の取組の中で重要な役割を担っています。

動物園が取り組む「生息域外保全」では、遺伝子の多様性を維持しながら繁殖を推進することで種を保全するとともに、貴重なデータを集積して種の保全に関する研究を行っています。

そしてさらには、動物園には、野生復帰への協力など得られた成果等を生息地へ還元する「生息域外保全」と「生息域内保全」の橋渡し役も求められているのです。



生息域内保全と生息域外保全  
 (「まもろう日本の生きものたち」(環境省 2015) をもとに加工)

## ● 市立動物園での取組

### ～バリ島・カンムリシロムクの野生復帰～



カンムリシロムク

カンムリシロムクは、バリ島にのみ生息し、かつては生息数 20 羽以下にまで減少した希少鳥類です。横浜市では、この鳥の保全に 1970 年代から取り組み、2003 年からはインドネシア共和国と連携し、よこはま動物園ズーラシアにある研究施設の横浜市繁殖センター（以下、繁殖センター）で繁殖した鳥を生息地の保全センターへ送る等、現地の野生復帰計画に協力しています。

### ～身近な希少種をまもる～

かつて市民の身近な場所に生息していた生き物の中でも、生息が危ぶまれている生き物の種類が増えています。身近な生き物を未来へ残すため、繁殖センターと市立動物園が連携して、ミゾゴイやカエル類などを保護し、生息状況や繁殖技術などを研究しています。

また、市民活動団体と連携した、生息地の保全への協力も始めています。



(左上) ニホンアカガエル、(右) ミゾゴイ  
(左下) ミヤマクワガタ

### ～冷凍動物園（遺伝資源の保存）～



配偶子等を保存する液体窒素のタンク

繁殖センターでは、100 年、200 年後を見据えて、市立動物園や国内動物園で飼育する希少動物の配偶子や体細胞、遺伝子などを貴重な資源として、凍結保存しています。そして、凍結資源を活用した人工授精の研究などを行っています。

### ～世界の動物園との連携～

生息域外保全を国際的にも進めるため、希少動物の情報や技術、研究成果などを世界の動物園と共有し、希少動物を世界規模の枠組みで管理するなどの連携を進めるとともに、生息地の保全活動への協力も行っています。



図中の写真はこれまで横浜市へきた動物の一例  
(線は、横浜市へ動物の行き来がある施設とのつながりを示します)

### 基本施策 3

## 水とみどり ～自然の恵みを楽しむ環境の保全・再生・創造～

### 1 2025年度までの環境目標

- ・樹林地や農地などのまとまりのあるみどりが保全されるとともに、都心部などの市街地で新たなみどりが創造されています。
- ・雨水浸透ます等の普及により、雨水の浸透が進むことで、地下水のかん養、わき水の増加、河川や水路の水量の増加などにつながり、良好な水循環が再生しています。

#### 達成状況の目安となる環境の状況

- ・みどりの総量（緑被率）の維持、向上
- ・緑地保全制度による樹林地の指定拡大
- ・水循環機能の事業推進（雨水浸透ますや雨水貯留などの取組数拡大）

#### 【目標設定の考え方】

- ・みどり（樹林地、農地、草地）の総量を表す指標である緑被率の維持、向上及び2009年度から「横浜みどりアップ計画」に基づいて進めている緑地保全制度による樹林地の指定面積の拡大を評価項目としました。
- ・水循環の再生のためには、雨水浸透機能の強化が必要であるため、雨水浸透ますの設置などの水循環機能の事業推進状況を評価項目としました。

【関係する個別計画】 横浜市水と緑の基本計画、横浜みどりアップ計画、横浜市下水道事業中期経営計画

## 2 現状と課題

緑については、「横浜市水と緑の基本計画」に基づく、緑の重点的な取組である「横浜みどりアップ計画」により、樹林地の保全や市街地における緑の創出などの取組が着実に進みました。しかし、市内には保全すべき樹林地が多く残っています。生物多様性保全や雨水を保水・浸透させて地下水をかん養する、グリーンインフラとして多様な機能を発揮させる観点からも、引き続きまとまりのある樹林地の保全や、保全・創出した緑の適切な維持管理を行う必要があります。

また、2017年春に開催した全国都市緑化よこはまフェアには、多くの人々が訪れ、緑や花が人を呼び込み、街のにぎわいを創出しました。引き続き、花や緑による街の魅力や回遊性の向上・にぎわいづくりを進め、ガーデンシティ横浜を推進することが必要です。



図 緑地保全制度による新規指定等の面積推移

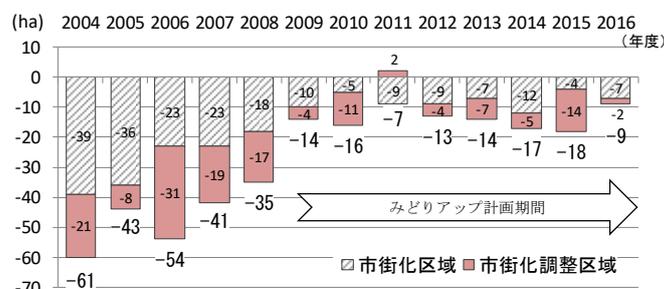


図 山林減少面積の推移

水環境では、雨水浸透ますや雨水貯留タンクの設置など、健全な水循環に向けた取組が進んでいます。また、高度処理施設の導入や事業者への排水規制、自然環境に配慮した河川改修などにより、生き物の生育・生息環境が回復するなど、河川や海域の水質や環境の改善もみられています。しかし、水循環の再生に向けた整備が必要な箇所や水質改善が必要な河川・海域はまだ残っており、流域の視点を踏まえたグリーンインフラの活用など、継続的な取組が必要です。

これまでに確保された水・緑環境の維持や利活用は、様々な市民活動団体や事業者など多くの市民によって支えられています。保全・創出された水・緑環境のストックが増えていく中で、市民活動の役割はより重要となっています。市民活動が継続して活発に行えるよう、より多くの市民が活動に参加できるような仕組みづくりや、活動団体同士の連携を図る取組を進めていく必要があります。

## 3 取組方針

---

### (1) 樹林地の保全・活用の推進

市内のまとまりのある樹林地を保全するため、緑地保全制度に基づく緑地の指定を推進します。

市民の森や市有緑地等の樹林地については、生物多様性の保全、快適性の確保、良好な景観形成、防災・減災など森が持つ多様な機能が発揮できるように、利用者や樹林地周辺の安全にも配慮しながら、良好な森づくりを進めます。森づくりにあたっては、愛護会など多様な主体と連携しながら実施します。

特に、市民に公開する樹林地は、市民利用や安全などに配慮して施設の整備及び管理を行うとともに、自然観察や環境教育・学習の場などとして活用し、市民が森に関わるきっかけづくりにつなげます。

### (2) 緑の創出・育成の推進

多くの市民が利用する公共施設、市民利用施設、駅前広場など、まちのシンボルとなる場において緑を創出・充実する取組や、緑化地域制度や地区計画などを活用した緑化を推進します。また、新たなまちづくりや土地利用転換などの機会をとらえ、公園や広場などのオープンスペースを配置します。これらの緑化に際しては、公開性や視認性の高い緑の創出を図ります。創出した緑は、市民、NPO、事業者などと連携し、地域資源として活用するとともに適切に維持管理・育成します。

### (3) 水循環の再生

樹林地の保全や雨水浸透施設の整備など、グリーンインフラを活用した取組を推進することで、水循環を再生させ、平常時の河川水量の確保や、豪雨時などの雨水流出量抑制を図ります。

河川や海域の水質の保全の取組として、下水処理の高度化等による放流水質の改善や藻場の再生等に取り組みます。また、水質調査を実施し、身近な河川や海域の水質状況を分かりやすく発信します。

### (4) 水辺の保全・創造・管理の推進

市街地再整備などの機会を捉え、市民が親しめる水辺の創出を進めます。水辺の整備においては、生物多様性や安全性、景観との調和などに配慮した整備を進めます。また、公共交通機関などの市民の利用施設や公園などと一体的な整備を進め、利用しやすい水辺空間を創造します。

水辺の維持管理については、施設を適正に維持管理するとともに、水辺愛護会などとの協働による水辺の保全活動を行います。また、保全・創造した水辺空間を自然体験やレクリエーションの場などとして活用し、市民が水に親しむ場づくりを進めます。

## 4 主な取組例

- (1) 樹林地の保全・活用の推進
  - ・緑地保全制度による指定の拡大
  - ・森の多様な機能に着目した森づくりの推進
  - ・ウェルカムセンターの周辺の緑を活用した環境学習・自然体験の推進
- (2) 緑の創出・育成の推進
  - ・公共施設・公有地での緑の創出・育成
  - ・都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり
  - ・市民や企業と連携した緑のまちづくり
- (3) 水循環の再生
  - ・グリーンインフラを活用した雨水をゆっくり流す流域対策（雨水浸透ます、雨水貯留タンク）
  - ・水再生センターにおける高度処理施設の導入
- (4) 水辺の保全・創造・管理の推進
  - ・多自然川づくりの推進
  - ・水辺拠点の整備
  - ・愛護会活動などの市民ボランティア団体の活動支援

### コラム

#### グリーンインフラを活用した 雨水浸透機能の強化による浸水対策の推進

気候変動への適応策の一環として、雨水をゆっくりと地中に貯留浸透させることで浸水被害の軽減を図る「雨水浸透ます」の整備を進めます。宅地などにおいては、「宅内雨水浸透ます」や「雨水貯留タンク」の設置費用の一部を助成しています。

また、自然の多面的機能を活用する「グリーンインフラ」の考え方に期待が寄せられています。多面的機能を持つ公園において、新設整備や再整備に合わせて雨水浸透機能を強化し、浸水対策を進めます。

さらに、樹林地、農地、道路、河川等の事業や民間企業とも連携し、総合的な浸水対策を進めます。



図 雨水浸透機能のイメージ



宅内雨水浸透ます



雨水貯留タンク

## 基本施策 4

### 都市農業 ～活力ある都市農業を未来へ～

## 1 2025年度までの環境目標

- ・横浜の食を支える農業と大きな消費地である都市生活が共存し、地産地消が積極的に進んでいるとともに新たな技術も取り入れながら、多様な農畜産物を生み出す都市農業が市全域で活発に行われています。
- ・農業生産の場に加えて、豊かな農景観の形成や生物多様性の保全、環境教育・学習の場、防災・減災、自然環境等、農地の多面的な機能が発揮されています。
- ・市民が身近に農を感じる場づくりが進み、市民が農に親しんでいます。

### 達成状況の目安となる環境の状況

- ・市民・企業等と連携した地産地消の推進
- ・市内産農畜産物の購入機会の拡大
- ・農景観を良好に維持する活動の推進
- ・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設支援

#### 【目標設定の考え方】

- ・都市農業の推進については、地産地消条例、水と緑の基本計画等を踏まえて策定した「横浜都市農業推進プラン」に基づき、持続できる都市農業を推進する取組と、市民が身近に農を感じる場をつくる取組の2つの柱で推進します。
- ・みどりアップ計画にも定められている「市民が身近に農を感じる場をつくる取組」から、地産地消を推進するための取組として市民・企業等と連携した地産地消の推進と市内産農畜産物の購入機会の拡大を、景観形成や生物多様性の保全、グリーンインフラとしての雨水の保水・浸透機能など農地の多面的な機能を発揮するための取組として農景観を良好に維持する活動の推進を、市民が農とふれあう場を提供する取組として様々な市民ニーズに合わせた農園の開設支援を評価項目としました。

【関係する個別計画】 横浜みどりアップ計画、横浜都市農業推進プラン

## 2 現状と課題

横浜市は、市域にモザイク状に広がる市街化調整区域内の農地を農業専用地区に指定し、基盤整備や生産振興策を進めるなど、これまでも都市生活と農業が共存するまちづくりを目指してきました。同時に、市民に身近な市街化区域内の農地や郊外部のまとまりのある農地を含めた全市域で、農地の保全や生産振興、担い手支援等の都市農業施策を先駆的に実施してきました。その結果、市民の身近な場所で農業が営まれ、市民が農にふれあえる機会の提供や地産地消の推進など横浜ならではの農業が展開されています。今後も、横浜の農業を取り巻く背景、社会的変化に対応していくことが必要です。

具体的には、農業経営の安定のための農畜産物の効率的な生産や高付加価値化による農業所得向上のための取組、横浜の農業を支える担い手の育成・支援の取組、効率的な農業生産を行うための生産基盤施設の再整備や、農地の集約化を引き続き進めていく必要があります。

さらに、こうした農業経営の安定に向けた農家への支援に加え、市民が身近に農を感じる場をつくることも重要です。余暇活動として野菜作りを楽しむことや、気軽に野菜や果物の収穫体験をするなど、農とのふれあいの機会を求める市民が増えており、農園開設を希望する農家支援などを通じ、今後も市民が農に親しむ場を増やしていく必要があります。また、市民の食や農への関心は高く、地産地消の取組をより一層進めていく必要があります。

### コラム

#### 家族で学ぶ農体験講座

～市民が身近に農を感じる場の提供～

野菜が食卓にのぼるまで、どのように育ち、どんな作業が必要か、ご存じでしょうか。「家族で学ぶ農体験講座」は、小学生のいる家族を対象に、サツマイモやラッカセイの苗の植付けから収穫まで一連の農作業を体験する講座です。環境活動支援センターのほ場で草取り、施肥、鳥よけの設置、実を育ちやすくするための土寄せなど、さまざまな作業を行います。



サツマイモの植付け



ラッカセイの土寄せ

参加者からは、「天候に左右される農業の難しさを知った」「草取りは大変だけど、畑がきれいになって気持ちよかった」「見た目は悪くても自分たちが作ったものはおいしい」と好評です。家族と一緒に作業することで、どんなふうに野菜ができたか、食卓での会話も弾むようです。

この講座は、将来、農業と都市生活の共存を支える子どもたちの教育の場の一つとなっています。

### 3 取組方針

---

#### (1) 持続できる都市農業を推進する

農業経営の安定化・効率化に向けて、生産、販売、流通等に必要な設備等の導入支援や、農畜産物の付加価値等を高める取組のモデル作りを進めます。また、農業生産基盤の整備を行い、農業生産に必要な営農環境の整備を支援します。さらに、農地の有効利用や集約化を図るため、農地の利用状況を調査するとともに、規模拡大を希望する農家や新規参入者等への農地の貸し借りを進めます。

横浜の農業を支える担い手の育成については、意欲的に農業に取り組む地域の中心的な担い手に対し、担い手のニーズに応じた育成・支援を行います。

#### (2) 市民が身近に農を感じる場をつくる

農地の多様な機能や役割に着目しながら、農景観の保全や市民農園の開設、「農のプラットフォーム（生産者・事業者・消費者など地産地消に関わる様々な主体のネットワークやつながる場）」の充実や「横浜農場」の積極的なプロモーションによる地産地消の推進など、市民が身近に農を感じる場や機会をつくる取組を進めます。

### 4 主な取組例

---

#### (1) 持続できる都市農業を推進する

- ・ 農業生産基盤、設備の整備、改修
- ・ 農地の有効利用及び集約化の推進
- ・ 農畜産物の付加価値を高める取組の推進

#### (2) 市民が身近に農を感じる場をつくる

- ・ 水田の継続的な保全の支援
- ・ 農景観を良好に維持する活動の推進
- ・ 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設
- ・ 直売所等の整備・運営支援
- ・ 「横浜農場」のプロモーション

## 基本施策 5

### 資源循環 ～循環型社会の構築～

## 1 2025年度までの環境目標

- 一般廃棄物 ・ みんなが協力し合い、誰もが 3R行動を実践する環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルが浸透しています。  
・ より環境負荷の少ないごみ処理システムが構築されています。  
・ 清潔できれいなまちが実現しています。  
・ 全ての市民がごみのことで困らない住みよいまちが実現しています。
- 産業廃棄物 ・ 横浜市内で発生又は処理される産業廃棄物の減量化・資源化、適正処理等が進んでいます。
- 災害廃棄物 ・ 「迅速な処理・処分」体制が構築されています。

### 達成の目安となる環境の状況

- 一般廃棄物 ・ 総排出量（ごみと資源の総量）を 2009 年度比で 10%以上（約 13 万 t）削減  
・ ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの排出量を 2009 年度比で 50%以上（約 14 万 t-CO<sub>2</sub>）削減
- 産業廃棄物 ・ 更なる 3 R の推進による最終処分量の削減 ・ 産業廃棄物の適正処理指導を徹底
- 災害廃棄物 ・ 市内各地域の特性に合わせた市民・事業者との連携による取組の推進

#### 【目標設定の考え方】

- 一般廃棄物
  - ・ 「横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ 3 R 夢プラン）」に基づき、3 R の推進、とりわけ最も環境にやさしいリデュース（発生抑制）の取組を進めることで、ごみと資源の総排出量を 10%削減することを評価項目としました。
  - ・ 市全体で脱炭素化の取組を推進する中で、ごみの処理に伴い発生する温室効果ガスの削減も評価項目としました。
- 産業廃棄物
  - ・ 依然として大量の産業廃棄物が横浜市内から排出される見込みであるため、「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画（2016～2020 年度）」に基づく最終処分量のより一層の削減と、指導の徹底を評価項目としました。
- 災害廃棄物
  - ・ 災害廃棄物の処理をより迅速に進めるため、「横浜市災害廃棄物処理計画」（策定中）に基づく市民・事業者との連携による取組の推進状況を評価項目としました。

【関係する個別計画】 横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ 3 R 夢プラン）、第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画、横浜市災害廃棄物処理計画（策定中）

## 2 現状と課題

---

### (1) 一般廃棄物

- ・天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減した循環型社会の実現に向け、分別・リサイクルはもとより、3 Rの中でも最も環境にやさしいリデュース（発生抑制）を中心とした取組を進めています。
- ・ごみの減量化に向けては、燃やすごみの中で、約 35%を占めている生ごみ、特に本来食べられるのに捨てられている食品である食品ロス（年間約 87,000 t（2015 年度推計））を減らしていくことが大切です。国内で発生する食品ロスは年間約 646 万 t（2015 年度推計）と推計され、国連世界食料計画（WFP）による世界全体の食料援助量の約 2 倍に相当しています。食料の多くを他国での生産に依存している私たちは、食の大切さを噛みしめ、無駄にしないことが求められています。
- ・3 Rによる資源循環を着実に進めるための焼却工場、中継輸送施設、選別施設などの施設は、老朽化が進行し、焼却炉の停止などのトラブルが頻繁に発生しています。日頃の修繕とともに、安定した稼働を確保するための抜本的な対策を進めていく必要があります。また、ごみ発電などの再生可能のエネルギーには社会的な需要が高まっているため、エネルギーを効果的に創出するとともに活用のあり方について検討をする必要があります。南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場（2017 年 10 月供用開始）については、できるだけ長く、大切に使用していくことが必要です。

### (2) 産業廃棄物

- ・横浜市の臨海部には世界有数の工業地帯が形成されており、電子機器、機械、自動車など多様な製造業の拠点となっています。展開される事業活動は大変多岐にわたり、年間約 1,000 万 t の産業廃棄物が発生しています。
- ・2020 年度の最終処分量は 2012 年度実績に比べて減少する見込みですが、循環型社会を実現していくために、最終処分量のより一層の削減指導を継続していく必要があります。
- ・アスベスト廃棄物や PCB 廃棄物等の有害廃棄物は、環境への深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、事業者に対する適正処理指導を徹底する必要があります。
- ・解体工事に伴って排出される建設系廃棄物については、市街化調整区域等の資材置き場で過剰に保管されているケースが見受けられるため、事業者に対する保管管理基準の遵守等の指導を徹底する必要があります。

### (3) 災害廃棄物について

- ・近年、全国各地で地震や豪雨による大規模な災害が発生しています。そして、その復旧・復興に向けては、出来るだけ早期の災害廃棄物の処理が必要不可欠です。そのためには、発災後、市民・事業者の皆様と協力して、迅速に処理体制を構築し、対処していくことが重要です。

## 3 取組方針

---

### [一般廃棄物]

#### (1) 環境学習、普及啓発

市民に確実に情報を届けることができるよう、収集事務所・焼却工場の啓発機能を充実・強化し、地域への情報発信・環境学習を積極的に行うとともに、自主的・自発的な取組の定着を目指し、地域と連携しながら、3Rをはじめとする環境行動を促進します。

#### (2) リデュース（発生抑制）の推進

市民・事業者とともに、ごみとなるものを作らない・受け取らないといった、ごみそのものを生み出さないリデュースの取組を推進することとし、具体的な取組への発展を目指して、横浜ならではのリデュースモデルを構築します。

#### (3) 適正処理の推進

分別の更なる徹底を図るとともに、3Rを推進してもなお残るごみについては、その処理における環境負荷の低減に努めます。また、ごみを安全かつ安定的に処理するため、焼却工場、最終処分場などの整備・改修等を進めます。

### [産業廃棄物]

#### (1) 循環型社会の推進

産業廃棄物の多量排出事業者に対して、神奈川県・川崎市・横須賀市・相模原市と協働して実施する「廃棄物自主管理事業」により、事業者が行う3Rや適正処理に向けた自主的な取組を促進します。また、産業廃棄物の発生量の約3割を占める建設系廃棄物について3Rを推進するとともに、建設リサイクル法の円滑な運用により分別解体及び特定資材のリサイクルを図ります。

#### (2) 安全・安心な廃棄物処理の推進

アスベスト廃棄物や感染性廃棄物等の有害廃棄物の適正処理について、周知・指導を行います。また、産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して立入検査等を実施し、法定基準の遵守や産業廃棄物管理票の運用等について指導します。

### [災害廃棄物]

#### (1) 多様な防災訓練の実施

「横浜市災害廃棄物処理計画」（策定中）を実行性あるものとするため、災害時の処理体制構築に向けた多様な訓練を実施します。

## (2) 市民への広報、情報発信

平常時から、市民・事業者が災害廃棄物に関心を持ち、理解を深めていただくため、広報・情報発信を行います。

# 4 主な取組例

### [一般廃棄物]

#### (1) 環境学習・普及啓発

- ・ 転入者・外国人・高齢者など対象者に合わせた啓発
- ・ 収集事務所・焼却工場による出前講座や焼却工場見学の実施
- ・ 環境事業推進委員などと連携した地域における環境行動の促進

#### (2) リデュース（発生抑制）の推進

- ・ 市民・事業者・行政がリデュースをはじめとした3Rの情報、行動を共有する場「ヨコハマR（リデュース）ひろば」の運営
- ・ 食品ロス削減の推進

#### (3) 適正処理の推進

- ・ 分別の更なる徹底
- ・ 既存工場の長寿命化、新工場整備の推進
- ・ 創エネルギー、省エネルギーの推進
- ・ 焼却灰の有効利用

### [産業廃棄物]

#### (1) 循環型社会の推進

- ・ 多量排出事業者等への処理計画等の策定指導
- ・ 建設系廃棄物の3R推進
- ・ 建設リサイクル法の円滑な運用多量排出事業者への処理計画の策定指導

#### (2) 安全・安心な廃棄物処理の推進

- ・ 有害廃棄物等の適正処理推進
- ・ PCB廃棄物の適正処理指導
- ・ 排出事業者及び処理業者等への適正処理指導

### [災害廃棄物]

#### (1) 多様な防災訓練の実施

- ・ 市民・事業者と連携した防災訓練の実施

#### (2) 市民への広報、情報発信

- ・ リーフレットの作成
- ・ 地域防災拠点訓練への参加による情報発信

## コラム

### 横浜市が実施する食品ロス削減の取組

2030年までの国際目標であるSDGsでは、食品ロスに関して「1人あたりの食料廃棄の半減」を目標に掲げています。

横浜市の家庭からは年間87,000t（2015年度推計値）の食品ロスが発生しており、食品ロスの削減は喫緊の課題です。

横浜市では、食品ロス削減を環境、食育、飢餓、貧困など幅広い観点で捉え、様々な視点から広報啓発を行うとともに、国際機関などと連携したプロモーション活動、事業者と連携した取組、食材を無駄にしない保存や調理の工夫などの家庭での実践に役立つ提案や講習会などを行っています。



「世界食料デー」月間2017  
キックオフシンポジウム in 横浜  
(2017年10月1日)

## 基本施策 6

### 生活環境 ～安全で安心・快適な生活環境の保全～

## 1 2025年度までの環境目標

- ・大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。
- ・音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
- ・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。

#### 達成の目安となる環境の状況

- ・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成
- ・光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする
- ・生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする
- ・市民の生活環境に関する満足度の向上
- ・生活環境の保全につながる環境行動の推進

#### 【目標設定の考え方】

- ・市民の健康を守るための環境負荷や環境リスクに関する視点（安全・安心）、市民生活の快適性（快適）、生活環境の保全・向上に必要なあらゆる主体の環境行動の視点（行動）、の3つの視点から環境目標を設定し、生活環境の質を総合的に評価しています。
- ・「安全・安心」に関する達成状況の目安として、環境基準を指標とし、その達成率の向上と継続的な達成状況を評価項目としました。
- ・大気環境の中でも、全国的に環境基準の達成率が低い光化学オキシダントについては、光化学スモッグ注意報の発令回数を評価項目とし、発令回数が0となることを目指します。また、水環境に関する身近な指標として生物指標による水質評価を評価項目とし、目標達成率を100%にすることを目指します。
- ・「快適」に関する達成状況の目安として、市民の生活環境に関する満足度を評価項目とし、向上させることを目指します。
- ・「行動」に関する達成状況の目安として、市内のあらゆる主体が実施する、生活環境の保全につながる環境行動の推進状況を評価項目とします。
- ・なお、大気環境のうち二酸化窒素の環境基準や水環境目標の評価方法については、個別計画で定めます。

【関係する個別計画等】横浜市水と緑の基本計画、（仮称）生活環境保全実行計画

## 2 現状と課題

### ● 環境基準

市内の生活環境の状況については、ほとんどの項目・地点で、各種環境基準を達成しており、この良好な状況を維持する必要があります（下表）。

大気環境については、事業者の環境保全の取組により大気汚染物質濃度は減少しています（図：大気環境）。一方、光化学オキシダントは全国的にも環境基準を達成していないため、さらなる取組が必要です。

水環境については、下水道の普及により水質は改善傾向にあるものの、一部は環境基準未達成の項目があるなどの課題が残されています（図：水環境）。さらに、地下水汚染の防止などの課題もあり、引き続き環境への負荷を低減する必要があります。

音環境については、道路交通騒音の環境基準適合率は改善傾向にあり、引き続き取り組む必要があります（図：音環境）。

表 横浜市における環境基準の達成状況（2016年度）

		環境基準の項目		達成状況 ※1
大気環境	大気汚染物質	二酸化硫黄など4項目		全項目全地点で達成
		二酸化窒素		25/28 ※2
		光化学オキシダント		0/19
	有害大気汚染物質	ベンゼンなど4項目		全項目全地点で達成
水環境	健康項目	カドミウムなど27項目		全項目全地点で達成
	生活環境項目	河川	生物化学的酸素要求量（BOD）	21/21
		海域	化学的酸素要求量（COD）	4/7
			全窒素	6/7
			全りん	4/7
	地下水※3	概況調査	メッシュ調査	6/6
			定点調査	22/25
継続監視調査				19/38
音環境	騒音	一般環境騒音		昼間 142/152 ※4 夜間 119/152 ※4
		道路交通騒音（面的評価）		93%
		新幹線鉄道騒音		I 類型 13/21 II 類型 3/3
ダイオキシン類		大気・水質・水底の底質・土壌の4項目		全項目全地点で達成

※1 ○/○は、達成地点数/測定地点数を表します。

※2 二酸化窒素の達成状況については、環境基準値の下限值（1時間値の1日平均値が0.04 ppm）で評価しています。

※3 概況調査：市内の全体的な地下水の水質を把握するための調査

①メッシュ調査：2 km四方に区画し、区画ごとに行う調査 ②定点調査：長期的な経年変化を見る調査

継続監視調査：過去の調査で汚染のあった地点・項目で継続的に状態を監視するための調査

※4 2013～2015年度の3年間で調査しています。

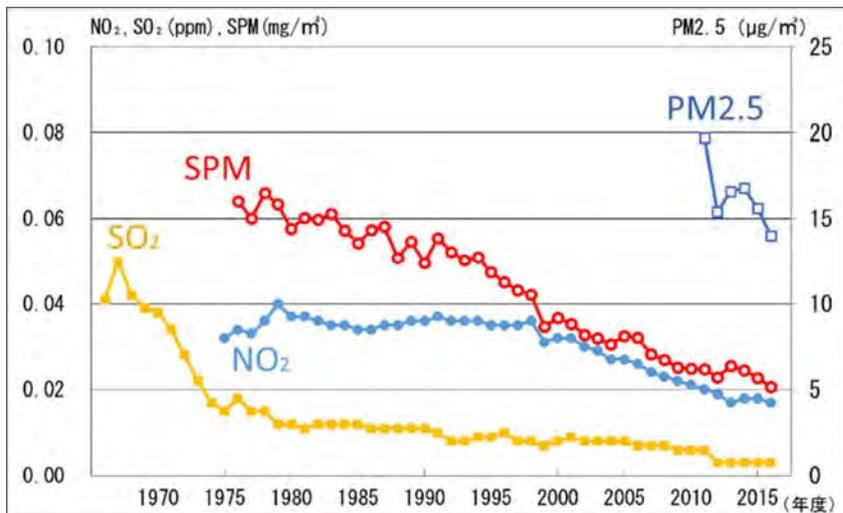


図 大気環境（大気汚染物質の年平均濃度の推移）

- 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）  
石油等の燃料を燃やしたときに生成される大気汚染物質。呼吸器疾患の原因となる。
- 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）  
硫黄を含む燃料を燃やしたときに生成される、刺激臭のある大気汚染物質
- 浮遊粒子状物質（SPM）  
大気中に浮遊する直径 10 マイクロメートル以下の微小な粉じん
- 微小粒子状物質（PM2.5）  
SPMの中で直径 2.5 マイクロメートル以下のもの。

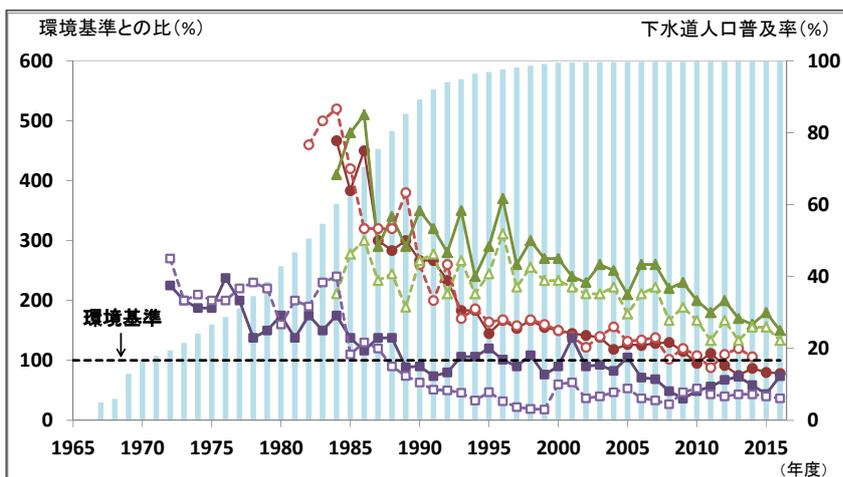


図 水環境（下水道の普及と水環境の水質の推移）

- 下水道人口普及率
- 全りん（平潟湾内）
- BOD75%値（帷子川水道橋）
- 全窒素（平潟湾内）
- △- 全りん（鶴見川河口先）
- ▲- 全窒素（鶴見川河口先）
- BOD75%値（鶴見川千代橋）

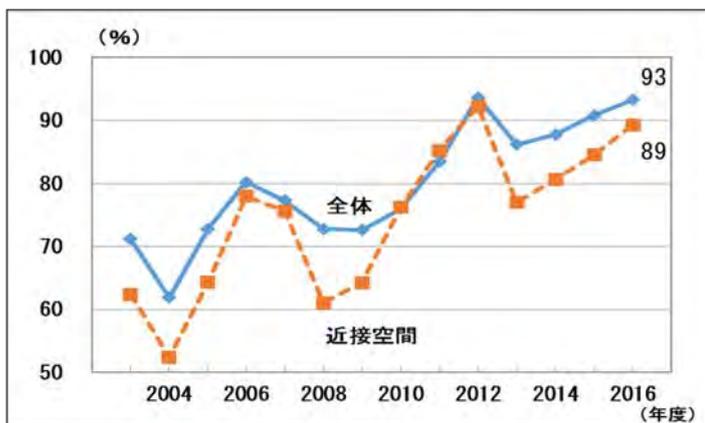


図 音環境（道路交通騒音（面的評価）の環境基準達成率の推移）

- 道路交通騒音の面的評価  
幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準をどの程度満足しているかを示す道路交通騒音の評価方法。  
幹線道路から 50mの範囲にあるすべての住居等を対象に、騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価する（対象路線を5年周期で評価している）。
- 近接空間  
面的評価を行う 50mの範囲のうち、2車線以下の車線を有する幹線道路については道路端から 15m、2車線を越える車線を有する幹線道路においては道路端から 20mまでの範囲をいう。

● 光化学スモッグ

光化学スモッグ注意報は、この10年間で平均6回発令しています。光化学スモッグが発生すると、子どもや体の弱い人を中心に頭痛や目がチカチカするなどの影響が生じるおそれがあります。市民の健康を守るためにも、原因物質である光化学オキシダントの低減に向けた取組が必要です。

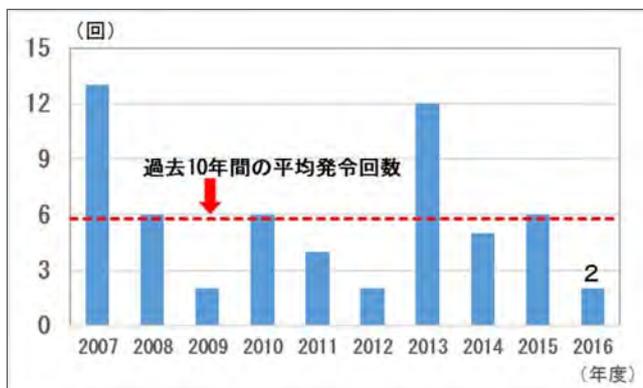


図 光化学スモッグ注意報発令回数の推移

● 水環境目標

2016年度の水環境目標の達成状況については、河川の水質目標は高い達成率ですが、海域では低い状況です。潤いある環境を目指して取組を進める必要があります。また、水辺の生物指標による評価では、2012年度から2015年度にかけて調査を行い、94%の地点で目標を達成しています。この良好な生物の生息環境を維持し続ける必要があります。

表 水環境目標の達成状況（2016年度）

		達成状況 <sup>※1</sup>	達成率	
水質目標	河川	BOD	62/74	84%
	海域	COD	1/8	13%
		全窒素	3/8	38%
		全りん	2/8	25%
生物指標 <sup>※2</sup>		44/47	94%	

※1 ○/○は、達成地点数/測定地点数を表します。

※2 2012年度から2015年度にかけて調査

横浜市の「水環境目標」

横浜市では、水環境の目指すべき目安として、水域ごとに定める「達成目標」と「補助目標」、また、市内全域に定める「全水域の一律達成目標」からなる「水環境目標」を設定しています。

「水環境目標」は、水域によっては環境基準よりも厳しい値を設定しているとともに、水質目標に加え、生物指標による水質評価、河川の水深・流速、川床（底質）状況と美観、周辺環境についても定めています。

表 環境基準と横浜市の水環境目標

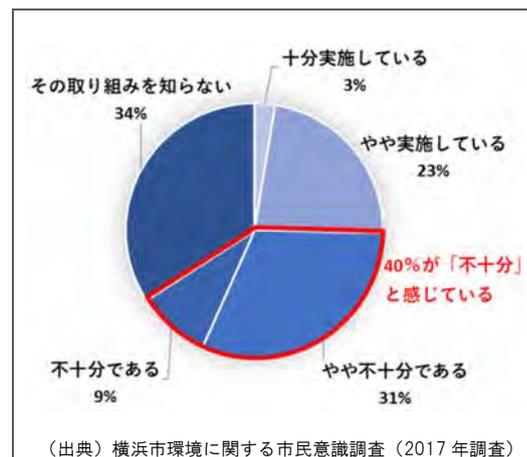
	環境基準	横浜市の水環境目標
根拠	環境基本法	横浜市水と緑の基本計画
内容	人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。水質汚濁にかかる環境基準には「人の健康の保護に関する環境基準（カドミウムなど）」と「生活環境の保全に関する環境基準（BODなど）」がある。	「達成目標」は水域区分ごとに達成すべき目標であり、「生物指標による水質評価」と「水質目標（BOD、COD、ふん便性大腸菌群数、全窒素、全りん）」からなる。「補助目標」は水域の利用ニーズなどから実現されることが望ましい目安であり、河川の「水深」・「流速」、「川床（底質）状況と美観」、「周辺環境」からなる。また、「全水域の一律達成目標」として、環境基準（水域区分ごとの達成目標に定める項目を除く）を目標としている。

● 化学物質

横浜市における化学物質の排出量について、最近は横ばいの状況にあります。化学物質の環境リスクを低減するためにも、引き続き、事業者における化学物質の適正な使用・管理を促進する必要があります。また、「環境に関する市民意識調査」では、40%の方が化学物質に関する情報共有が「不十分である」と感じています。市民の理解を促進するために引き続き情報共有する必要があります。



図 市内の化学物質排出量の推移



(出典) 横浜市環境に関する市民意識調査 (2017年調査)  
図 化学物質の適正管理や市民への情報共有に対する満足度

● 生活環境に関する苦情相談

生活環境に関する苦情相談は、2016年度は2,498件あり、そのうち346件が騒音に関するもので最も多くなっています。「環境に関する市民意識調査」では、40%の方が生活環境の状況に「不満である」もしくは「大変不満である」と回答しています。市民に満足される快適な生活環境を保全するため、地域により一層寄り添うとともに、市民・事業者とのコミュニケーションの充実を図っていく必要があります。

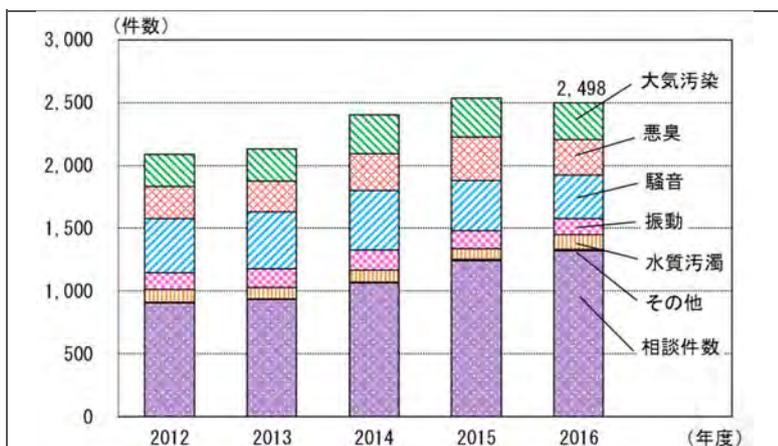
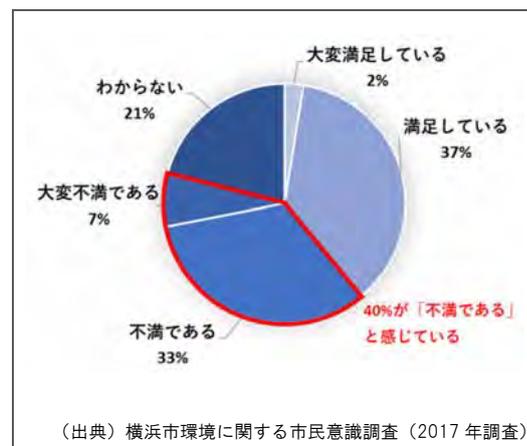


図 苦情相談件数の推移



(出典) 横浜市環境に関する市民意識調査 (2017年調査)  
図 大気や騒音・振動などの生活環境に対する市民満足度

### 3 取組方針

#### (1) 環境への負荷の低減

横浜市には約 370 万人の市民が生活し、12 万の事業所が活動していることから、市内のあらゆる主体による環境への負荷は小さくありません。環境法令に基づく規制の取組や化学物質等の適正な管理の促進などの様々な取組を実施し、横浜市域の環境への負荷を低減させていきます。



環境法令に基づく立入検査

#### (2) 地域に寄り添った環境対策の推進

横浜は、都心部、郊外部、臨海部、工業部など様々な地域があり、その特徴に応じて騒音苦情などの身近な環境問題が生じているケースがあります。市民からの生活環境に関する苦情相談への対応や、市民・事業者の環境コミュニケーションを促進するなど、地域に寄り添って対応することで生活環境を改善していきます。さらに水辺などの環境の活用を通じて、快適な環境を地域に提供していきます。



市民からの苦情相談への対応

#### (3) あらゆる主体の環境行動の促進

市民向けに環境セミナー等を通じて環境行動のきっかけにつなげるとともに、事業者に対しては環境保全協定の締結等により自主的な環境管理を促進します。このような主体に応じた様々な取組により、自主的・積極的な生活環境を保全する環境行動を後押しし、環境への負荷の低減につなげていきます。

#### (4) 環境情報の発信と共有

環境に関する情報は、横浜の大気・水質などの情報や市民・事業者による環境行動の情報など、様々な種類があります。横浜市がこれらの環境情報について I C T を活用して調査・収集し、分かりやすく発信することで、市民・事業者の環境への理解を深めます。また、蓄積した情報をオープンデータとして提供することで、社会・経済分野とも連携した新たな環境施策の展開にもつなげます。

## コラム

## 大気・水環境等のモニタリングと情報発信

監視センターでは市内における大気・水環境等の状況を的確に把握するためモニタリングを実施しています。モニタリングの結果はホームページでご覧いただけます。

## ● PM2.5

PM2.5は、2009年9月に新たに環境基準が定められ、2011年度から測定を開始しました。2016年度は20地点全てで環境基準を達成しました。また、PM2.5の濃度を監視センターのホームページにてリアルタイムで市民の皆様が発信しています。



PM2.5自動測定器

## ● 公共用水域の水質測定

水質汚濁防止法に基づき神奈川県が策定する水質測定計画に従って、河川、海域及び地下水質の定期的な測定を実施しています。また、海域では測定時に赤潮の観測も行っています。



海域での水質測定

## コラム

## 環境を創造する時代へ

かつての“環境問題”と言えば、大気汚染や水質汚濁などの公害問題であり、それぞれの分野で専門的な対策を進め、一定の成果を上げてきました。しかし、近年の“環境問題”は、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応など、多種多様な課題が複雑に絡み合い、これらの課題を同時に解決することが求められるようになりました。

例えば、大気汚染対策として大規模なボイラー等に対して気体燃料の使用を義務付けることにより、ばいじんや窒素酸化物対策を進めています。その一方で、地球温暖化対策や循環資源の活用の視点から木質チップ等のバイオマス燃料の導入を求めるニーズが高まっています。

「あちらを立てれば、こちらが立たず」そんな矛盾を抱えながら取り組まなければならないのが現在の“環境問題”です。これからの環境行政は、これまでのような施策分野別の取組にとどまらず、分野間の連携や様々な主体の連携のもと、様々な視点、角度からの取組を進め、持続可能で多様性のある環境を確保・創造することが求められます。

各分野でマイナスからゼロを目指した「公害を克服する時代」から、様々な分野・主体の参画・連携によりゼロからプラスを目指す「環境を創造する時代」へ環境行政を取り巻く状況は変化しています。

時代の要請に応える環境行政を展開するためには、現在の取組や手法が今の時代の要請に合っているか常に点検し改善していく姿勢が必要です。これまでの制度等を今一度見直すとともに、この計画の着実な実施を通して、横浜の「かけがえのない環境を未来へ」つないでいきます。

## 4 主な取組例

---

- (1) 環境への負荷の低減
  - ・ 環境法令に基づく規制の取組
  - ・ 環境保全協定に基づく取組
  - ・ 事業者における環境管理の促進
  - ・ 光化学オキシダント低減のための取組
  - ・ 化学物質の適正な管理の促進
  - ・ 時代の要請に応える環境方策の検討
  - ・ 水再生センターにおける高度処理施設の導入
- (2) 地域に寄り添った環境対策の推進
  - ・ 市民からの生活環境に関する苦情相談への対応
  - ・ 水質事故への対応
  - ・ 環境コミュニケーションの推進
  - ・ 水辺などの環境活用の促進
- (3) あらゆる主体の環境行動の促進
  - ・ 市民向け環境セミナー
  - ・ 事業者向け環境法令等の講習会
  - ・ 中小企業向けアドバイザー派遣等の技術支援
  - ・ 環境保全協定に基づく取組
  - ・ 事業者における環境管理の促進
  - ・ 化学物質の適正な管理の促進
- (4) 環境情報の発信と共有
  - ・ I C Tを活用した市内の環境情報の調査・収集とわかりやすい発信
  - ・ 市民・事業者の環境行動の情報の発信
  - ・ 環境に関する研究と研究に基づく新たな施策の検討
  - ・ 環境コミュニケーションの推進
  - ・ オープンデータによる環境情報の提供

基本施策 7

環境教育・学習

～持続可能な社会の実現に向けて、自ら考え、具体的な行動を実践する人づくり～

[環境教育等行動計画]

1 2025年度までの環境目標

- ・環境のみならず、ライフスタイルや社会経済のあり方を学び、自ら考え、持続可能な社会の実現につながる具体的な行動を実践する人が育っています。
- ・環境教育・学習が、あらゆる主体によって、あらゆる場で自然やエネルギーといったテーマの枠にとらわれず、総合的に関連付けて展開されています。
- ・学校教育や地域活動のなかで、また行政施策として進められてきた取組や活動があらゆる主体の協働によってさらに発展・展開しています。

達成状況の目安となる環境の状況

- ・環境行動を実践する市民等の増加

【目標設定の考え方】

- ・横浜市では、「基本条例」第16条に環境教育の充実及び環境学習の促進に向けた方針を定めています。また、「横浜市教育振興計画」や「横浜市水と緑の基本計画」など、様々な計画のなかで環境教育・学習を位置付け、環境教育・学習に関する施策を展開しています。
- ・市民活動団体や学校、事業者などでも、環境教育・学習に関する取組や環境活動が進められており、各主体が協働した取組が行われています。
- ・これらの取組は個別に成果を出していますが、あらゆる主体の参加により、様々な取組の連携・協働を図り、その輪を横浜市全体にさらに広げていく必要があります。環境教育・学習の取組を進めることにより、環境行動に取り組む市民等の増加を目指し、その増加状況を評価項目としました。

横浜市の環境教育・学習の展開の方向性

「関心」「行動」「協働」の3つのキーワードのもとに環境教育・学習を進めます。

知識としてだけでなく、「体験」や「実感」に基づいて環境に興味・関心を持つことが必要です。そして、関心や理解にとどまらず、それを伝えるとともに、自ら考え、具体的な行動に結びつけ、さらには様々な主体が連携・協力してつながり・広がりある協働の輪を広げていくことが必要です。

一人ひとりの毎日の暮らしや事業活動を通して、身近な行動から、仲間を増やし、地域の問題、市全体の問題、地球環境の問題へとテーマを広げていくことが求められています。



【関係する個別計画】

横浜市水と緑の基本計画、横浜みどりアップ計画、横浜市地球温暖化対策実行計画、横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ3 R 夢プラン）、横浜市子ども・子育て支援事業計画、横浜市教育振興基本計画 など

## 2 現状と課題

---

### （1）家庭・地域での環境教育・学習

市民にとって、家庭や地域が一番身近な環境教育・学習や環境行動の場です。日常の暮らしの中で、地域の清掃・美化活動やイベントなどの活動を通して、親から子、そして孫へと、地域の環境を守り、周りのことを思いやる心や、ものを大切にする心などが伝えられてきました。

家庭は、幼児の頃から環境教育・学習を進めるための重要な役割を担います。また、地域には、自治会・町内会など地域を中心につながる組織があり、これらの組織は構成員が同じ環境を共有していることから共通の目標を持って行動していく場として適しています。

しかし、少子高齢化が進展し、世代間の交流もなくなり、核家族化や単身世帯の増加に加え、家庭の中でも生活が個人単位となりつつあります。また、自治会や地域ぐるみの取組はみられるものの、地域コミュニティ機能の低下などによって、その機能が十分に果たされているとはいえない状況です。

家庭や地域での環境教育・学習機能の回復を図りながら、身近な自然の中で遊ぶ機会や場を増やすことや、環境情報の普及、共有化を図るため、地域社会におけるコミュニティ機能の一層の活性化が必要です。

### （2）学校等での環境教育・学習

市内には、学校や、博物館、動物園、植物園をはじめとする多くの環境教育・学習関連施設があります。

小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校では、社会の一員である子どもたちに、発達段階に応じ様々な環境教育・学習を展開しています。このため、行政や地域の人材と連携しながら、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間等を通して、環境教育・学習の取組が行われています。例えば、横浜市の出前講座を活用したり、地域の協力を得ながら農業体験活動を行ったりしています。周辺の環境の特性を生かし、地域の人や保護者と連携し、生き物とのふれあいや生き物どうしのつながりを学べる場を整備し、環境教育・学習に役立てています。また、学習の一環としてテーマに沿った現地調査・研究をする学校が増えています。これまで、環境教育指導資料の作成、教職員研修、環境教育実践推進校における研究などの取組を進めており、また「横浜の時間」では重要な学習テーマの一つとして環境教育・学習を推進してきました。

今後も引き続き、環境問題をはじめとする地球規模の課題や、地域や社会の将来などを自分の課題

として捉え、多様な人々と協働しながら自分ができることを考え、実践していくための、持続可能な社会のために行動する人を育てることが求められており、環境教育・学習を充実する必要があります。

そのため、教職員が環境教育・学習を含むE S D、S D G sの必要性や考え方等について十分理解し、地域の施設やフィールドを活用したり、地域で活躍している人材・団体等の協力を得たりしながら充実を図ることが大切です。それには、地域に密着した環境教育・学習に取り組んでいる、大学など様々な教育機関、事業者、市民活動団体、環境教育・学習施設等と連携した取組を推進することが一層求められています。これらの様々な取組の連携によって、大きな効果が期待されます。

### (3) 市民活動団体に取り組む環境教育・学習

市民活動団体は、海や川、樹林地、公園の保全活動、3 R活動、再生可能エネルギーの普及活動など、様々な分野で活動を展開しています。これらの中には、自然観察会や体験会の開催、イベント等の開催、学校への出前講座など、学校や地域での環境教育・普及啓発活動を行う団体もあります。

これらの活動を通して、情報、知識、技術、経験を共有し、ネットワークを築くとともに、市民に対し環境教育・学習の機会や場を提供し、さらなる市民の環境意識の向上や取組の先駆的役割が求められます。一方で、活動資金の調達、活動の継続や自立化、新たなメンバーの確保などの問題もあります。

横浜市には、市民活動団体の活動支援の仕組みがありますが、団体の自立的な活動や、活動の継続に向けた支援の充実が必要です。

### (4) 事業者に取り組む環境教育・学習

事業者について、環境ビジネスの拡大や環境配慮の推進が求められる中、事業活動に伴う環境負荷の低減はもちろん、大手企業を中心に様々な環境活動や社会貢献活動などが進められています。環境報告書等の発行、社員への環境教育・研修の実施、ISO14001の認証取得、地域への施設開放や自然観察会、環境保全技術の提供、社員の社会貢献など、その取組内容は様々です。

市内には多くの事業所がありますが、経営規模や事業所形態などから環境配慮の取組や社会貢献活動には事業所間で差があるため、情報の提供や経営規模・事業所形態を考慮した動機付けとなる仕組みが必要です。

### (5) 横浜市役所に取り組む環境教育・学習

横浜市役所は、市内最大級の事業所として、地球温暖化対策や3 Rの推進、グリーン購入など、環境保全に向けた取組を率先して行っています。これらの取組については、横浜市環境マネジメントシステム等において実施する様々な庁内研修を通じて、職員の意識と知識の向上を図っています。今後も職員一人ひとりの環境に関する意識をさらに高め、自ら行動するための継続的な研修を行います。

また、横浜市は市民の環境教育・学習や環境行動を支えるために、情報の収集・提供、普及啓発事業の実施、活動の場や機会の充実を図るとともに、各主体の活動をつなぐ役割があります。特に、市民に身近な区役所は、地域の環境資源や人材を生かした、体験型の環境教育・学習の推進に重要な役

割を担っています。

さらに、これらの取組が、市民や学校など利用者側のニーズに沿っているか、結果として各主体の環境行動の実践へと結びついているかなどについて検証し、改善していく必要があります。

## コラム

### 環境教育・学習の重要性の高まり

環境教育・学習の重要性については、以前から指摘されており、国内外でも学校や地域において様々な環境教育・学習が進められてきました。横浜市でも、1960年代の公害教育に始まり1992年の地球サミットを経て、地球環境問題や持続可能な社会に目を向けた環境教育・学習を進めてきました。市民の環境に対する意識や環境問題への関心・理解は高まり、環境に関する多様な主体による様々な取組が展開されています。

しかし、今日の環境問題は、一人ひとりのライフスタイルや社会経済のあり方、そしてまちづくりなどが密接に関わっています。したがって、現在の危機的な状況を脱し、持続可能な社会を構築するためには、ライフスタイルや社会経済システム、まちづくりのあり方などを根本から見直し、環境問題を自らの思考で判断し、具体的な行動を通して協働していくことが必要です。そのためには、持続可能な社会の実現に向けた共通認識のもと、あらゆる場、あらゆる主体への環境教育・学習が不可欠です。

2002年8月に開催された「持続可能な開発に関する世界サミット」、いわゆるヨハネスブルグ・サミットにおいて、環境教育・学習の重要性が再確認され、同年12月の国連総会で採択された「国連E S D<sup>※</sup>の10年」(2005～2014年)、及びその後継プログラムである「E S Dに関するグローバル・アクション・プログラム(G A P)」(2015～2019年)に基づき、日本ではE S Dの推進のための様々な施策が行われています。

横浜市でも学校におけるE S Dの推進や、環境活動を行う学生団体のネットワークづくりの支援に取り組んでいます。

また、教育は全てのS D G sの基礎であり、E S Dに取り組むことはS D G sの達成につながります。横浜市でもS D G sを見据えつつ、学校や地域で足元の課題を大切にE S Dを推進していきます。

※ E S D (持続可能な開発のための教育: Education for Sustainable Development)

現代社会における地球規模の課題(環境、貧困、人権、平和、開発等)を自らの問題として捉え、身近なところから行動をおこす力を身につける(think globally, act locally)ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

### 3 取組方針

---

#### (1) 自然や命を大切にできる感性を養い、自然環境の保全・再生に取り組む人の育成

自然の仕組みや、個々の命やたくさんの生き物たちが関わりながら暮らすことの大切さについて理解し、自然環境の保全・再生に関わる自主的な活動や、様々な主体が協働した取組を担っていく人を育てます。

#### (2) 限りある資源やものを大切に、環境負荷の少ない生活を実践する人の育成

地球規模の環境問題について理解し、ものを大切に、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入などによって、環境への負荷の少ない生活を実践する人を育てます。

#### (3) 身近な問題から地球環境の保全まで、広がりのある環境教育・学習の実践

環境問題は、身近でありながら地球規模にも広がる問題であり、その影響は次世代にも関わるものです。また、社会経済や貧困の問題ともつながりをもちます。このような環境問題の持つ多面性を理解できるよう、世界にも目を向けた広がりのある環境教育・学習を実践します。

#### (4) あらゆる場で学び、環境行動を実践する社会の実現

あらゆる人が、あらゆる場で学び、持続可能な社会に向けた環境行動を実践できるように、環境教育・学習のプログラムの充実、環境行動を実践できる機会や場が充実している社会を実現します。

#### (5) 協働による環境行動の実現

環境教育・学習で大きな成果を生み出せるよう、協働の取組を一層幅広く展開します。各主体は、お互いを理解、尊重し、対等な関係のもとに目的を共有し、役割分担と責任を明確にしながらか自立的に取り組めます。行政は、様々な主体の間で、様々な形の協働の取組が展開されるよう、仕組みづくりや支援策の充実を図ります。

## 4 主な取組例 環境施策ごとに整理し、掲載しています（再掲含む）

### <全般>

- ・環境活動の実践に向けた広報・啓発
- ・事業者の環境行動の広報
- ・横浜環境活動賞
- ・こども「エコ活。」大作戦！
- ・環境関連施設の見学会
- ・環境絵日記展
- ・こどもエコフォーラム
- ・E S D・環境教育推進事業
- ・協働、地域・世界に向けた学校の取組
- ・横浜 RCE ネットワーク
- ・愛護会活動などの市民ボランティア団体の活動支援
- ・技術相談事業（省エネ相談）

### <地球温暖化対策>

- ・ヨコハマ・エコ・スクール（Y E S）の推進
- ・親子風車見学会
- ・Z E Hの普及促進
- ・市民向け省エネ住宅相談事業
- ・住まいのエコリノベーションの推進
- ・COOL CHOICE YOKOHAMA による全市的な地球温暖化対策の連鎖づくり
- ・低炭素電力の供給と選択の推進

### <生物多様性>

- ・環境教育出前講座（生物多様性でY E S！）
- ・動物園等における環境教育・学習
- ・自然体験活動の推進
- ・市民参加の生き物調査の推進

### <水とみどり>

- ・ウェルカムセンターの周辺の緑を活用した環境学習・自然体験の推進
- ・森の楽しみづくり
- ・市民や企業と連携した緑のまちづくり
- ・水辺拠点の整備

### <都市農業>

- ・市民や企業等と連携した地産地消の推進
- ・直売所等の整備・運営支援
- ・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設
- ・市民が農を楽しむ支援する取組の推進

### <資源循環>

- ・転入者・外国人・高齢者など対象者に合わせた啓発
- ・収集事務所・焼却工場による出前講座や焼却工場見学の実施
- ・市民・事業者・行政がリデュースをはじめとした3 Rの情報、行動を共有する場「ヨコハマR（リデュース）ひろば」の運営
- ・食品ロス削減の推進
- ・環境事業推進委員などと連携した地域における環境行動の促進

### <生活環境>

- ・市民向け環境セミナー

## 第6章

### 環境の評価と公表等

- 1 環境の評価と公表
- 2 市の環境配慮行動の推進
- 3 環境の保全及び創造に向けた指針

## 1 環境の評価と公表

### (1) 評価と公表

基本条例では、横浜の環境の状況や、環境管理計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、公表することとなっています。この年次報告は、分かりやすい形で発信し、市民・事業者などの主体的な行動につなげていくことが重要です。

そこで、基本政策や基本施策の方針に基づく取組の状況や「達成状況の目安となる環境の状況」、市民の環境に関する意識調査の結果などから、横浜の環境の状況を総合的な視点でとりまとめ、環境創造審議会に報告してご意見を頂いた上で、年次報告書としてまとめ、広く公表します。また、年次報告書の内容を、各施策や関連する個別計画の施策の実施主体にフィードバックし、次年度以降の取組に活用していくことで、環境政策のより一層の総合的・横断的な推進につなげていきます。

なお、情報共有の速度を高めることで、その後の取組へ迅速に反映していくことが可能であると考えられることから、近年急速に発展しているICTの活用についても検討していきます。また、環境の状況について蓄積したデータのオープンデータ化を進めます。

### (2) 計画の推進体制

市民・事業者・横浜市などで構成される既存の協議会等を活用して、計画の着実な推進を図ります。また、横浜市役所では、関係区局長で構成する環境管理計画推進会議など庁内横断的な組織を活用しながら、計画を総合的・効果的に推進します。

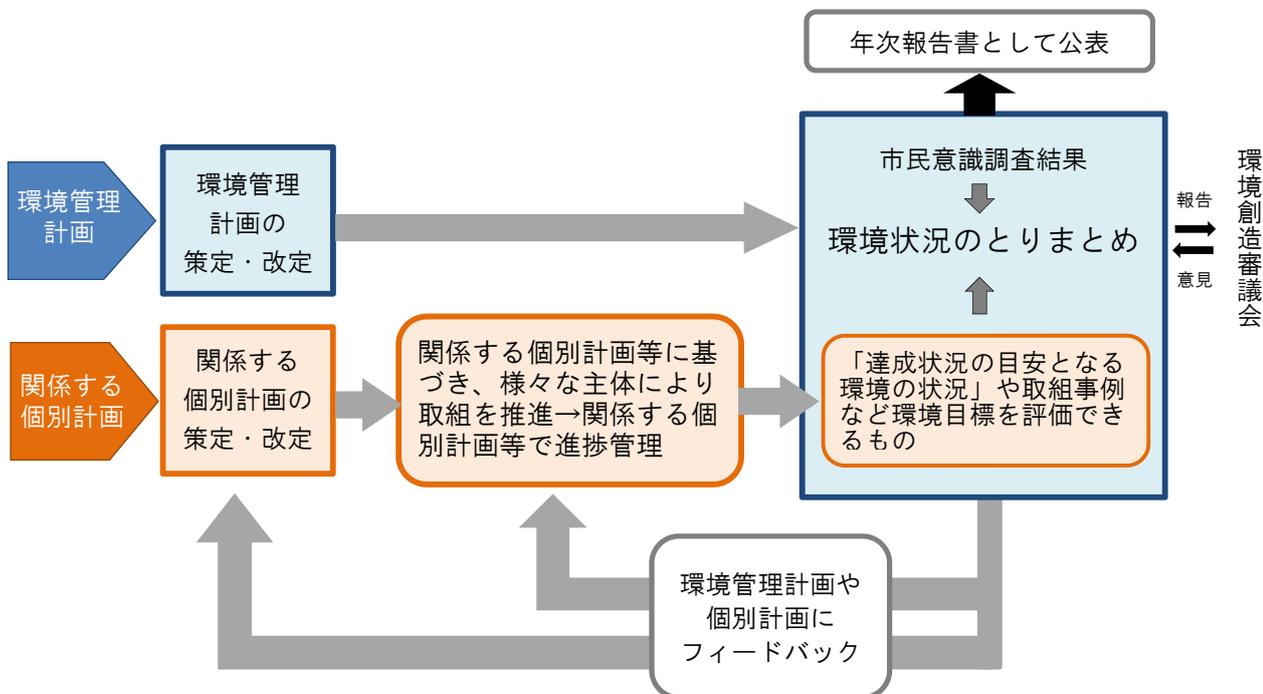


図 環境の状況評価の手順

表 「達成の状況の目安となる環境状況」一覧

第5章に掲げた基本施策	達成の状況の目安となる環境状況
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガス排出量の削減</li> <li>・ エネルギー消費量の削減</li> </ul>
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な動植物などの生き物の生息・生育環境の保全の推進</li> <li>・ 市民が、身近な自然や生き物にふれあい、楽しむ機会の増加</li> <li>・ 生物多様性に配慮した行動を自らとる市民や企業等の増加</li> </ul>
水とみどり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ みどりの総量（緑被率）の維持、向上</li> <li>・ 緑地保全制度による樹林地の指定拡大</li> <li>・ 水循環機能の事業推進</li> </ul>
都市農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民・企業等と連携した地産地消の推進</li> <li>・ 市内産農畜産物の購入機会の拡大</li> <li>・ 農景観を良好に維持する活動の推進</li> <li>・ 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設支援</li> </ul>
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総排出量（ごみと資源の総量）の削減</li> <li>・ ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの排出量の削減</li> <li>・ 更なる3R推進による最終処分量の削減</li> <li>・ 産業廃棄物の適正処理指導を徹底</li> <li>・ 市内各地域の特性に合わせた市民・事業者との連携による取組の推進</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成</li> <li>・ 光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする</li> <li>・ 生物指標による水質評価の目標達成率100%</li> <li>・ 市民の生活環境に関する満足度の向上</li> <li>・ 生活環境の保全につながる環境行動の推進</li> </ul>
環境教育・学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境行動に取り組む市民等の増加</li> </ul>

## 【達成の状況の目安となる環境状況】

- ・ 基本施策ごとに定めた、2025年までの「環境目標」の達成状況を評価するための指標です。
- ・ 項目に応じて、定量的又は定性的な評価をしていきます。
- ・ 環境目標は、第5章の各施策の記載をご参照ください。

## 2 市の環境配慮行動の推進

---

横浜市役所は、市内最大級の温室効果ガス排出事業者であるなど、庁内の事務及び事業により生じる環境負荷が市域の経済社会に与える影響が非常に大きいため、率先して環境配慮行動を推進しています。この取組状況を発信し、市内の市民・事業者の主体的な環境配慮行動の拡大につなげていきます。

### ● 横浜市環境マネジメントシステムの運用

横浜市環境マネジメントシステムでは、省エネルギーの推進、3Rの推進、ペーパーレスの推進といった日常の事務事業活動における環境負荷の低減や、生物多様性への配慮といった環境行動について、環境全般に関する研修の実施等を通じて、職員一人ひとりの知識の向上や環境に配慮した行動の継続的な改善を推進します。

### ● 温室効果ガス排出量の削減

横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）に基づき、省エネ診断や照明のLED化の加速、次世代自動車の導入拡大など、エネルギー消費量の削減効果の高い取組や、3R夢プランの推進、下水処理方式の省エネ化検討など、各事業の特性を生かした取組を実施します。

### ● グリーン購入の推進

「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」及び「横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針」に基づき、eラーニングによる担当職員への研修を実施し、グリーン購入調達率100%に向け取組を推進しています。また、市の率先した取組を環境省やグリーン購入ネットワークが主催するフォーラムなどで発信し、市民・事業者等の環境に配慮した物品等への需要転換を促します。

### ● 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

庁内において排出されるごみの削減については、「市役所ごみゼロ」の推進により、職員への分別・ごみ減量に関する共通ルールの周知や3R・適正処理の徹底を図ることで、ごみの減量・リサイクルに取り組みます。

## コラム

## 「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」について

横浜市が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減のための措置等ととりまとめたものであり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に定める「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に位置付けられる法定計画です。

2030 年度の排出量を 2013 年度比で 30%削減する目標を掲げ、以下の 5 つの取組方針に基づき取組を推進しています。

- ① 運用対策の徹底によるエネルギー消費量の削減
- ② 設備更新等における高効率設備、エネルギー利活用技術の導入推進
- ③ 再生可能エネルギーの導入拡大
- ④ 自動車等における温室効果ガス削減対策の推進
- ⑤ 一般廃棄物処理事業、下水道事業など主要事業の特性を活かした取組の推進

表 温室効果ガス排出量の削減目標

(単位：万 t-CO<sub>2</sub>、基準年度比%)

区分	基準年度 (2013)	2016 年度 実績	2021 年度		2030 年度		
			目標 排出量	基準 年度比	目標 排出量	基準 年度比	
総排出量	91.6	93.7	85.7	▲ 7%	64.0	▲ 30%	
庁舎等 <sup>※1</sup>	17.3	16.3	16.1	▲ 7%	12.2	▲ 29%	
主要 事業	一般廃棄物処理事業	32.8	36.0	29.1	▲ 11%	19.1	▲ 42%
	下水道事業 <sup>※2</sup>	18.1	17.1	16.9	▲ 7%	13.4	▲ 26%
	水道事業	6.8	6.3	6.1	▲ 10%	4.4	▲ 36%
	高速鉄道事業 <sup>※3</sup>	5.0	6.2	5.6	12%	4.6	▲ 8%
	自動車事業	3.4	3.4	3.4	▲ 1%	3.2	▲ 5%
	教育事業 <sup>※4</sup>	6.1	6.6	6.3	3%	5.1	▲ 17%
	病院事業 <sup>※5</sup>	2.1	1.9	2.2	3%	2.0	▲ 5%

※1 「庁舎等」の範囲は、主要事業以外の庁舎・施設等、公用車（主要事業に含まれない車両等を含む）。

※2 「下水道事業」は 2016 年度以降に導入された下水汚泥燃料化施設稼働による電気量増加の影響を含む目標を設定。

※3 「高速鉄道事業」は 2015 年 7 月以降に実施した快速運転導入などによる運行本数増加の影響を含む目標を設定。

※4 「教育事業」は 2021 年度までの学校の床面積の合計が増加となる影響を含む目標を設定。

※5 「病院事業」は 2020 年度に開院予定の市民病院再整備事業による施設拡大の影響を含む目標を設定。

### 3 環境の保全及び創造に向けた指針

---

#### (1) 基本的な考え方

横浜市が目指す将来の環境の姿を実現するためには、本計画に基づき、行政が率先した取組を推進するのみならず、市民生活や事業活動を営む上で、市民や事業者が環境行動を自らの意思で実践することが重要です。事業活動等の実施に当たっては、関連する法令等の遵守が大前提となりますが、より良い環境の保全及び創造に向けて、さらに積極的な環境への配慮を行うことが期待されます。

ここでは、法令等の遵守を踏まえた上で配慮すべき環境に関する基本項目を、「環境の保全及び創造に向けた基本的事項（以下、「基本的事項」という。）」として整理しました。市民・事業者・行政は共通認識を持ち、協働・連携して基本的事項の内容に配慮します。

#### (2) 各指針を活用した環境の保全及び創造の推進

横浜市では、具体的な環境への配慮を促す手段として、様々な指針を定めています。具体的には、「横浜市環境影響評価条例」では、事業者が、事業の計画の立案に当たり環境影響について配慮するための「横浜市環境配慮指針」を定めています。

また、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」では、事業者が実施する環境への負荷の低減に係る取組を支援するための「環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）」など、多くの指針を定めています。そのため、環境管理計画では、具体的な指針の内容を定めず、これらの指針の適正な運用などにより、より実効性のある環境行政の推進を目指します。

表 環境の保全及び創造に向けた基本的事項

考え方	基本的事項	配慮すべき内容	
地球温暖化対策の推進など、地球環境への負荷の低減	地球温暖化・省エネルギー等	エネルギーの合理的・効率的な利用等、地球温暖化の防止・緩和・適応するための配慮	
	地球環境等	オゾン層破壊、酸性雨等、地球規模的影響に対する配慮	
生物多様性や水循環、緑の創出など、身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動植物の生息・生育環境など、生物多様性の保全・再生及び創造に対する配慮	
	みどり	緑の保全・創造に対する配慮	
	水循環	水源の保全、河川・海域の流量・流路等及び周辺地域の地下水かん養機能への影響に対する配慮	
安心して快適に生活できる生活環境の保全	省資源	資源を合理的・効率的に利用するための配慮	
	廃棄物等	一般廃棄物及び産業廃棄物等の発生の抑制、再生利用及び減量化の促進、二次公害の発生に対する配慮	
	大気汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす大気汚染物質の発生に対する配慮	
	水質汚濁	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす水質汚濁物質の発生に対する配慮	
	土壌汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす土壌・地下水汚染物質の発生に対する配慮	
	騒音	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす騒音の発生に対する配慮	
	振動	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす振動の発生に対する配慮	
	地盤沈下	生活環境等に影響を及ぼす地盤沈下の発生に対する配慮	
	悪臭	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす悪臭の発生に対する配慮	
	ヒートアイランド	都市化に伴う気温の上昇に対する配慮	
	*具体的な対応策については、今後検討が必要な事項	低周波音	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす低周波音の発生に対する配慮
		電波障害	テレビ、ラジオ等の受信に影響を及ぼす電波障害の発生に対する配慮
		日照障害	生活環境、農作物等に影響を及ぼす日照障害の発生に対する配慮
		風害	生活環境等に影響を及ぼす局地的な風害の発生に対する配慮
光害等		生活環境及び動植物の生息・生育環境に及ぼす光害の発生に対する配慮	
バイオハザード		人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす遺伝子組換え生物等の漏えい・排出に対する配慮	
電磁界		人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす 10kHz 未満の漏えい電磁界に対する配慮	
安全	自然的・人為的災害に対する配慮		
快適な地域環境の確保	地域社会	地域分断、交通安全等、地域生活環境への影響に対する配慮	
	景観	自然景観（地形を含む）、地域景観（色彩を含む）、眺望等の保全・創造に対する配慮	
	文化財等	有形文化財、史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財等の文化財及び名木・古木等に対する配慮	

※ ここでは、法令等の遵守を踏まえた上で配慮すべき内容を記載しています。

※ ここに記載した基本的事項は、前計画で示していた項目を、本計画の施策体系を踏まえて再整理したものです。事業活動等の種類によっては、ここに記載していない新たな項目についても配慮する必要があります。



# 資料

## 1 計画のこれまでの経緯

### (1) 環境管理計画

策定（改定）年月 【計画期間】	策定・改定の考え方
1986年3月 策定	・ 産業型公害に加えて、都市・生活型公害（生活系排水による河川・海域の汚濁等）や、快適な環境を求める市民ニーズに対応するために策定
1996年9月 策定 【2010年度まで】	・ 1995年に「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、これに基づき新たに策定 ・ 地球環境保全の対策などを追加
2004年3月 改訂 【2010年度まで】	・ 京都議定書の採択、地球温暖化対策関連法、循環型社会関連法などの整備等に対応するために改訂
2011年4月 策定 【中長期的な目標：2025年度まで】 【短期的な目標：2013年度まで】	・ 総合的・横断的に施策を進めるため、環境側面の基本施策（地球温暖化対策、生物多様性など）に加えて、「人・地域社会」「経済」「まちづくり」の総合的な視点による基本政策から施策体系を構築 ・ 短期的な目標を設定し、具体的な取組の進捗を管理
2015年1月 改定 【中長期的な目標：2025年度まで】 【短期的な目標：2017年度まで】	・ 東日本大震災を契機に、「自然と人との共生を目指す」などの基本的な考え方を位置づけ ・ 環境行政における防災の視点を追加

### (2) 生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）

策定（改定）年月 【計画期間】	策定・改定の考え方
2011年4月 策定 【中長期的な目標：2025年度まで】 【短期的な目標：2013年度まで】	・ 「生物多様性基本法」に基づく、生物多様性地域戦略として策定 ・ 「2025年の将来像」を掲げ、それを実現するための「重点施策」と「2013年までの具体的取組と目標」を定める
2015年1月 改定 【中長期的な目標：2025年度まで】 【短期的な目標：2017年度まで】	・ 具体的な取組と目標が、計画期間の満了を迎えたため改定 ・ 「生物多様性の主流化」の推進を、計画策定の意義に反映する等に対応

## 2 計画改定の経過

---

### (1) 横浜市環境創造審議会

- 第24回横浜市環境創造審議会（2017年10月27日開催）
  - ・横浜市環境管理計画及び生物多様性横浜行動計画の改定について（諮問）
- 第25回横浜市環境創造審議会（2018年3月28日開催）
  - ・横浜市環境管理計画及び生物多様性横浜行動計画の改定について

### (2) 環境管理計画等改定部会

- 第1回改定部会（2017年10月27日開催）
  - ・部会長・副部会長の選出
  - ・横浜市環境管理計画及び生物多様性横浜行動計画の改定の考え方について
- 第2回改定部会（2017年11月17日開催）
  - ・生物多様性横浜行動計画の改定について
  - ・「環境教育」の位置付けについて
  - ・横浜市の環境施策と持続可能な開発目標（SDGs）の関連について
- 第3回改定部会（2018年1月29日開催）
  - ・「計画の体系」及び「取組姿勢」について
  - ・「達成状況の目安となる環境の状況」及び「取組方針」について
- 4回改定部会（2018年3月8日開催）
  - ・横浜市環境管理計画及び生物多様性横浜行動計画の改定について（部会報告案）

## 3 現行計画の取組状況

---

### (1) 環境管理計画

総合的な視点による3つの基本政策と環境側面からの6つの基本施策ごとに掲げた目標の達成状況は、設定した208項目のうち2016年度までに8割が達成・ほぼ達成となっています。

取組内容は毎年度ごとに年次報告書としてまとめ、ホームページ等を通じて公表しています。

### (2) 生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）

普及啓発や保全・再生・創造といった4つの取組方針ごとに取組を着実に進めており、具体的取組の短期的な目標の達成状況は、設定した89項目のうち2016年度までに8割が達成・ほぼ達成となっています。

## 4 答申の反映状況

環境創造審議会からの答申内容と改定素案への反映状況は以下の通りです

### ●計画に求められる役割等

答申	改定素案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画の根幹的な方向性は継承して推進することを前提に、環境の総合計画として環境施策が目指す方向性を明確に示す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「横浜が目指す将来の環境の姿」や「環境行政の基本的な考え方」、「施策体系」は基本的に継承（第2章）</li> <li>・全ての環境施策が目指す方向性として5つの取組姿勢を新たに規定（第3章）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の状況や環境施策が目指す方向性を市民や企業などの理解・行動につなげるため、具体的なイメージ図や取組事例などを用いて効果的に伝える工夫が必要</li> <li>・環境の全体的な評価や取組をわかりやすく伝えていくことが重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的なイメージ図や取組事例を積極的に活用して計画内容を記載（計画全体）</li> <li>・定量的な評価に相応しいものは数値で、定量化が困難又は不適切なものは定性的に示し、取組事例等も活用しながらわかりやすく公表（第6章）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境施策を生物多様性の視点で総合的にまとめ推進していた生物多様性横浜行動計画を、総合的な環境政策の一貫として強化し、生物多様性の主流化を更に進めていくことが必要。</li> <li>・生物多様性横浜行動計画は、総合計画である環境管理計画と統合し、環境政策のさらなる総合的な推進とあわせて、さらに強力に進めるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理計画に生物多様性横浜行動計画を組み込み、総合的に取組を推進（第3章）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境分野別に個別計画が策定され、取組が着実に実施、進捗管理されていることを踏まえ、環境管理計画では、中長期的な環境目標などにより環境政策が目指す方向性を示す（生物多様性横浜行動計画も同様）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の総合計画として中長期的な視点から目指す方向性を示すことを明確にし、2025年度までの環境目標及びそれに向けた取組姿勢を明示（第4章、第5章）</li> </ul>

## ●環境政策の総合的な推進の方向性

答申	改定素案
<p>昨今の社会状況を踏まえ、以下の視点に留意して環境政策を総合的に推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・経済・社会問題の同時解決に向け、様々な連携の強化</li> <li>・市民、企業等の主体性発揮に向け、環境教育・学習の一層の推進</li> <li>・ICTの積極的な活用</li> <li>・防災・減災の視点の強化</li> <li>・国内外から「選ばれる都市」に向け、大都市・横浜の環境の魅力を発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理計画が環境政策を総合的に推進していくための5つの取組姿勢を新たに記載（第3章）</li> <li>・各方針は具体的なイメージ図や取組事例をもとに分かりやすく説明</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な3つの視点（人・地域社会、経済、まちづくり）に基づいた様々な取組、多様な主体との連携を一層進め、SDGs達成に貢献</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに設けた「取組姿勢」に基づき、引き続き3つの視点に基づく基本政策、7つの環境側面からの基本施策の取組を推進しSDGs達成に貢献（第3章）</li> </ul>

## ●施策展開の方向性

答申	改定計画
<p>関連する個別計画や法令の策定状況等に合わせ、適宜必要な見直しを実施</p> <p>《総合的な視点による基本政策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境とまちづくり」において、新たに防災・減災の視点を加えた政策を強化</li> </ul> <p>《環境側面からの基本施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化対策」は環境創造審議会答申と整合性を図る</li> <li>・「生物多様性」の項目は生物多様性基本法に基づく地域戦略として位置付ける</li> <li>・「食と農」を「都市農業」に変更、環境目標も適宜整合を図る</li> <li>・「生活環境」対策は環境基準などによる定量的な目標と「快適」、「行動」といった定性的な目標に再構築（生活環境の質を総合的に評価）、別途行動計画等の形でとりまとめ、わかりやすく発信</li> <li>・「環境教育・学習」を環境側面からの基本施策の一つに位置付け、これまでの環境教育の目標・取組方針を継続</li> </ul>	<p>審議会答申を踏まえた見直しをそれぞれ実施しました。</p> <p>《総合的な視点による基本政策：第4章》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境とまちづくり」に新たに取組方針（防災・減災につながる環境対策の推進）を設定</li> </ul> <p>《環境側面からの基本施策：第5章》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化対策」：答申を受けた地球温暖化対策実行計画と整合</li> <li>・「生物多様性」：生物多様性基本法に基づく地域戦略として位置付け</li> <li>・「都市農業」：施策名称を変更し内容も見直し</li> <li>・「生活環境」：「（仮称）生活環境保全実行計画」を策定し、取組を推進することを記載</li> <li>・「環境教育・学習」：環境教育等促進法における行動計画に位置付け</li> </ul>

## 5 主な関連計画等の概要

<b>横浜市基本構想（長期ビジョン）</b>	2006年6月策定
市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支えるすべての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるものです。2025年頃までを展望し、横浜市の目指すべき都市像を「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」とし、それを実現するための5つの柱として「交流拠点都市」「活力創造都市」「生活快適都市」「環境行動都市」「安全安心都市」を掲げ、その実現のための取組と基本姿勢を示しています。	
<b>横浜市中期4か年計画 2018～2021</b>	改定作業中
「横浜市基本構想」が掲げる目指すべき都市像の実現に向けた政策や工程を具体化するための実施計画で、2018～2021年度の4か年で目指す姿や目標を示すとともに、計画期間中に達成を目指す指標を設定しています。	
<b>横浜市地球温暖化対策実行計画</b>	改定作業中
地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づき、市内全体の温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策を定める計画です。「今世紀後半のできるだけ早い時期における温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現」を目指す姿（ゴール）とし、本市の地球温暖化対策（緩和策・適応策）を推進します。	
<b>横浜市水と緑の基本計画</b>	2016年6月改定
横浜らしい魅力ある水と緑をまもり、つくり、育てるため、従来の「横浜市水環境計画」「水環境マスタープラン」「横浜市緑の基本計画」を統合した総合的な計画です。2025年を目標年次としており、目指すべき「水と緑の将来像」を6つの視点から明示するとともに、2つの指標目標「基本指標」「流域指標」を設定しています。	
<b>横浜みどりアップ計画</b>	2013年12月策定
緑豊かなまち横浜を次世代に引き継ぐため、「横浜みどり税」を財源の一部に活用し、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、「市民が身近に農を感じる場をつくる」、「市民が実感できる緑をつくる」の3つの柱に「効果的な広報の展開」を加え、取り組む計画です。	
<b>横浜市下水道事業中期経営計画 2018</b>	改定作業中
横浜市における下水道事業の中期的な計画です。経営理念や経営方針をはじめ、施策や財政運営の目標と取組を掲げています。	
<b>横浜都市農業推進プラン</b>	改定作業中
横浜の農業を取り巻く環境の変化や、農家の抱えている課題、多様な市民のニーズ等に対応するため、370万人都市・横浜における今後の都市農業の目指す姿や取り組む事業など、これからの農業施策をまとめて策定している計画です。	

<b>横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ3R夢プラン）</b>	改定作業中
横浜市の一般廃棄物処理に係る長期的な計画です。3Rの推進、とりわけ環境にやさしい「リデュース（発生抑制）」の取組を進め、環境負荷の低減や資源・エネルギーの有効活用と確保を目的にした計画です。	
<b>第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画</b>	2016年3月策定
横浜市内で発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化して示した計画で、計画期間は2016～2020年度です。達成目標は、発生量指標（産業廃棄物発生量／市内総生産）、最終処分率で示しています。	
<b>横浜市災害廃棄物処理計画</b>	（策定中）
横浜市における各種自然災害時に発生する災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための応急策及び復旧・復興対策を取りまとめた計画です。	
<b>横浜市ヒートアイランド対策取組方針</b>	2006年3月策定
ヒートアイランド現象による市域全体の熱帯夜日数減少を図る目標を示すなど、2025年頃までを目標期間とした横浜市のヒートアイランド対策の方向性を示した方針です。市域全体での目標を設定するとともに、5類型（業務集積地域、建物密集地域、複合要因地域、高排熱地域、緑地地域）に分類した15の重点推進地域と、重点推進地域における目標を設定しています。	
<b>横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）</b>	2013年3月策定
「都市づくり」や「まちづくり」の際にまちのあり方を具体化するために必要事項を定める「都市計画」を作成するための方針を定めたものです。都市計画に関連する産業や福祉、環境、コミュニティ、防災などの分野についての計画を踏まえたうえで、市民生活全般を視野に入れて作成されています。人口規模・構成に見合った効率的な基盤整備や機能集約等を行う「コンパクトな市街地の形成」を筆頭とした、7つの「都市づくりの目標」を設定しています。横浜市基本構想で定めた都市像『市民力と創造力により新しい「横浜らしさ」を生み出す都市』や横浜市中期4か年計画の「市民生活の姿」の実現を目指します。	
<b>横浜港港湾計画</b>	2014年12月改訂
横浜港を計画的に開発・利用・保全するため、港湾法に基づいて定める基本的な計画です。「国際競争力のある港」、「市民が集い、憩う港」及び「安全・安心で環境にやさしい港」を3つの柱とし、横浜経済の活性化と市民生活を豊かにする総合港湾づくりを目指しています。	

## 6 横浜市の地域特性

### (1) 地形

横浜市の地形は、中央部を多摩・三浦丘陵が縦断し、丘陵地の緑や河川などにより広域的に連続した水・緑環境を有しています。

横浜市内には鶴見川、帷子川など多くの河川があり、このうち、4つの流域(帷子川流域、入江川・滝の川流域、大岡川流域、宮川・侍従川流域)と直接海域に注ぐ小流域の集まりは、横浜市内で完結した流域となっています。横浜市内を流れる河川の源流・上流域から中流域にかけては、まとまりのある樹林地や農地、湧水や水辺など多様な自然や里山景観が残されており、それらの緑を「緑の10大拠点」として位置付けています。

また、樹林地や農地が市街化調整区域から市街化区域に入り込むように存在しており、市街地でも多くの樹林地や農地を見ることができます。



図 横浜の地形  
(出典：「横浜市水と緑の基本計画」)



図 市内を流れる河川の流域位置図  
(出典：「横浜市水と緑の基本計画」)

### (2) 土地利用

1992～2013年の土地利用の推移を見ると、住宅用地、道路・交通施設用地などの都市的土地利用が増加しているのに対して、農地・樹林地などの自然的土地利用が減少しています。



図 横浜市全体の土地利用の推移（「横浜市都市計画基礎調査」より作成）

### (3) 気象

横浜市は、海に面しており、温暖で雨量の多い太平洋側気候です。気温・降水量の推移は、図のとおりです。平均気温は、1900年には14.2℃でしたが2016年は16.9℃となっており、長期的には上昇傾向にあります。

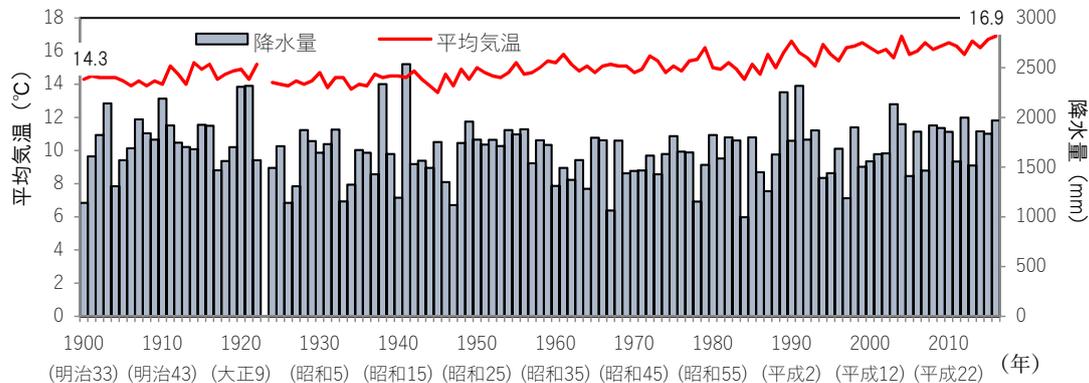


図 気温・降水量の推移

(出典：気象庁「過去の気象データ」より作成)

注) 1923年のデータは資料が不足しているため、記述していません。

### (4) 経済

2014年度の産業別の市内総生産を見ると、第2次産業の割合が減少する一方で、第3次産業の割合が大きくなっています。農業産出額は県内トップであり、大消費地を抱える市内農家は、市場出荷のほか、市内に約1,000か所ある直売所での販売や契約栽培など、多様な販売形態を持っています。

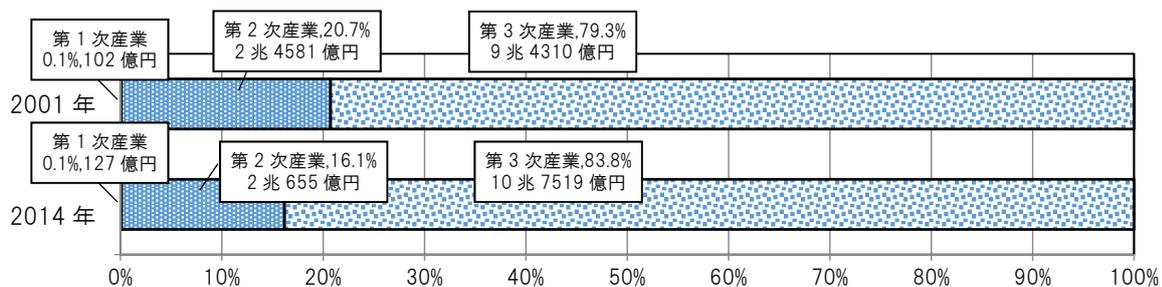


図 市内総生産 産業別構成比

(出典：内閣府「県民経済計算」より作成)

### (5) 歴史

横浜は、1859年の横浜港開港とともに発展した都市であり、開港以来の歴史と文化の遺産が豊富に存在し、その独特な街並みや景観が、横浜港周辺をはじめとする地域の観光資源となっていることも横浜市の特徴の一つです。

## 7 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

平成 7 年 3 月 24 日条例第 17 号

### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 基本的施策(第 7 条—第 17 条)
- 第 3 章 総合的推進のための施策(第 18 条—第 22 条)
- 第 4 章 効果的推進のための施策(第 23 条—第 27 条)

### 附則

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市(以下「市」という。)、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

### (基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生態系の多様性に配慮しつつ、自然環境を維持し、及び向上させることによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

### (市の責務)

第 4 条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

## (事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。
- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## (市民の責務)

- 第6条 市民は、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

**第2章 基本的施策**

## (公害の防止等)

- 第7条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関して必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気汚染、水質汚濁又は土壌汚染等による環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

## (監視等の体制の整備)

- 第8条 市は、公害その他の環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めなければならない。

## (公害に係る健康被害者の保護等)

- 第9条 市は、公害に係る健康被害者の保護及び健康被害の予防を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情の円滑な処理に努めなければならない。

## (自然環境の保全及び創造)

- 第10条 市は、樹林地、農地、川、海等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めなければならない。
- 2 市は、自然環境の保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

## (快適な環境の確保)

- 第11条 市は、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境又は良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境の確保に努めなければならない。

## (エネルギーの合理的かつ効率的な利用の促進等)

- 第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講じなければならない。

## (環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 13 条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第 14 条 市は、廃棄物の処理施設、公共下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設等の整備及び汚泥のしゅんせつ等の環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資するための事業を推進しなければならない。

(地球環境保全の推進等)

第 15 条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する国際的な連携に努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育を充実し、及び学習が促進されるように、環境の保全及び創造に関する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成、市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講じなければならない。

(調査研究等)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

### 第 3 章 総合的推進のための施策

(環境管理計画の策定等)

第 18 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横浜市環境管理計画(以下「環境管理計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境管理計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、配慮の指針その他の必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境管理計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、横浜市環境創造審議会条例(平成 6 年 6 月横浜市条例第 19 号)に基づく横浜市環境創造審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境管理計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境管理計画を変更する場合に準用する。

(平 18 条例 75・一部改正)

(施策の策定等と環境管理計画との整合等)

第 19 条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たって、環境管理計画との整合を図るように努めなければならない。

2 市は、環境管理計画の実施に当たって、その効果的な推進及び総合的な調整を行うための必要な措置を講じなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第 20 条 市長は、環境の状況、環境管理計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(開発事業等の計画の立案に係る環境への配慮の推進)

第 21 条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業(以下「開発事業等」という。)を計画しようとする者は、その計画の立案に当たって、その計画に係る環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による適正な配慮を行うために必要な環境に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

(開発事業等の計画の確定に係る環境影響評価の推進)

第 22 条 大規模な開発事業等を実施しようとする者は、その開発事業等の計画の確定に当たって、その開発事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全に努めなければならない。

- 2 市は、前項の規定による調査、予測及び評価を行うために必要な手続及び基準を定める等必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 効果的推進のための施策

(情報の提供及び市民等の意見反映)

第23条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民及び事業者との連携)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めなければならない。

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第25条 市は、市民及び事業者が自主的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、これらの活動に対する助成、顕彰の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(経済的措置)

第26条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的負担を市民又は事業者を求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるように努めなければならない。

(事業者の環境管理に関する制度の導入の促進)

第27条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に関し必要な措置を講じなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成18年12月条例第75号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 8 環境に関する主な指針

項目	名称	提供元HP
地球温暖化対策	<b>エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針</b> 《H25.12》	経済産業省資源エネルギー庁 <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/</a>
	工場または事業場、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から定められた基本方針	
	<b>温室効果ガス排出抑制等指針</b> 《H25.4》	環境省 <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/</a>
	事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針	
	<b>横浜市気候変動適応方針</b> 《H29.6》	横浜市温暖化対策統括本部調整課 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/plan/">http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/plan/</a>
	各分野で進めている地球温暖化対策を適応の観点から横断的に取りまとめたもの	
	<b>温室効果ガスの排出の抑制に関する指針</b> 《H22.3》	横浜市環境創造局環境管理課 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html</a>
	事業活動における温室効果ガス排出量の把握、事業者が取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置、地球温暖化対策計画の作成、及び地球温暖化を防止する対策の実施状況の報告の方法等について定めるもの	
	<b>再生可能エネルギー導入検討報告制度 報告書作成マニュアル</b> 《H25.11》	横浜市環境創造局環境エネルギー課 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ondan/saiene/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ondan/saiene/</a>
	再生可能エネルギーとして太陽熱利用・太陽光発電を中心に、検討の進め方・手順、報告書の作成方法をまとめたもの	
	<b>横浜市地域冷暖房推進指針</b> 《H8.4》	横浜市環境創造局環境エネルギー課 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ondan/chirei/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ondan/chirei/</a>
	地域冷暖房を推進するため、地域冷暖房推進地域や届出手続きを定めるとともに、必要に応じて導入の検討を求めるもの	
	<b>ヒートアイランド対策ガイドライン改訂版</b> 《H25.3》	環境省 <a href="http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/guideline/h24.html">http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/guideline/h24.html</a>
	地方公共団体等において計画的にヒートアイランド対策を進めていく際の手順、各種対策手法の効果的な活用事例等についての紹介	
	<b>ヒートアイランド対策マニュアル</b> 《H24.3》	環境省 <a href="http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/manual_01.html">http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/manual_01.html</a>
	ヒートアイランド現象の最新状況を始め、地方公共団体における施策実施や民間事業者における環境技術導入の際に参考となる様々な情報、「適応策」等を体系的に整理したもの	
	<b>横浜市ヒートアイランド対策取組方針</b> 《H18.3》	横浜市環境創造局政策課 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/heat/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/heat/</a>
横浜市のヒートアイランド対策の方向性を示したもの		
<b>横浜市ヒートアイランド対策の手引き</b> 《H19.2》	横浜市環境創造局政策課 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/heat/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/heat/</a>	
市民の皆様が気軽に取り組むことができるアイデアをまとめたもの		
<b>神奈川県 ヒートアイランド対策ハンドブック</b> 《H26.5》	神奈川県 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6703/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6703/</a>	
神奈川県内におけるヒートアイランド関連のデータや地方公共団体向けのヒートアイランド対策事例等をまとめたもの		
<b>二酸化炭素排出量の算定方法</b> 《H24.9》	横浜市環境創造局環境管理課 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html</a>	
横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第 84 条第 4 項に規定する二酸化炭素の排出量の算定方法		

項目	名称	提供元HP
生物多様性	<b>横浜市生物多様性保全再生指針</b> <<H21.3>>	横浜市環境創造局政策課
	横浜市における生物多様性の保全・再生に関する基本的な考え方	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kanryo/mamoru/tayou/shishin.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kanryo/mamoru/tayou/shishin.html</a>
	<b>神奈川県鳥獣保護区等位置図</b> <<H29.11>>	神奈川県 HP
	神奈川県内の鳥獣保護区、特定狩猟具使用禁止区域等を記載した県域図（10万分の1）	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/p889835.html">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/p889835.html</a>
	<b>猛禽類保護の進め方（改訂版）</b> <<H24.12>>	環境省
	開発事業との摩擦が依然として危惧され、かつ生息状況や生態について情報が蓄積しつつあるイヌワシ、クマタカ、オオタカの3種を中心に、各種開発行為に際しての保全措置の検討のための考え方を明らかにするもの	<a href="http://www.env.go.jp/nature/kisho/guideline/moukin.html">http://www.env.go.jp/nature/kisho/guideline/moukin.html</a>
生活環境全般	<b>環境基準</b>	環境省
	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの	<a href="http://www.env.go.jp/kijun/">http://www.env.go.jp/kijun/</a>
	<b>環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）</b> <<H24.9>>	横浜市環境創造局環境管理課
	横浜市生活環境の保全等に関する条例第39条に規定する、事業者が実施する環境への負荷の低減に係る取組を支援するため、事業者の配慮すべき事項を定めたもの	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kanryo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kanryo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html</a>
	<b>環境への負荷の低減に関する指針（飲食店等がにおいて配慮すべき事項）</b> <<H15.3>>	横浜市環境創造局環境管理課
	横浜市生活環境の保全等に関する条例第39条に規定する、飲食店等を営む事業者が実施する環境への負荷の低減に係る取組を支援するため、事業者の配慮すべき事項を定めたもの	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kanryo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kanryo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html</a>
	<b>夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針</b> <<H24.9>>	横浜市環境創造局環境管理課
	横浜市生活環境の保全等に関する条例第58条に規定する、夜間営業を営む事業者が実施する取組を支援するため、事業者の配慮すべき事項を定めたもの	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kanryo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kanryo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html</a>
	<b>生活騒音防止に関する配慮すべき指針</b> <<H15.4>>	横浜市環境創造局環境管理課
	横浜市生活環境の保全等に関する条例第147条に規定する、日常生活に伴って発生する騒音を防止について配慮等を支援するため、市民の配慮すべき事項を定めたもの	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kanryo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kanryo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html</a>
<b>化学物質の適正な管理に関する指針</b> <<H18.4>>	横浜市環境創造局環境管理課	
横浜市生活環境の保全等に関する条例第41条に規定する、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組を支援するための指針	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kanryo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kanryo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html</a>	
光害	<b>光害対策ガイドライン</b> <<H18.12>>	環境省
	光害の定義、夜空の明るさの問題を概説し、地域における照明環境の考え方の提案、光害対策を実施するうえでの環境者の定義、ガイドラインの使い方及び屋外照明等における具体的な対策について解説	<a href="http://www.env.go.jp/air/life/light_poll.html">http://www.env.go.jp/air/life/light_poll.html</a>
安全	<b>地下空間における浸水対策ガイドライン</b>	国土交通省
	洪水時等に浸水のおそれのある土地で地階に設けられる居室等について、建築物の構造及び維持・管理方法についての指針を示したもの	<a href="http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/chika/">http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/chika/</a>

項目	名称	提供元HP
景観	<b>都市景観協議地区</b>	横浜市 都市整備局景観調整課 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/keikan/list/">http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/keikan/list/</a>
	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づき、区域や魅力ある都市景観を創造するための方針、行為に関する設計の指針（行為指針）などを定めたもの	
	<b>山手地区景観風致保全要綱 《H7.7》</b>	横浜市 都市整備局都市再生推進課 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/tosai/tosai/yamate/">http://www.city.yokohama.lg.jp/tosai/tosai/yamate/</a>
	山手地区における地域の魅力の維持保全、眺望や景観の確保のため、建築鬱の形態や用途などのデザイン調整を強化するための要綱	
景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン 《H16.3》	<b>景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン 《H16.3》</b>	国土交通省 <a href="http://www.mlit.go.jp/road/road/bougosaku/">http://www.mlit.go.jp/road/road/bougosaku/</a>
	道路景観全体の向上を目指すことを目的に、防護柵の設置・更新を検討するにあたって、本来の安全面での機能を確保したうえで景観に配慮するという考え方をまとめたもの	
まちづくり方針	<b>地区計画／建築協定</b>	横浜市 都市整備局地域まちづくり課 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/machirule/">http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/machirule/</a>
	地区計画、建築計画の位置、方針等の概要	
	<b>街づくり協議地区制度</b>	横浜市 都市整備局地域まちづくり課 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/machi-kyogi/">http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/machi-kyogi/</a>
	駅周辺の商業・業務地区や、計画的開発地区など都市政策上重要な地区を、「街づくり協議地区」に指定し、地区別に街づくり協議指針を規定	
臨港地区	<b>臨港地区</b>	横浜市港湾局管財第一課 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/rinkochiku.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/rinkochiku.html</a>
	商港区・工業港区・マリーナ港区・修景厚生港区の4つの分区を設け、それぞれの分区の目的にあわない構築物の建設や用途の変更を禁止	
建築物	<b>横浜市建築物環境配慮制度（CASSBEE横浜）</b>	横浜市建築局建築企画課 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/kenki/casbee/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/kenki/casbee/</a>
	建築主が、その建物の「建築物環境配慮計画」を作成することにより、総合的な環境配慮の取組を進めるもの	

## 9 用語説明

### A-Z

#### **AI** (人工知能 : Artificial Intelligence)

知能のある機械のこと。推論や学習といった人間の能力を持つコンピューターシステム。

#### **BOD** (生物化学的酸素要求量 : Biochemical Oxygen Demand)

河川における汚れの度合いを表す指標の一つ。微生物が水中の有機物(汚れ)を分解するときに使われる酸素の量。数値が高いほど汚れが大きいことを示している。

#### **COD** (化学的酸素要求量 : Chemical Oxygen Demand)

海、湖における汚れの度合いを表す指標の一つ。水中の有機物(汚れ)を薬品で分解するときに使われる酸素の量。数値が高いほど汚れが大きいことを示している。

#### **ICT**

(Information and Communication Technology)

情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

#### **IoT** (Internet of Things)

建物、電化製品、自動車、医療機器など、パソコンやサーバー等のIT関連機器以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。「モノのインターネット」と呼ばれる。

#### **ISO14001**

国際標準化機構(ISO)が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を軽減する活動を継続的に実施するための仕組みについての規定である。

#### **NGO** (非政府組織 : Non-governmental Organization)

政府以外のすべての民間団体を意味する。環境に関するNGOは、国際自然保護連合(IUCN)や世界自然保護基金(WWF)のような国際組織から、日本各地にある自主的組織までさまざまな団体が活動している。国外では営利事業を行う業界団体もNGOに含めて考える場合もある。

#### **NPO** (民間非営利組織 : Non-profit Organization)

営利を目的としない活動のできる市民団体を指す。1998年3月に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が成立し、環境の保全を図る活動等17分野の活動に該当する活動を行い、同法の要件を満たす団体は特定非営利活動法人として法人格を取得できるようになった。

#### **PCB廃棄物**

PCB(ポリ塩化ビフェニル)及びPCBが含有された電気機器や塗布されたものなどが廃棄物になったもののこと。PCB特別措置法施行令により、高濃度PCB廃棄物は2023年3月31日までに、低濃度PCB廃棄物は2027年3月31日までに処理することが定められている。

#### **PM2.5** (微小粒子状物質)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル以下の小さな粒子状物質のこと。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、中央環境審議会における審議を経て、2009年9月、PM2.5に係る環境基準が告示された。

#### **ZEH** (ゼッチ : ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

外皮(外壁、床など)の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

### あ

#### **愛護会**

公園や樹林地、河川・水辺施設など多くの施設で組織されているボランティア団体。清掃活動などの維持管理活動をはじめとする、環境に関する活動に取り組んでいる。

#### **赤潮**

海域で特定のプランクトンが大量に発生し、かつ水面近くに集積することによって、海水が変色する現象。海水中の窒素、りん等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因

が相互に関連して発生すると考えられている。東京湾では、春から夏にかけて水温が上昇し日照時間が長くなるとプランクトンが増殖し、赤潮が発生しやすい。

### アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「石綿（せきめん、いしわた）」と呼ばれる。以前は建築物において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、1975年に原則禁止された。その後も、スレート材、断熱材等で使用されてきたが、現在では、製造が禁止されている。石綿は、飛び散り、吸い込むことで、悪性中皮腫や肺がんを引き起こすことが知られており、大気汚染防止法等で飛散防止や、ばく露防止が図られている。

### ウェルカムセンター

横浜みどりアップ計画により市内の既存施設を活用し整備された、森の情報を発信し魅力を伝える施設。森を安全に散策するための情報や生き物情報などを発信する「森の情報提供」、森を知り、楽しむための講座などを開催する「普及啓発・環境教育」を行う。市内のウェルカムセンターは5館（横浜自然観察の森 自然観察センター、新治里山公園 にいはる里山交流センター、舞岡ふるさと村 虹の家、寺家ふるさと村 四季の家、環境活動支援センター 交流スペース）。

### 雨水浸透ます

雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を充填したもので、雨水を地中にしみ込みやすくする。

### 栄養塩類

海水・陸水中に含まれ、植物プランクトンや海藻などの生物の栄養として必要な物質。

### エキサイトよこはま 22

横浜駅周辺大改造計画。国際化への対応・環境問題・駅の魅力向上・災害時の安全確保など「国際都市の玄関口としてふさわしいまちづくり」を推進するための指針となる計画。

### エコツーリズム

地域の自然観光資源を対象とし、それらを体験・学習するとともに、自然環境の保全や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

### エコリノベーション

既存住宅の断熱性能や省エネ性能の向上など、省エネかつ健康な住まいにつながる改修。

### エネルギーマネジメントシステム

(EMS:Energy Management System)  
センサーやIT技術を駆使して、電力使用量の見える化(可視化)を行うことで節電につなげたり、再生可能エネルギーや蓄電池等の機器の制御を行って効率的なエネルギーの管理・制御を行うためのシステム。対象により、HEMS(家庭)、BEMS(ビル)、FEMS(工場)、CEMS(地域)のように呼ばれる。

### オープンデータ

組織でのみ利用されているデータを社会で効果的に利用するため、機械判読に適したデータ形式、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。

### 温室効果ガス

地球表面から放射される熱を吸収することで地球の平均気温を保つ効果がある気体のこと。産業革命以後、人の活動により温室効果ガス濃度が増大しており、地球温暖化や付随する気候変動・異常気象が引き起こされ、問題となっている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、現在、「二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)」「メタン(CH<sub>4</sub>)」「一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)」「ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)」「パーフルオロカーボン類(PFCs)」「六ふつ化硫黄(SF<sub>6</sub>)」「三ふつ化窒素(NF<sub>3</sub>)」の7物質が指定されている。

か

### カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動(植林や自然エネルギーの利用等)に投資することで、排出された温室効果ガスを相殺するという考え方。

### 外来種

自然分布範囲以外の地域または生態系に、人為の結果として持ち込まれた生物のこと。国外だけでなく、国内の他の地域から持ち込まれたものも含む。

### 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。大気汚染、水質汚濁・地下水、土壌汚染、騒音及びダイオキシン類について環境基準が定められている。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

### 環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」としている。

### 環境保全協定

事業活動に伴う環境への負荷を低減するために、事業者が自主的に実施する環境保全に係る取組などを、横浜市と事業者との合意により締結した協定のこと。事業者との連携を推進することにより、環境の保全に関する施策の実効性を確保している。

### 環境マネジメントシステム

(EMS : Environmental Management System)

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。

### 環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のこと。

### 魚道

魚類の回遊を妨げる堰・ダム等の河川横断構造物を越えて、魚類が遡上したり下ったりできるように人工的に設置する迂回路のこと。

### 健全な水循環

人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環。

### 公害

人の事業や生活などに伴って生じる大気汚染、水質汚濁、騒音や悪臭などが、人の健康や生活環境に被害を及ぼすこと。環境基本法においては、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されている。この七つの公害を通常「典型7公害」という。

### 光化学オキシダント

光化学スモッグの指標となり、工場や自動車などから排出される窒素酸化物と光化学反応性の高い揮発性有機化合物（VOC）等が、太陽エネルギーを受けて光化学反応を起こして生成される二次汚染物質であり、その濃度が高くなると人体や動植物に被害を与える。

### 光化学スモッグ

夏季に多く日射が強くて、風の弱い日に光化学オキシダントが大気中に滞留した結果、空がかすんで、白いモヤがかかったような状態になることを「光化学スモッグ」が発生しているという。その影響は目やのどの粘膜を冒し、植物被害や視覚障害など広範囲にわたる。

### 高度処理

下水処理において、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理。除去対象物質は浮遊物、有機物、栄養塩類等があり、各々の除去対象物質に対して様々な処理方式がある。

さ

**市街化区域**

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

**市街化調整区域**

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。

**持続可能**

将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような活動を持続的・永続的に営むこと。

**市民の森**

山林所有者の好意により、市が土地を借りて一般に公開をしている横浜市独自の緑地を保存する制度。

**循環型社会**

雨水の地中かん養や中水利用などの水の循環への配慮、生ごみの堆肥化や、古紙・缶のリサイクルなど資源循環の仕組みや設備、大気循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造を有する社会を指している。

**自立分散型エネルギー**

エネルギー消費地の近くに分散配置された、比較的小規模な発電設備から供給されるエネルギーの総称であり、従来の大規模・集中型エネルギーに対する相対的な概念。具体的には、太陽光発電等の再生可能エネルギー、燃料電池等のコジェネレーションシステム、蓄電池等の蓄エネルギー機器等が含まれる。

**水素エネルギー**

水素を燃料としたエネルギー。水素は燃焼すると熱を出して水になるため、大気汚染物質は発生しない。水素を燃料電池で発電することで高い発電効率が期待できる。

**3 R**

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語である。①廃棄物の発生抑制 (Reduce: リデュース)、②資源や製品の再利用 (Reuse: リユース)、③再生利用 (Recycle: リサイクル) の順で、リサイクルよりもリデュースを優先する。3 Rに、不要なものをもらわない・買わない (Refuse: リフューズ)、修理して使う (Repair: リペア) を加えて 4 R や 5 R と呼ぶこともある。

**生息域外保全**

絶滅危惧種をまもるため、安全な施設に生き物を保護して、それらを増やすことにより絶滅を回避する方法。

**生態系**

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。

**生態系サービス**

人々が生態系から得られる便益の事で、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を得る「文化サービス」、栄養塩類の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。

**生物共生型護岸**

港湾構造物の新設時や老朽化対策等の改修と同時に生物の生育、生息の場として機能を付加することにより、海域の環境改善などを期待した構造物の一つ。

**生物指標**

指標となる生物の出現状況から環境の状態を評価するもので、横浜市では 3～4 年ごとに河川や海域の生物調査 (魚類や底生動物、藻類など) を行い、水質の評価を行っている。

### 生物多様性自治体ネットワーク

自治体が相互に生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について情報発信を行うとともに、「国連生物多様性の10年日本委員会」の構成員として他のセクターとの連携・協働を図るネットワーク。

### 浅海域

海岸線から大陸棚の外縁までの間にあって、大陸棚上の大部分を占める海域のこと。

### 全窒素

アンモニア性窒素などの無機性窒素とたんぱく質などに含まれる有機性窒素の総量。水質の富栄養化の指標であり、赤潮発生と密接に関わっている。

### 全りん

りん酸やその化合物に含まれるりんの総量。水質の富栄養化の指標であり、赤潮発生と密接に関わっている。

た

### ダイオキシン類

塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成12年1月施行）により、3物質群が定義されている（単一の物質でないため、「物質群」としている）。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源があげられている。水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい。また、常温では安定しているが、高温（800℃以上）ではほとんど分解する。

### 多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

### 地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共施設（地区施設）、建築物等の用途、規模、形態などの制限を細かく定めるもの。横浜市では、地区計画における建築物の緑化率等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、条例

（地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例）に定めている。

### 電気自動車（EV）

ガソリンエンジンを搭載せず、電気駆動のモーターで動く自動車。走行中に二酸化炭素や排気ガスを出さないため、地球温暖化対策や大気汚染防止につながるとともに、走行中の騒音が少ないなどのメリットがあり、ガソリンやディーゼル車から電気自動車に移行する“EVシフト”と呼ばれる世界的な動きがある。

### 特定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）によって規定された外来生物のこと。生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。

同法で規定する「外来生物」は、海外から国内に導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に生息・生育することとなる生物を指す。

な

### 燃料電池自動車（FCV）

燃料電池において水素と酸素の化学反応をさせて発電した電気を動力源とし、電気駆動のモーターで動く自動車。走行中に二酸化炭素や排気ガスを出さないため、地球温暖化対策や大気汚染防止につながるとともに、走行中の騒音が少ないなどのメリットがある。

は

### バーチャルパワープラント

（VPP:Virtual Power Plant）

ビルや家庭などが有するエネルギーリソース（蓄電池や発電設備、デマンドレスポンスなど）を、高度なエネルギーマネジメント技術により遠隔・統合制御し、あたかも一つの発電所（仮想発電所：バーチャルパワープラント）のように機能させることで、電力の需給調整に活用する取組のこと。VPPにより、二酸化炭素削減、発電コスト削減、系統安定化コスト低減、エネルギー自給率向上（化石燃料依存度低減）など、様々な効果が期待されている。

### バイオ燃料

バイオマス（再生可能な生物由来の有機性資源）から作る燃料のこと。燃焼の際には二酸化炭素を排出するが、原料作物の成長過程における二酸化炭素の吸収量と相殺し、排出量はゼロとなる。

### ヒートアイランド

都市では高密度のエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルト等で覆われているため、水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外部に比べ気温が高くなっている。この現象は等温線を描くと都心部を中心とした「島」のように見えるため、これをヒートアイランドという。

### ビオトープ

生物を意味する「ビオ」と場所を意味する「トープ」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。地域計画においては、計画上重要な生物の生息空間の意味で使われる。生態系の保全の観点からは、個々にビオトープを整備（確保）するのではなく、生物の移動が確保できるようなビオトープ・ネットワークの形成が重要とされている。

### ブルーカーボン

海洋に生息する生物（プランクトン、海藻、塩水性の湿原の植物など）によって吸収・捕捉される炭素。

### 保全管理計画

個々の樹林地ごとに策定される森づくりの管理計画。森づくりガイドラインを活用して、市民活動団体や行政など、森づくりに携わる様々な立場の人が連携し、生き物、地域の文化や伝統など個々の樹林地の特性をいかりながら、森の将来像、ゾーニング、作業内容、役割分担などを定めたもの。

ま

### 水再生センター

生活排水等をきれいな水にする下水道施設。横浜市内では、現在 11 か所の水再生センターが稼働している。

### 緑の 10 大拠点

樹林地や農地等の自然的環境が連なる横浜市郊外部の、7か所の「緑の七大拠点」及び3か所の「河川

沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」の総称。

### 未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギーや、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーのことをいう。ヒートポンプ技術等により未利用エネルギーを利用することで、エネルギーの有効活用につながる。

### 藻場

大型底生植物（海藻・海草）の群落を中心とする浅海域生態系の一つであり、海洋動物の産卵場や餌場となるなど重要な役割を果たしている。

### モビリティマネジメント

一人ひとりの移動を対象としつつ、それらが社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを期待する施策であり、「過度な自動車利用の状態から、公共交通や自転車等を適切に利用する状態」に少しずつ変えていくための取組。

### 森づくりガイドライン

森の維持管理をするための手法などが整理された横浜の森づくりの技術指針。横浜の森の成り立ち、保全管理計画の立て方、森のタイプごとの管理作業や指標となる生き物などが解説されている。

や

### 谷戸

丘陵台地の雨水や湧水等の浸食による開析谷を指し、三方（両側、後背）に丘陵台地部、樹林地を抱え、湿地、湧水、水路、水田等の農耕地、ため池などを構成要素に形成される地形。

### 横浜ふるさと村

良好な田園風景を残している農業地域の農地や山林を将来にわたって保全するとともに、農業の振興を図ることを目的として整備されている。市内では、「寺家ふるさと村」、「舞岡ふるさと村」の2か所が整備され、市民が農家との交流を通じて、自然・農業・農村文化などにふれあい・親しめる場となっている。

ら

**流域**

河川に流れ込む雨水（氷雪水も含む）が降り集まる地域のこと。集水域または排水域ともいう。

**緑化地域制度**

緑が不足している市街地などにおいて、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度。

**緑地保全制度**

樹林地を中心とする緑地を保全するための制度で、法律に基づく特別緑地保全地区や、条例に基づく市民の森、緑地保存地区などの制度がある。

**緑被率**

緑の現状を量的に示す指標の一つ。航空写真によって、空から緑の量をとらえる方法で、おおよその緑の量が把握できる。